

平成 27 年度
自 己 点 検 評 価 書

平成 28 (2016) 年 6 月

函館大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学修と教授	13
基準 3 経営・管理と財務	52
基準 4 自己点検・評価	71
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	78
基準 A 地域貢献	78
V. エビデンス集一覧	82
エビデンス集（データ編）一覧	82
エビデンス集（資料編）一覧	83

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

本学園は昭和 13 年に創設され、開校以来、全人教育を目標とし、「学園訓 3 カ条“報恩感謝”“常識涵養”“実践躬行”を具体的信条として、知・情・意の円満にして高度に発達した人材を育成することを目的」（学校法人野又学園寄附行為第 3 条）として教育を行ってきた。

建学の精神について、創立者野又貞夫は次のように記している。

「惟うに真の学問とは言ふまでもなく知・情・意を円満にして而も高度に発展せしむることである。従つて学問と徳性とは別々に考えるものでなく不離一体の関係にある。徳性の涵養を離れた学問はなく、学問とはあくまでも、知・情・意の総合的体得に外ならない。

換言すれば学問とは信の一字につきる。信は真に通じ「かの天に斗あるが如く人は信を常とすべし」の古語にある通り、天空の道しるべは斗である。

即ち星であるが如く人間生活の道標は実に信の一字に要約されている。

こうした意味に於いて、本学園訓の 3 カ条たる報恩感謝、常識涵養、実践躬行の終局的発展は真の学問追究を意味しているのである。」（野又貞夫著『解道自楽』より）

本学園の建学の精神は、創立者が記した意味の「学問」を通じて、人はすべからず職業教育を受け、立派な専職を持ち、地域社会に貢献し得るような人材の養成にある。

2. 学園訓 3 か条

・ 報恩感謝

四恩即ち、神仏の恩、父母の恩、師の恩、社会の恩に感謝しながら日常生活をすることこそ人間の幸福と言えよう。これを体得することは家庭教育の中心であり、仁の行ないであり、情の世界であり、真実の人生はここから生まれる。

・ 常識涵養

常識とは健康なる判断力である。正邪、善悪の判断をわきまえて行動しさえすれば人間生活は悔いることはない。それには知識が前提となる。世の中の進歩と共に一定の知識を身につけなければ正確な判断をすることが不可能となる。学校教育の目的もここにある。

・ 実践躬行

人間は一定の職業を持って社会生活をしなければならない。自ら実際に践み行なわなければならない。依頼心は禁物である。そのためには大いなる勇気を要し、堅固な意志の強さがなければならない。他人に迷惑をかけず、自律の生活をする姿こそ貴賤の差なく美しいものである。社会教育の真髄はここにある。

3. 大学の基本理念、使命・目的

函館大学は、北海道道南の学術の中心として広く知識を授けると共に、商業および経

済に関する高度の学芸を教育研究し、北海道開発および産業の興隆並びに文化の発展に役立つ専門的職業教育を施すことを目的とし、知・情・意の高度にして円満な人格の持主としての職業人を養成することを使命とする。(函館大学学則第1条)

この使命・目的を達成するため、商学科を設置し、教育研究上の目的を「広くビジネスに関連する専門の学芸を教育研究し、豊かな人間性を備えた幅広い職業人を養成する。」と定める。(学則第1条の2)

4. 大学の個性・特色等

本学を設置した昭和40(1965)年の函館は、北海道の玄関口であるとともに、貿易港であった。行政の中心は札幌に移ったものの、経済の中心は函館であり、経済・商学へのニーズが高かった。また、学校法人野又学園は、昭和13(1938)年の函館計理専門学校(現在の函館大学付属有斗高等学校)を母体として発展してきた。さらに、学園の創立者である野又貞夫は、小樽高等商業学校(現在の小樽商科大学)の卒業生であったことも影響して、経済・商・経営系の学部が設置されることとなった。

経済活動を研究の対象とする学問には、経済学、商学、経営学があり、それぞれが関連し、時には重複している。これらの中で、函館大学が「商学」を研究教育の中心とする理由は次のとおりである。

- ① 商取引(Commerce)は経済活動を支える原理の一つである。財の交換が成立しなければ、経済社会は発展しない。学問として普遍的であり、大学で教育する内容として適切であること。
- ② 北海道・東北地方は、歴史的な背景により製造業の割合が低く、特に函館はその傾向が顕著であるため、企業の商取引に焦点を当てる商学が適していること。
- ③ 経済学の応用分野であるマーケティングや金融系統の実践的な内容を含み、比較的身近な事象を題材として学ぶことのできる商学が、この地域の学生にとっては適切であること。

本学では、この函館の地に商学部を設置し、地域の経済活動を担う幅広い職業人を育成すること、そして、地域の産業を教育研究の題材として商学を修めることを個性・特色としている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和40.	1.25	函館大学商学部設置認可
昭和40.	4.1	函館大学開学 附設函館大学北海道産業開発研究所開設
昭和41.	3.5	函館大学教職課程認定
昭和44.	8.20	函館大学震災復興校舎落成
昭和44.	8.20	函館大学商品学実験室設置
昭和45.	5.11	函館大学経営研究所開設
昭和45.	12.20	函館大学電子計算室設置

昭和 46. 10. 18	函館大学 L. L. 施設開設
昭和 50. 12. 7	函館大学創立 10 周年記念式典挙行 増築校舎落成 談話室開設
昭和 58. 4. 17	函館大学とハワイロア大学（現ハワイパシフィック大学）、姉妹校提携
昭和 61. 1. 25	函館大学創立 20 周年記念式典挙行 図書館、研究棟等増築校舎落成
昭和 62. 6. 15	函館大学体育館、武道館、学生会館落成
平成 4. 4. 1	函館大学臨時的定員増（平成 11 年度まで入学定員 200 名を 300 名とする）
平成 5. 5. 21	函館大学新講義棟落成
平成 6. 7. 5	ハワイロア大学とハワイパシフィック大学との合併によりハワイパシフィック大学と姉妹校提携
平成 8. 2. 22	函館大学とニューカッスル大学（オーストラリア）、姉妹校提携
平成 9. 5. 29	函館大学とバララット大学（オーストラリア）、姉妹校提携
平成 12. 4. 1	函館大学恒常的定員増（入学定員 300 名、収容定員 1,200 名）
平成 12. 12. 21	函館大学教職課程（高校・情報）認定
平成 13. 4. 1	5 専攻塾 6 コース制の開始
平成 13. 10. 19	函館大学と南開大学（中国）、姉妹校提携
平成 13. 11. 12	函館大学講義棟・図書館・音楽練習棟落成
平成 13. 11. 22	函館大学とウォルバーハンプトン大学（イギリス）、姉妹校提携
平成 13. 11. 26	函館大学とチチェスター学園大学（イギリス）、姉妹校提携
平成 13. 11. 27	函館大学とバース・スパ大学（イギリス）、姉妹校提携
平成 14. 9. 3	函館大学と中部大学校（大韓民国）、姉妹校提携
平成 15. 3. 5	函館大学教職課程（中学校・英語、高校・英語）認定
平成 15. 10. 29	北海道函館商業高等学校と高大連携協定調印
平成 15. 11. 25	北海道函館西高等学校と高大連携協定調印
平成 16. 3. 1	小学校英語指導者認定協議会登録団体認定
平成 16. 4. 1	函館大学入学定員減（入学定員 200 名、収容定員 800 名） 教職教育センター設置
平成 17. 1. 19	北海道知内高等学校と高大連携協定調印
平成 17. 3. 11	函館大学と南開大学浜海学院（中国）、姉妹校提携
平成 17. 4. 1	函館大学商学部にて英語国際ビジネス学科新設 企業家養成専攻塾、福祉ビジネス専攻塾新設
平成 17. 10. 7	北海道八雲高等学校と高大連携協定調印
平成 18. 1. 14	放送大学と単位互換協定調印
平成 18. 4. 1	函館大学キャリア開発センター開設
平成 18. 5. 30	青森県立青森商業高等学校と高大連携協定調印
平成 18. 6. 1	放送大学函館学習室（函館大学内）開設
平成 19. 7. 26	北海道森高等学校と高大連携協定調印
平成 20. 3. 19	（財）日本高等教育評価機構より大学機関別認証評価を受ける
平成 20. 9. 22	南開大学浜海学院と「本科生共同育成プログラム（DDP）」合意
平成 20. 12. 24	函館大学教職課程（中学校・社会、高校・公民）認定
平成 21. 1. 30	函館大学第二学生寮完成
平成 22. 4. 1	函館大学英語国際ビジネス学科募集停止、商学科を 3 コース制に再編成
平成 23. 6. 15	北海道戸井高等学校と高大連携協定調印
平成 25. 4. 1	函館大学ベイエリア・サテライト開設 入学定員を 150 名から 120 名に変更
平成 27. 3. 30	函館市との包括連携協定を締結

平成 27. 4. 1 入学定員を 120 名から 100 名に変更
 平成 27. 8. 26 長栄大学（中華民国・台湾）との学術協力協定を締結
 平成 27. 9. 18 北海道中小企業家同友会函館支部との包括連携協定を締結
 平成 27. 10. 31 函館大学創立 50 周年式典を挙行

2. 本学の現況（平成 28 年 5 月 1 日現在）

- ・大学名 函館大学
- ・所在地 北海道函館市高丘町 51-1
- ・学部の構成 商学部商学科（1 学部 1 学科）

学部	学科	入学定員		総定員
		学年	人数	
商学部	商学科	1 年次	100	440
		2 年次	100	
		3 年次	120	
		4 年次	120	

・学生数、教員数、職員数

学生数

学部	学科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
商学部	商学科	76	62	69	109	316

教員数、職員数

学長	教授	准教授	専任講師	非常勤講師
1	11	8	4	16

職員数

専任	嘱託（パート含む）
21	6

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人野又学園函館大学の建学の精神は、学園訓 3 か条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条として知・情・意を高度にして円満に発達させる真の学問追究をすることである。

学園訓 3 か条は法人が設置するすべての学校において、各教室に掲示されている。入学式や卒業式においても、すべての所属長が学園訓 3 か条を式辞の中でふれるなど、教職員・学生に浸透させている。【資料 1-1-1（学長の入学式・卒業式式辞）】

建学の精神に基づいて本学の使命・目的があり。教養教育と専門教育である商業・経済に関する教育研究は、地域の産業・文化の発展に資することが目的であり、円満な人格の持ち主としての職業人の養成を使命としている。本学は商学部商学科の単科大学であるため、使命・目的で目指す人間像は具体的であり、わかりやすくなっている。

② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は学則第 1 条および学則第 1 条の 2 に掲げてあるが、この中で「知・情・意の高度にして円満な人格の持主」「豊かな人間性」を理解するためには、建学の精神に立ち戻る必要がある。

本学の建学の精神は 1 ページに収まる簡潔なものであり、とくに学園訓 3 か条は本学で学ぶ者が目指すべき具体的信条を 12 文字に集約している。この学園訓 3 か条は、大学のみならず幼稚園児でもわかるように作られており【資料 1-1-2（函館短期大学付属幼稚園での学園訓 3 か条の説明例）】、年代を問わず記憶に残る普遍的なものとなっている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的は、自分たちで作りに上げていくものであるという自覚を持ち、長期的な視野に立ってこれからの教育に求められることは何かを考え続けることが重要である。

「有為な人材を育成する」「地域に貢献する」などの言葉は形骸化しやすく、常に具体的な行動が伴っていなければならない。一つは入口である高等学校との協力体制を付属高校を中心として確立し、円滑な高大接続に努めることである。平成 27(2015)年度には、付属高校の教員とともに本学の海外姉妹校を訪問し、次世代育成に必要な国際的視野を

高大で共有していく共同研修事業を実施した【資料 1-1-3（海外高校視察報告会資料）】

また、出口である社会の求める人材ニーズに応えるべく地域との接触を増やして行くことも重要である。平成 26(2014)年度には立地自治体である函館市と相互協力協定を締結し、社会科学系の大学として広範な具体的な地域課題と向き合っている【資料 1-1-4（函館市と函館大学の相互協力協定書）】。また、学長は関連校である函館短期大学付設調理製菓専門学校との連携により、地域の関心の高い「食」への取組を進めるべく、平成 26 年度から、渡島・檜山の 18 市町の首長を全て訪問し【資料 1-1-5（渡島・檜山 18 市町訪問記録）】、地域課題や人材ニーズを直接聞き、本学および法人への声を直接聞く機会をつくっている。この取り組みは平成 28 年度も引き続き継続されている。

このように、入口と出口のニーズをしっかりと把握し、使命・目的及び教育目的が現在そして将来にわたって有効であるかどうか、常に念頭に置いている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

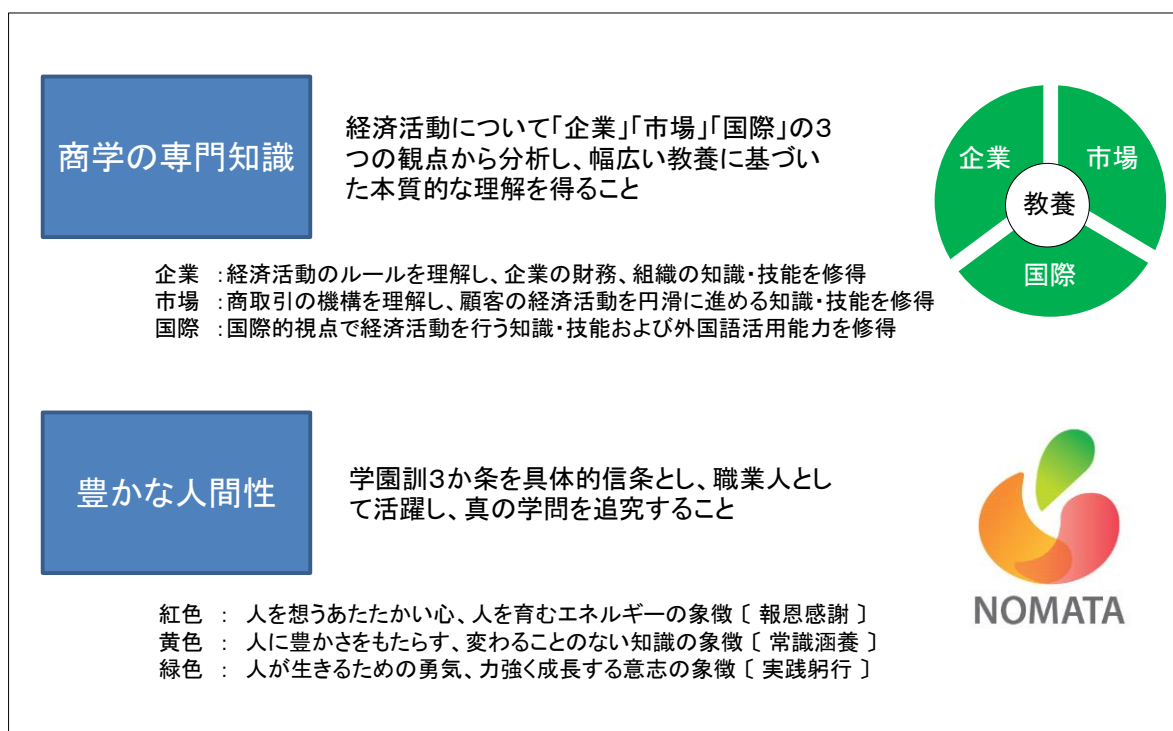
(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 大学の個性と特色

本学では、この函館の地に商学部を設置し、地域の経済活動を担う幅広い職業人を育成すること、そして、時代の変化と共に地域の基幹産業となっている食と観光を教育研究の題材として地域に関わる活動を多くして商学を修めることを個性・特色としている。

商学は実践的な学問であるが、抽象度が高く企業での勤務経験のない大学生や高校生には伝わりづらい面がある。学生が明確な目的意識を持たずに大学に進学してくるのは、我が国の義務教育・中等教育を含んだ課題の一つである。これは伝統的な経済系学部で顕著に見られる傾向である。また、経済系学部の中でも実践的であると言われる商学においても同様の傾向にある。大学として明確に教育の到達目標を掲げ、学生に目的意識を植え付けることが重要であると考え、平成 18(2006)年度に「本学の教育目標（具体的人間像）」【資料 1-2-1（旧・教育目標（具体的人間像））】を策定し、平成 25(2013)年度に見直しを行っている。（図 1-2-1）

図 1-2-1 函館大学の教育目標（具体的人間像）



② 法令との適合

函館大学学則第1条に「函館大学は、北海道道南の学術の中心として広く知識を授けると共に、商業および経済に関する高度の学芸を教育研究し、北海道開発および産業の興隆並びに文化の発展に役立つ専門的職業教育を施すことを目的とし、知・情・意の高度にして円満な人格の持主としての職業人を養成することを使命とする。」と定められており、これは学校教育法第83条に適合している。

また、函館大学学則第1条の2に商学科の教育研究目的を定められており、これは大学設置基準第2条に適合している。

③ 変化への対応

平成17年1月の中央教育審議会の答申では「我が国の高等教育の将来像」が示され、「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を一層図ることが重要であると述べられている。この答申に立脚するならば、本学科では「幅広い職業人の養成」「地域の生涯学習機会の拠点」「社会貢献機能(地域貢献)」の機能に比重を置くことが特色となる。

近年、能動的学修が求められる動きをよく捉え、平成13(2001)年度から実施してきた専攻塾制度【資料1-2-2(専攻塾制度について)】や、平成21(2009)年度から始めた「商学実習Ⅰ・Ⅱ」【資料F-2. P11～12】を含む新カリキュラムの導入をするなど、社会の変化にも教育面での対応をしてきている。

また、近年は地域における国際化が進展し、円安傾向の影響の下、北海道においてもアジア圏からのインバウンド観光客の増加や、北海道からの食品の輸出の動きが進展しつつある。地域において国際的なビジネス活動を担う人材へのニーズの高まりも予測されるなか、自治体および産業界と連携した「アジア・マーケティング研究会」を発足さ

せた。また、本学学生を海外に派遣して調査研究を行う「アジア・マーケティング研修 in 香港」を企画実践するなど、本学の「地域貢献」の使命に基づいて地域の変化に対応した教育を実践している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の個性・特色は常に改善され、経営環境に適合していくことが必要であり、そのためには、教員・職員が一体となって創意工夫を継続し、学生の学習機会の創造に研鑽していかなければならないと考えている。

平成 27(2015)年度には、FD 研修会として「地域における食の国際的ビジネス」をテーマとし、全 4 回の研修会を開催した。地域において実際に海外に進出している企業を講師として、本学の PBL 学修である「商学実習」の質的向上を図っている。本学の創立 50 周年を契機として教育向上のために計上した学長裁量予算を活用し、前述した「アジア・マーケティング研究会」に続く取組も構想中である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 役員、教職員の理解と支持

法人及び本学の目的は、それぞれ寄附行為及び大学学則に明記されている。寄附行為の制定・改定は理事会・評議員会の承認を必要とし、学則の制定・改定は理事会・教授会の承認を必要とする。現行の寄附行為、大学学則はそのような手続を経て定められている。その意味において、法人及び本学の目的は、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

法人の設置する各校には「学園要覧」【資料 1-3-1（学園要覧）】を一定数配布して所属長および幹部職員の手元に置かれており、建学の精神や本学の特色が参照できるようになっている。

また、使命・目的の教職員への周知をさらに強めるため、平成 26(2014)年度から法人の全教職員に配布する「職員手帳」を作成し、建学の精神から各学校の使命・目的について説明したものを配布した【資料 1-3-2（学校法人野又学園職員手帳）】。これは、中期経営計画の計画期間である 3 年に 1 回作成する予定である。

② 使命・目的の周知

新入教職員に対しては、辞令交付式の際に理事長より直接的に講話している。近年は、

教育目標を具体的に表現する作業や本学の個性、特色を明確にする作業の過程に教職員が参画して理解を深めるようにしている。

学生に対しては、全学生に配布する学生便覧【資料 F-5】の冒頭に教育目標（具体的人間像）とともに大きく掲載するとともに、入学式、卒業式などの式典や学生、教職員に配布する「学報」【資料 1-3-3（学報）】など、ことあるごとに学長が説明し、周知するようにしている。

学外に対しては、建学の精神・大学の基本理念に関連させて、一般配布の大学案内【資料 F-2】や広報誌である「ぽるとさびえ」【資料 1-3-4（ぽるとさびえ）】に明示している他、ホームページ【資料 1-3-5（ホームページ「学長挨拶」）】上でも公開して周知に努めている。

また、学長等は本学主催の様々な教育事業や付属校や近隣の高校等による大学参観の実施時に、本学が育成する人間像、個性、特色と関連させて、平易に説明している。

③ 使命・目的及び教育目的の、中長期的な計画への反映

3つのポリシーの策定にあたっては、前述の使命・目的（学則第1条）、学科が定める教育目的（学則第1条の2）に基づいて作成している。また、教学マネジメント組織である「教育改善会議」を月1回定期開催している。そのなかで、3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日、中央教育審議会大学分科会大学教育部会）を参考として、平成27年度から平成28年度にかけて3つのポリシーの見直し改訂を行った。

1) ディプロマ・ポリシー

1. 知識

- ・豊かな教養と倫理観をもち、国際社会の一員としての責任を果たすために学びつづけることができる。
- ・法律、経済、会計、流通、経営等の商学に関する専門知識をもち、現実社会の諸課題の解決を図るために行動することができる。

2. 技能

- ・地域社会や諸外国とのコミュニケーション経験を発達させ、意思や感情を伝え合う高度な自己表現ができる。
- ・企業活動の現場で有用な基本的ビジネススキルを習得し、実践的に活用することができる。

3. 態度

- ・答えのない問題に取り組む哲学的姿勢をもち、真理を追究する批判的思考ができる。
- ・他者と積極的に関わり、意思疎通のために努力を惜しまず、相手を尊重することができる。

2) カリキュラム・ポリシー

1. 教育課程の編成

- ・商学の専門知識として5つの領域（法学分野、経済学分野、会計学分野、マーケティング分野、経営学分野）の授業科目を体系的に編成する。
- ・教養教育の授業科目を1～2年次を中心に配当し、豊かな知性と人間性を涵養するとともに、創造的で多様な価値観を醸成する。

2. 教育の内容と方法

- ・社会科学の精神を涵養するため、初年次から少人数の実習科目を編成するとともに、講義科目も含めた全ての授業において能動的学修を推進する。
- ・会計・情報機器・外国語等のビジネススキルの習得を目的とした授業科目や特別プログラムを編成し、理論だけでなく実践面からも教育を行う。

3. 学修成果の評価

- ・授業科目ごとの単位認定試験に加え、学部としての共通試験を学年ごとに実施し、知識・技能・態度の評価を組織的に行う。
- ・4年次の卒業論文を学士課程としての最終的な成果物とする。

3) アドミッション・ポリシー

函館大学は、建学の精神と教育理念に基づいて、知識、技能、態度のバランスのとれた円満な人格形成を目指します。この教育目標を実現するために、次のような観点から入学者選抜を行います。

1. 基礎的な知識・技能

- ・高校卒業程度の基礎知識、特に抽象的な概念を理解するために必要な語彙力を身に付けているか。
- ・社会科学を実践面からも学ぶために、簿記・外国語・コンピュータなどの技能を、入学後に身に付けられるか。
- ・筆記試験を中心として、高等学校での調査書・推薦書、資格および検定試験の結果などを用いて評価する。

2. 社会科学の精神

- ・社会で起こっていることに対して、自分の考え（疑問や意見）を持ち、それを言葉として表現できるか。
- ・身近な問題に気づき、適切な方法で解決していく思考力を、入学後に身に付けられるか。
- ・面接試験および小論文を中心として、大学入学希望理由書などを用いて評価する。

3. 円満な人格

- ・商業に携わる者として不可欠な、道徳心と誠実さをもっているか。
- ・学園訓3箇条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を、入学後に身に付けられるか。
- ・面接試験を中心として、大学入学希望理由書、活動報告書、各種大会や顕彰等の記録などを用いて評価する。

また、本学園の中期経営計画は平成 25(2013)年度を策定年度として、平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度の3年間の計画として策定されている。中長期的な計画を策定するに当たっては、法人全体として建学の精神、経営ビジョン、経営戦略を明らかにした上で、本学の使命として掲げている教育目標の達成を第一としている。

④ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、商学部商学科の一学部一学科であり、附属施設として、「附属図書館」、「函館大学地域総合研究所」を設置している。

1) 学科

「企業経営コース」「市場創造コース」「英語国際コース」の3コースの中からいずれかを選択することになっている。「英語国際コース」は1年次で選択し、「企業経営コース」「市場創造コース」は2年次から選択することになっている（【資料 F-2. P4】）。すべての学生は1、2年次に「商学実習」を履修しなければならない。3、4年次は専門ゼミナール又は英語特別演習を履修し、卒業論文の提出を義務付けている。

2) 附属図書館

「附属図書館」は「函館大学の使命達成並びに広く北海道開発の発展に寄与するために必要な図書及び資料を収集、整理保管して、調査・研究並びに教養に資することを目的」としている【資料 1-3-6「図書館規程」第1条】。開設当初より、大学の研究と教育の中心として、①道南における唯一の社会科学系大学に見合った、②学生の教育のための、③地域社会のニーズにこたえられる、④国際社会にこたえられる、⑤生涯学習にこたえられる、図書館を目指して努力を重ねている。

3) 研究所

「函館大学地域総合研究所」は既存の「函館大学北海道産業開発研究所」及び「函館大学経営研究所」を統合し、「函館大学の科学研究を促進し、その研究成果を総合して、学術および産業社会の発展に貢献すること」を目的として、平成 24 年(2012)年に設立された。本研究所は、本学専任教員全員によって構成し、「函館大学地域総合研究所規程」【資料 1-3-7】に基づいて運営している。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は、本学開学以来、普遍性のある内容にもとづき、大きな変更を行わずに、脈々と引き継がれてきている。一方で、教育目標（具体的人間像）および3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については、内外に伝わらなければ意味がないので、絶えず見直しを図ることが必要と考えている。

本学の使命・目的を学生へ周知するため、1～2年次の必修授業にて、学長が学生に対して講話する機会を増やして行く。そのために必要があれば教育課程の変更を行っていく。

平成 27 年度からは「地域連携センター」を設置し専従職員 2 名、地域連携コーディネーターを 1 名配置し、教育支援組織を充実させている。また平成 28 年度からは教育助手を配置して、簿記などの技能面の指導体制を拡充した。このように、3つのポリシーに基づいて教育充実を図っていききたい。

【基準 1 の自己評価】

本学の建学の精神は、学園訓 3 か条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」により簡潔な文章化がなされており、内外に広く周知されている。使命・目的および教育目的は学則に定められており法令に適合している。

使命・目的に基づく商学部としての個性・特色は、「函館大学の教育目標（具体的人間像）」として定められ、学生、教職員に周知されている。この内容は、3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）および中期経営計画の策定の基盤であり、教育研究組織の構成とも整合している。

使命・目的を内外に周知し理解してもらうために、「学園要覧」「職員手帳」「広報誌ぼるとさびえ」「学報」などの印刷物、ホームページ、そして理事長・学長による直接的な講話の場を通じて周知に努めている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 15(2003)年度に商学部・商学科のアドミッションポリシーをまとめ、平成 17(2005)年度の「英語国際ビジネス学科」の設置認可、「教職教育センター」の設置、商学科・専攻塾の改善に伴い、コース別・専攻塾別等に入学してほしい学生像を定めた。

平成 22(2010)年度、英語国際ビジネス学科の募集停止、商学科については専攻塾・ゼミナールコース制から、「企業経営コース」「市場創造コース」「英語国際コース」の 3 つのコースへの再編が実施されることとなった。それにともない、その新しい教育課程に応じたアドミッションポリシーを各コース別に策定し、入学者選抜方針として運用してきたが、平成 28(2016)年 3 月に示された 3 つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインに基づき、順次、改定してゆくこととした。(なお、平成 28 年 7 月 12 日の教授会において、新しいアドミッションポリシーが承認された)

① アドミッションポリシーの明確化と周知

本学は、基準 1-1 に述べたように、商学に関する専門知識、国際感覚に富む教養と健全な判断力「専門知識・スキル」を持ち、明るく、思いやりに富む情操「優れた人間性」を備え、行動力に満ちた自立性「問題発見・解決能力」に富む職業人の育成に努めている。

本学ではアドミッションポリシーに見合った学生を確保するために、津軽海峡を中心とした半径 100km の地域（函館市内・近郊及び青森県）の高校を第一次圏（地元）とおさえ、本学の教育の特色が同心円的に道北、道東、関東、北陸等の地域へ広がるよう広報している。更に、付属高校 2 校（有斗高等学校・柏稜高等学校）はもとより、高大連携推進教育協定を締結している近隣 7 高等学校（北海道函館商業高等学校、北海道函館西高等学校、北海道知内高等学校、北海道八雲高等学校、青森県立青森商業高等学校、北海道森高等学校（協定締結順。一昨年まで、北海道戸井高等学校を含めた 7 校であったが、同校の閉校により、平成 28 年 5 月末現在で 6 校となっている））についても、本学の教育に対する一層の理解と啓発を行っている。【資料：各校との連携協定書。連携各校への出前講義等の連携実績については、「平成 27 年度入試部総括」等】

大学案内等の冊子や各種リーフレット、ホームページなどの伝達手段を用いて、受験生（高校生）やその保護者、高校教員などにアドミッションポリシーを周知している。

これらの情報に加えて、受験生（高校生）に対しては、進学相談会や教職員が個別対応するオープンキャンパス（平成 23(2011)年度～平成 28(2016)年度、おおむね 3～4 回

実施)を通して、本学での教育システム(教育課程、キャンパス・コンソーシアム函館加盟校との単位互換協定、放送大学との単位互換協定等)、学生支援体制(キャリア開発課、ピア・サポートセンター等)などの情報を提供している。

なお、平成 22(2010)年度入学生向けのオープンキャンパスや入試説明会等からは、同入学年度からのカリキュラム改編について、新しい教育課程やコース制、そこでの特色ある授業科目と位置付けられる「商学実習Ⅰ・Ⅱ」について、大学案内を使用して十分に周知するように留意してきた。

また、学長を先頭に、入試部長、委員及び事務職員が一丸となって高校教員を対象とした入試説明会の開催や、道南、北東北を中心に、延べ 494 校の高校訪問、更に函館市内及び近郊高校による本学見学を積極的に受け入れ、これらの広報の機会を通してアドミッションポリシーを伝え、「少人数」「体系的」「実践的」を教育の基本に「質の高い個性のある大学づくりをめざす」大学、「就職決定率が毎年 90%を超え、就職に強く、面倒見の良い」大学であるとの認識を深めてもらうことに努めている。

② アドミッションポリシーに沿った学生の受入れ方法の工夫

本学のめざす教育理念に基づいたアドミッションポリシーは、3つの観点から詳細に策定され、大学案内、ホームページ、オープンキャンパス、入試説明会、進学相談会等で周知し、本学が育成したい人材とそれを実現するための教育環境や教育システムの特色について、わかりやすく説明している。

結果として、オープンキャンパスや高校主催の本学見学会に参加した受験生の中から多数の入学者が出ており、このことは本学のアドミッションポリシーがオープンキャンパス等に参加した受験生や保護者、高校教員に理解され、広く認知されている、と言える。また志願者の属性に合った多様な入試制度を導入してきたことにより、本学が求める学生像に近い学生が入学してきていることは一定の成果である。

また、本学の入学試験は、前述のアドミッションポリシーを理解した上で本学をめざす受験生に対し、詳細な入学試験実施要領に基づいた実施体制を編成し、面接により受験生の適性をチェックしながら、教職員の綿密な連携の下でその実施を遺漏なく行っている。

本学ではアドミッションポリシーに沿った入学試験の実施が可能となるよう、入試区分を「推薦系」「試験系」「その他」の3つに系統化(表 2-1-1)し、入学選考方法の多様化を図っている。

「推薦系」は、付属校推薦入試、指定校推薦入試、一般推薦入試、専門学科・総合学科推薦入試、課外活動関係特別奨学生入試の5つに区分している。いずれの区分においても出願資格を既卒者(1浪)までとするとともに、課外活動等業績評価制度(高等学校等の在学中における課外活動業績、各種検定の資格取得等を評価し、推薦入試における出願資格を緩和する制度)適用該当者については学業成績の出願資格を緩和(評定平均値の下限を 3.0 から 2.7 に引き下げ)するなど柔軟に対応し、広く受験生を募るとともに、すべての「推薦系」入試で面接を実施し、アドミッションポリシーに沿った学生の確保に努めている。

「試験系」は、本学独自の試験による、一般試験入試、社会人・シニア入試、付属校

特別奨学生入試、編入学試験と、大学入試センター試験利用に区分される。

また、社会人・シニア入試は、「生涯学習」「成人学習」の一環として既に社会人（有職者・主婦・定年退職者等）となっている者に対し、広く大学教育の機会を与えるために制度を設けている。

このほか、平成 29(2017)年度入試から、勤労学生を主たる対象とした、長期履修制度の導入を開始することとした。【資料「平成 29 年度入試要項」等】

「その他」に区分される A0 入試は、受験生が教職員との「面談」という形で、本学のアドミッションポリシーや教育内容を十分理解した上で入学する制度であり、入学後の進路変更等を極力回避することができる。

以上の入試区分は、付属校関連の入試や社会人入試等を除いて、入試日程を複数回用意しており、受験生の受験機会の拡大にも寄与している。

受験生に対して、各コースのアドミッションポリシーの理解を深めてもらうために、本学では入学者選抜においては選考要素として多くの入試区分に「面接」を採用し、受験生にアドミッションポリシーの理解（再確認）を深めながら、学修動機等を喚起して入学後のミスマッチを極力回避できるようにしている。

更に、入学予定者については、入学前学修（課題提示による小論文の作成に加えて、新聞のスクラップブックの作成も実施）を課すことにより、入学決定後にも学修意欲が維持されるよう工夫している。

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

上述のように、平成 22(2010)年度入試において、英語国際ビジネス学科の募集停止を行い、その 50 名分の定員を削減して定員を 150 名とした。同年度の入試広報では、商学科における新教育課程の PR を中心に展開したが、入学者の実数ベースで 90 名にとどかず、たいへん厳しい結果となった。

その後の平成 23(2011)・24(2012)年度入試では回復傾向を見せたが、25(2013)年度入試で大きく落ち込み、26(2014)年度入試でも入学者の減少に歯止めがかかっていない。

これにに応じて、平成 25(2013)年度には募集定員を 30 名削減して 120 名とし、平成 27(2015)年度入試からは、募集定員を 20 名削減して 100 とした（表 2-1-2）。

平成 28(2016)年度までの「入学定員に対する入学者数比率の推移」を、表 2-1-2 に示した。直近 4 か年の平均入学定員充足率は 0.71 で、入学者の確保という観点からすれば、たいへん厳しい状況にあるといわざるをえない。

地方の小規模私大である本学にとっては、入学定員の確保が最重要課題である。表 2-1-4 によれば、本学の入学者の地域別の比率は、「高大連携教育協定校」「付属高校」「函館市内」「道南」「東北」を合わせると、平成 24(2012)年度～平成 28(2016)年度の平均で約 81%（平成 24 年度＝81%、平成 25 年度＝84%、平成 26 年度＝79%、平成 27 年度＝76%、平成 28 年度＝87%、）を占めており、地元並びに近隣地域に存在感を示すことが、学生募集上最も重要であることが一段と明確となってきた。

そのためには、教育・研究の充実はもとより、地域社会に貢献できる地域密着型の大学を目指しながら、津軽海峡を中心とした半径 100 km 程度の地域（函館市内・近郊から青森県）に対し、高大連携教育推進協定締結校とのこれまでの教育成果等を内容とす

る広報活動を強化する。併せて同地域を固めながら、各種の情報発信を通して、同心円的に道北、道東、関東、北陸などへの波及効果を高めることに、これまで以上に努める。

本学は、少人数教育の利点を最大限に生かし、教員と学生との学問的・人格的な触れ合いを重視している。これに加えて、学生生活へのサポート体制（本学の独自の奨学金、廉価宿舍の提供、無料学園バスの運行等）、高い就職実績、キャンパス・コンソーシアム函館（函館市内の高等教育機関連携）の加盟校との単位互換や教育・研究の交流等を広報の主軸に、他大学との一層の差別化を図っている。

本学では、入試日程・区分によって異同はあるものの、最重点の日程・区分では、南は東京、北は札幌まで試験会場を設けて、これまでも受験生の利便を図ってきた。とりわけ東北地方には、青森と仙台の2会場を設けて運用してきたが、平成25(2013)年度より、これを青森と盛岡に変更して北東北に重点化した。こうした受験生の志向や利便を的確につかむ努力を積み重ねることで、入学者増加につなげる努力をしてきた。

より多くの受験生に門戸を開くため、平成20(2008)年度入試から大学入試センター試験を活用した「センター試験利用入試」を導入した。入学者は年度によって変動はあるものの（平成24年度＝10名、平成25年度＝16名、平成26年度＝4名、平成27年度＝5名、平成28年度＝7名）、一層の広報活動により、引き続き志願者の増加と学力上位の受験生の入学に寄与するものと期待される。また、編入学生や社会人等入学生の確保についても、積極的に広報活動している。

平成26(2014)年度のオープンキャンパスからは、全体説明（大学紹介、入試要項の説明、模擬授業等）後、参加者全員を小グループに分割（参加者4～5人が1グループ）して、在学生在が参加者の各グループに1人ずつついて、施設見学や情報提供にあたるスタイルを取り入れ、平成27(2015)年度からは、大学紹介も在学生在が行うなど、在生主体の、本学の素顔がわかる、オープンキャンパスに近づいてきている。



平成 27(2015)年度のオープンキャンパスの広報チラシ（左上）及びオープンキャンパス時の様子

平成 24(2012)年度からはオープンキャンパス内で同伴した保護者に対する保護者説明会を実施することにした。そこでは、本学のアドミッションポリシー、入学生の受け入れ体制、学生生活の実際（学年暦、履修、宿舎での生活）などの情報提供をしており、本学に対する保護者の理解を深めることに貢献している。また、参加者やその保護者等から希望があれば、教職員が各種相談に応じるという、アットホームで、きめ細かな、本学の啓発・広報活動となっている。

このほか、出前講義、模擬講義・キャンパス見学の受け入れなどを、より積極的に行うことで、本学を一層知ってもらうための努力を進めている。また、高校側のニーズをつかみ、それを実現できるように、教職員の連携体制を構築すべく努力している。

平成 26(2014)年度、大学のホームページをリニューアルし、高校生からより親しみやすいものとした。

入学後の学生の維持としては、本学の教育の根幹である「少人数教育」のもとで、教員との人格的触れ合いを重視し、商学科の「商学実習」Ⅰ・Ⅱの担当教員が、教養・専門ゼミナールが、所属する学生について直接指導にあたっている。

本学は、入学定員を 150 名から 120、そして 100 と減らしてきた。平成 25（2013）年度以降では、専任教員 1 人が担う学生数は 13 名以下となっており、少人数教育による学生への教育サービスの質は、十分に維持されていると言える（表 2-1-3、基準 2-8 等参照）。

次に、在籍者数等の推移を表 2-1-3 に示した。留年者数は、平成 24(2012)年度からの直近 4 か年では、減少傾向にある。退学・除籍者数については、平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度にかけて増加傾向にあったが、平成 27(2015)年度には大幅に減じ改善された。退学・除籍事由の多くが学費支弁者の経済状況の悪化、それにともなう進路変更に起因する。

それ以外の事由での中途退学者の減少のために、教職員と常駐の臨床心理士や看護師などが緊密に連携を取り合い、指導と助言を徹底しているところである。

ここ数年、「商学実習Ⅰ・Ⅱ」や専門ゼミナールでの研究成果、本学の各種の地域貢献活動が、新聞などに数多く取り上げられ、本学の教育の成果は、浸透しつつあると言える。これが、入学定員の確保につながるものと期待されるところである。

いずれにしても、研究に裏づけされた質の高い教員と、地域に根付いた教育の成果を積み上げ、「この大学は、教育の質が高く、個性ある大学づくりを目指している」とのあつい信頼を得ることによって、少子化の顕著な中でも入学者を獲得することができると確信し、一層の創意工夫を重ね、入学定員及び収容定員充足の状況を早期に達成することが、最重要課題である。

表 2-1-1 平成 28 年度入試体系

	種 類	入試区分	日程	出願資格	主たる選考要素	付加的選考要素
推薦系	推薦入試	付属校		付属高等学校から推薦された者、1 浪まで。	高校長の推薦尊重、面接	
		指定校	A・B	出身学校長から推薦された者、1 浪まで。	〃	
		一 般		出身学校長から推薦された者、1 浪まで。 評定平均値 3.0 以上（ただし、課外活動等業績評価制度適用該当者は、2.7 以上）。	高校長の推薦尊重、調査書、面接	課外活動等業績
		専門学科・総合学科			〃	〃
	特別奨学生入試	課 外		本学の監督・顧問および出身学校長、顧問から推薦された者、1 浪まで。原則、評定平均値 2.8 以上。	本学の監督・顧問の推薦尊重、調査書、面接	
試験系		一般試験（含：特奨選考）	A・B	大学入学資格を有する者（含：見込者）	学科試験（5 科目から 2 科目選択）	特典希望者は面接
		一般試験	C	大学入学資格を有する者（含：見込者）	小論文、面接	
		センター試験利用（含：特奨選考）	A・B	大学入学資格を有する者（含：見込者）	大学入試センター試験	
		社会人・シニア		本学入学年度 4 月 1 日現在、22 才以上で大学入学資格を有する者（含：見込者）	志望理由書、面接	
	特別奨学生	学業／付属校		付属高等学校から推薦された者、1 浪まで。評定平均値 4.3 以上。	高校長の推薦尊重、小論文、面接	
	編入学		A・B	4 年制大学に 1 年以上在学の者または短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業の者（含：見込者） 3 年次編入の場合：60 単位以上 2 年次編入の場合：30 単位以上	小論文、面接	
その他	AO入試		A・B・C	大学入学資格を有する者（含：見込者）	本学所定書類、面談、受験生の入学意思尊重	

表 2-1-2 入学定員に対する入学者数比率の推移（過去 4 ヶ年）

学部等名	項 目	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平均入学 定員充足率
商学部 (合計)	入学定員充足率	0.90	0.58	0.62	0.76	0.71
	入学者数	108	70	62	76	
	入学定員	120	120	100	100	

表 2-1-3 在籍者数、留年者数、退学・除籍者数の推移（過去 5 ヶ年）

学部等名	区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
商学部（合計）	在籍者数	416	388	368	335	316
	留年者数	17	16	10	9	
	退学・除籍者数	14	18	21	6	
英語国際 ビジネス学科	在籍者数	29	—	—	—	—
	留年者数	—	—	—	—	—
	退学・除籍者数	1	—	—	—	—
商学科	在籍者数	387	388	368	335	316
	留年者数	17	16	10	9	
	退学・除籍者数	13	18	21	6	

（注）在籍者数は当該年度 5 月 1 日現在、留年者数および退学・除籍者数は当該年度 3 月 31 日現在。

留年者数には休学による留年および卒業延期者（就職活動のため、自主的に留年する学生）を含む。

表 2-1-4 地域別入学者数の推移（過去 4 ヶ年）

NO.	対象高等学校	校 数 等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
			入学者数（百分比）	入学者数（百分比）	入学者数（百分比）	入学者数（百分比）
1	高大連携教育協定校	7	13(12.0%)	5(7.2%)	6(9.7%)	7(9.2%)
2	付属校	2	29(26.9%)	22(31.4%)	16(25.8%)	23(30.3%)
3	函館市内の高校	12	19(17.6%)	9(12.9%)	9(14.5%)	11(14.5%)
4	道南の高校	11	7(6.5%)	4(5.7%)	3(4.8%)	4(5.3%)
5	道内の高校（道南および上記を除く）		8(7.4%)	8(11.4%)	5(8.1%)	0(0.0%)
6	東北の高校	おもに北東北 各県の高校	23(21.3%)	15(21.4%)	14(22.6%)	21(27.6%)
7	関東以南の高校		9(8.3%)	7(10.0%)	9(14.5%)	10(13.1%)
		入学者総計	108(100%)	70(100%)	62(100%)	76(100%)

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アクティブラーニング、PBL の手法による「商学実習」Ⅰ・Ⅱや専門ゼミナールでの研究・教育の成果、あるいは本学の地域貢献活動は、新聞をはじめ、数多くのマスコミで取り上げられ、浸透しつつある。今後も引き続き、こうした教育・研究で存在感を高めると同時に、より高度な成果へと努力を進める。

平成 28(2016)年 3 月 26 日の北海道新幹線開業を受け、平成 28(2016)年度入試広報からは、東北地区での広報も新幹線開業を意識した高校訪問のコースの策定などに力を入れており、北関東や首都圏も視野に入れながら今後の広報につなげたい。

若松学部長の指導の下、広報用の映像コンテンツの蓄積が、少しずつ増えてきており、i-pad や You-tube を通じて、在学生の活動を出身高校に訪問時に伝えるなど、広報の幅が広がりつつある。こうした映像を使った、タイムリーかつ訴求効果の高い広報で、改善をめざしたい。

平成 27(2015)年度から、入試広報担当者による学内教職員向けの広報内容に関する説明会・意見交換会を実施した。このほか、同年度からは、学長、入試部長、入試委員長、

入試課員によるAO会議を立ち上げ、入試広報、入試選考にかかわる知識・技能の向上、入試業務の高度化を推進している。平成28(2016)年度からは、学長の主唱で、教職員全員によるAO研修会を発足させ、入試広報の中身、商学系学問分野に関する知識の共有化などを図っており、こうしたAO業務、広報の中身の充実を、入学生の増加につなげたい。

在学生主体によるオープンキャンパスの運営も少しずつ定着し、オープンキャンパスに対する参加受験生の満足度もかなり高くなってきている。出前講義の受託件数も、ここ数年増加傾向を示しており、本学のこと、本学の在学生・教職員のことを、受験生（およびその保護者、高等学校の教員）に直接知ってもらう機会を作ること、入学生の増加につなげたい。

このほか、さまざまな機会をとらえて、受験生や高等学校などのニーズを迅速に把握し、それを学内に持ち帰って周知するとともに、そのニーズに合ったコンテンツを学内で見出し、出前講義などの次の広報につなげる。そうした、すばやく的確な対応によって、受験生やその保護者、高等学校の教員をつかんでいきたい。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教育目的を踏まえたカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの明確化

函館大学の教育目的は、学則第1条の2に、「広くビジネスに関連する専門の学芸を教育研究し、豊かな人間性を備えた幅広い職業人を養成する」とことと規定している。これに従い、人材育成目的は、「北海道道南の学術の中心として広く知識を授けると共に商業および経済に関する高度の学芸を教育研究し、北海道開発および産業の興隆並びに文化の発展に役立つ専門的職業教育を施すことを目的とし、知・情・意の高度にして円満なる人格の持主としての職業人を養成すること」と定めている。

上記の目的実現のために定めるカリキュラムポリシーについて、平成28(2016)年に改定を行い、「教育課程の編成」、「教育の内容と方法」、「学修成果の評価」の三つの観点から方針を定めて（基準1-3で詳述）、ホームページ等に公表している。

また、ディプロマポリシーについても、上記の教育目的をふまえて、平成27年8月に改定し、学位授与に必要な資質と能力を、「知識」、「技能」、「態度」という三つの評価項目について具体化して示した。すなわち、「知識」については、「教養・倫理観」と「専門知識」を、「技能」については、「コミュニケーション」と「ビジネススキル」を、「態度」については、「批判的思考」と「他者尊重」を求める評価基準として具体化して規定し（基準1-3で詳述）、ホームページ等に公表している。

以上のように、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーともに明確化されており、

その内容は教育目的と有機的に関連づけられている。

② カリキュラムポリシーに沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫

前述のカリキュラムポリシーを踏まえて、平成 28（2016）年度にカリキュラムの大きな改編を行った（同年度入学の 1 年生から適用）。その内容を、教育課程の体系的編成という観点から見ると、以下のとおりである。

1) まず、授業科目については、演習科目と実技科目を除いて通年科目を廃して、前期・後期それぞれ 15 回で完了するものとし、学生にとって学修活動とその成果の関係がより明確になるようにした。

さらに、単位実質化の観点から次の表のように履修下限・上限単位を引下げるとともに、平成 28 年度に策定したナンバリングを踏まえて年次配当を見直し、学生が、授業外学習を含めて適切な学修計画を立てられるようにした。

表 2-2-1 履修登録単位の上限及び下限の一覧表

	履修登録上限 単位	履修登録下限単位	
		企業経営コー ス・市場創造コー ス	英語国際コース
1 年次	40	32	34
2 年次	40	32	34
3 年次	40	32	34
4 年次	40	12	12

2) 商学の専門科目については、1 年次に商学 5 分野（法学、経済学、会計学、マーケティング・流通、経営学）の基礎を学べるよう科目を配置し、2 年次においては、商学 5 分野のナンバリング上位の基礎科目（経営管理論、会計学総論Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ・Ⅱ、経済学Ⅱ、マーケティング戦略論等。コース別に必修）を配置するとともに、後期には、発展科目（経営組織論、経営戦略論、企業分析論Ⅰ・Ⅱ、流通論、消費者行動論等。コース別に必修）も配置して、基礎から上級への体系的学修を可能にしている。そして、3 年次には、各学生の関心に応じて、より進んだ理論および実践に関する科目を選択できるように配置している。

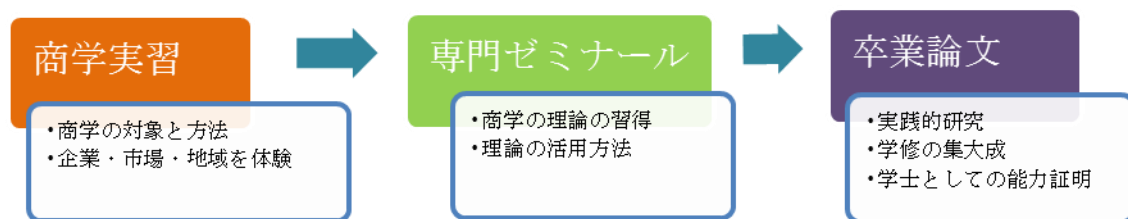
3) また、教養教育の授業科目については、一般教養科目（倫理学、日本文学、社会学、自然科学概論、地球環境等）を 1～2 年次を中心に配当し、人文・社会・自然の領域からバランスよく学修して知性と人間性を涵養するとともに、多様な価値観を醸成し、現代社会の課題に向き合う心構えを持つことを目指している。

また、基礎技能科目である外国語の英語リーディング、情報処理基礎演習、そして、総合科目である体育講義、体育実技、キャリア・プランニング等を 1・2 年次必修とすることで、情報機器やコミュニケーションのスキル修得や心身の健康維持・増進の知識・能力の修得、さらに、働くこと・職業についての意識の醸成をはかり、バランスのとれ

た円満な人格形成が可能となるようにしている。

4) さらに、社会科学の精神に基づく問題発見・解決能力の涵養のために、1年次に、教養ゼミナール、社会調査、商学実習Ⅰを必修としている。教養ゼミナールでは文献により学修をすすめる方法を、社会調査ではデータ収集と分析の方法を、商学実習では、地域課題について調査・研究する活動を通して、フィールドワークとグループワークの方法を養うことを目的としている。また、これらの科目で数多くの課題をこなすことにより、やり抜く力の涵養も目指している。

さらに、2年次には商学実習Ⅱを引き続き必修とした上で、3・4年次には、専門ゼミナールに所属し、理論面の理解を深めつつ、自ら課題を設定しての研究活動を行うこととしている。4年次の専門ゼミナールの単位認定には、この研究活動の成果を卒業論文としてまとめ、提出することを必須としている。卒業論文は、学士（商学）としての学修の具体的成果物であり、その指導を重視している。



5) 平成 28（2016）年度から、新規の科目として、「共通課題Ⅰ」、「共通課題Ⅱ」、「共通課題Ⅲ」をカリキュラムに加えた。これらは、1年から3年の各学年の全員の必修科目で、いずれの科目においても、学生には、課題、もしくは、試験での合格が求められ、卒業にとっての必須の要件となる。したがって、アセスメントテストとしての意味を持っている。なお、単位数は、学生に直接求められる学修時間数を基について小数点以下を切り下げて0単位としている。

平成 28（2016）年度に実施されるのは、1年生が履修する「共通課題Ⅰ」【資料 2-2-1（共通課題Ⅰについて）】（平成 28 年 6 月 4 日教授会資料）であり、これは、1年生が大学負担で購読する新聞の記事スクラップ作成を前提に、記事内容を要約し、考察を加えるレポートを前・後期それぞれで作成するものである。上述したアセスメントテストとしての趣旨から、不合格者には、合格に至るまで、繰り返し、教員から指導が行われ、レポート課題が課される。

6) 以上のような、カリキュラムポリシーに沿った教育課程の体系的編成に有機的に結びつくものとして、平成 27 年度にはコモンルーブリック及び専門基礎教育ルーブリックを策定した。

コモンルーブリックは、ディプロマポリシーをふまえて、「教養・倫理観・責任」、「専門知識」、「高度コミュニケーション」、「ビジネススキル」、「批判的思考」、「他者尊重」という 6 つの評価基準について、本学学生に求められる到達度を、レベル 0 からレベル 3 の 4 段階で示したものである。このコモンルーブリックを『シラバス』に掲示して、学生の自己評価への活用を可能としている。

また、専門基礎教育ルーブリックは、「法学」「経済学」「会計学」「経営学」「マーケティング

ィング・流通」という商学5分野について、1～2年次に配当される授業の学修内容を中心に本学学生に求められる到達目標を、「知識」「技能」「態度」という三つの観点から、レベル1～レベル3の3段階で示している。この専門基礎教育ルーブリックをふまえて、平成29年度の実施を予定しているのが、本学の2年生について、商学5分野の基礎知識を問う「共通課題Ⅱ」である。

7) 以上の他に、教育課程の編成に関わる事項で、特筆すべきだと思われるのは、本学の多くの科目が少人数科目となっており、教育が学生一人一人とコミュニケーションをとることが可能になっていることである。平成27(2015)年度の講義数は185、そのうち履修者数が50人を超える科目は30科目(16.2%)であった【資料2-2-3 (受講者数一覧表)】。

8) 平成27(2015)年度からは、入学時にプレイスメントテスト(言語・非言語)を実施し、成績下位の学生については、学修相談員(非常勤講師)によるリメディアル教育を行っている。これは、本学に入学してくる学生の基礎学力は、必ずしも高いとは言えない中で、高校から大学の専門教育への接続の観点からの初年次教育(特に学習の基礎となる国語の能力の養成)の一層の充実をはかるためである【資料2-2-4 (リメディアル学習について)】(平成27年3月13日教授会資料)。

9) さらに、平成27(2015)年度には、カリキュラム編成の前提となる、各学問分野における授業科目間の体系性を学生にわかりやすく示す科目ナンバリングを導入し、平成28(2016)年度には、前述の新カリキュラムの編成に対応した平成28年度入学者用のナンバリングを策定した【資料2-2-5 (科目ナンバリング案について)】(平成27年1月20日教授会資料)。

次に、教授方法の工夫については、以下のような取組を行っている。

1) 平成27(2015)年度は、「相互公開授業」をスタートさせた。これは、教員同士で授業の参観を行い、互いの授業の参考にするもので、平成27(2015)年度は8人の専任教員の公開授業を実施した【資料2-2-6 (相互授業公開について)】(平成27年5月12日教授会資料)。引き続き平成28(2016)年度も実施し(9人)、その際には、教員の参観回数を2回から3回に増やして行う予定である。

2) 学生による授業評価を毎年2回実施し、結果を各教員にフィードバックすることで、教員各自が教授方法の改善・工夫に活かしてきた。平成28(2016)年度には、改善・工夫の方向性についての情報が得られるように、評価表の項目・内容を見直し、また、本学が重視してきた商学実習に絞った評価項目を付け加える変更を行った【資料2-2-7 (授業評価アンケート運用の見直しについて)】(平成28年7月12日教授会資料)。

また、平成26(2014)年度前期の評価結果からは、授業を担当する全専任教員が、「授業改善コメント」を作成し、学務課がこれをファイリングして学生の閲覧が可能なようにしており、平成28(2016)年度もこの取り組みは継続して実施する予定である。

3) 商学実習担当者会議において、商学実習のテーマ選定や進め方について、アイデアを出し合いながら情報の共有化を進めている。また、学内のグループウェアに商学実習担当者掲示板を設置し、見学先企業や授業内容等の情報を共有している。【資料2-2-8 (商学実習担当者会議資料)】(平成28年4月4日)

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度から 28（2016）年度にかけて行われた改定によって、本学のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーと教育目的との有機的関連は一層明確になった。また、このカリキュラムポリシーをふまえて、平成 28（2016）年度に行なわれたカリキュラムの改編（同年度 1 年生から適用）によって、教育課程はより体系的に編成されたと言える。

そして、新カリキュラムでは、昨年度自己点検報告書で「改善・向上方策」として示した、科目の配当年次の見直し、ループリック（コモンループリック、専門基礎教育ループリック）の作成、単位実質化の観点からの履修登録上限単位の引き下げ、商学実習の単位数見直し（2 単位から 4 単位に）などすべてが実現されている。

その上で、今後の改善・向上方策としては、新カリキュラムの完成年度（平成 31 年度）まで、教育過程の体系的編成を具体化していくことが最重要の課題である。

次に、教授方法の工夫については、平成 27（2015）年度から始めた「相互授業公開」を引き続き実施し、情報の共有化や優れた改善事例の紹介など一層の活用をはかる。また、平成 28（2016）年度に評価表の項目・内容を見直した授業評価アンケートについても、評価結果の有効な活用をはかっていく。特に、商学実習に絞って平成 28 年度に初めて行われる評価結果については、本学が、商学実習を長年重視してきたことをふまえてその有効な活用をはかっていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等及び授業支援の充実

1) 履修指導体制：整備と運用

学年初めにおける履修科目の選択については、職員からの説明後、具体的相談を希望する学生に対応する体制をとっており、特に、3・4 年次については、ゼミ担当教員が研究室で待機する時間帯を設けている。これにより、体系的かつ計画的な履修に向けての助言指導を行う。

履修登録は、学生自らが学内ウェブの履修登録サイトにアクセスして行う方式を採用している（2003 年度より）。登録の作業手順等は職員が案内し、学年ごとに予め指定した日時に一斉に行う。その際、教員が分担して指導・チェックを行い、最終的には学務課に登録画面を画面印刷させたものを提出させる。

登録結果については、後日学生に「履修登録確認表」を配布し、学生自らのチェックに供する。もちろん、登録ミス等についての修正もその時点で行う。履修登録に関する一連の具体的な日程は、たとえば【資料 2-3-1（平成 28 年度新入生オリエンテーション

日程)】のとおりである。

また、履修に関連しては、以上に加えて、平成 27 (2015) 年度より 1・2 年生に新たに導入されたクラス担任制によって、クラス担任が「成績指導、履修指導」が行うことになった【資料 2-3-2 (クラス担任制について)】(平成 27 年 3 月 13 日教授会資料)。

以上の履修指導体制は、職員と教員の協働によってほぼ円滑に運営されている。

ただし、上記のような手厚い指導体制にもかかわらず、履修未登録学生が複数名いることも事実である。その原因として考えられるのは、通学を困難にさせる経済的理由もないわけではないが、大学で学ぶ意欲の欠如あるいは精神的疾患による通学困難である。

2) 授業出席状況の日常的把握と担任制：現在の体制と状況

就学上何らかの問題があり指導を要すると思われる学生については、従来からもそのチェックおよび指導の体制を整えて教員と職員が協同して指導に当たってきている。

授業出席に対する指導体制については、平成 27 (2015) 年度から、1・2 年次について、1 限目の必修科目の授業開始 10 分前を学生の集合時間として出席を確認し、職員が欠席者に電話で連絡するという取組みを開始した。

そして、これらの欠席情報は、これまで通り、2 限目以降の必修科目である商学実習、体育実技などの欠席情報とともに、グループウェア(掲示板)への書き込みを通じて共有し、学生指導に活用している。

さらに、このグループウェアへの欠席情報の書き込みと指導への活用は、平成 27 年度からは、新たに、3・4 年次についても、全科目について、連続 2 回欠席及び累積 3 回欠席を基準に書き込むものとして実施している。【資料 2-3-3 (グループウェアによる出席管理の例)】。なお、この出席状況は教授会に報告を行っている。

また、1・2 年生については、以上に加えて、平成 27 (2015) 年度より新たに導入されたクラス担任制によって、クラス担任が、事務局からの出欠情報に基づいて「欠席が続く学生への指導」を行うことにして、指導を充実させた【前出資料 2-3-2】

その他、例年、全学年の特定科目における 5 月末出席率調査を行い、出席率 65%未満学生については、出席率改善を期待してその結果を保護者に通知していたが、平成 28 年度はこれを取り止めた。その理由は、保護者としても効果的な指導を行うのは必ずしも容易ではないと考えられることと、他方で、本学が日常的な出席状況の把握と指導体制の充実・強化のための取組みを重ねてきているからである。

しかし、他方では、平成 28 (2016) 年度から、全学生の全科目の各期末の出席状況を、出席簿から学務課が集計し、その結果を、クラス担任及びゼミの担当教員別にフィードバックするとともに、成績通知表と一緒に保護者に通知することとした。また、中間段階で一度出席簿を学務課に提出してもらうため、この中間段階での出席データを学務課で集計し、1・2 年次クラス担任とゼミ担任に報告して、指導を依頼する取組みを開始した【資料 2-3-4 (5 月末出席率調査の中止と学期末出席率調査の実施に伴う出席簿回収について)】(平成 28 年 6 月 14 日教授会資料)。

これらの取組により、退学の可能性があると考えられる学生が以前より把握しやすくなってきている。出席不良などの学生については、日常的に教員だけでなく職員からも声をかけるようにしており、退学等の相談にきた学生に対しては、学務課や入試課が中心となって面談を行い、状況の把握に努めている。また、これらの問題を抱える学生に

については、2-7 で後述する「チーム支援会議」でも取り上げ、学生個々の問題共有を図っている。

3) TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

標記の支援作業を行う組織的体制は整っていない。ただし、一部の授業（「社会調査」、「専門ゼミナール」、「商学実習」）では、上級学年の学生が教える、あるいは授業・演習・実習の支援を行っている例がある。また、平成 26（2014）年度より、「情報処理基礎演習」の授業で職員が 1 名アシスタントとして授業を支援している。

4) 「商学実習」「専門ゼミナール」等に関する授業支援

1・2 年次の「商学実習」に関しては、現場見学・実習体験等で外部の企業および施設の援助を必要とすることがある。実習先に関する情報の提供、その選定、および具体的折衝の窓口について、平成 27 年度は、これまでの学務課・総務課の職員による担当を改めて、新たに、3 名の職員を配置した地域連携センターを設置して充実強化を図った。

この地域連携センターの職員には、平成 26（2014）年 2 月から業務委託契約を結んでいる地域連携コーディネーター（本学卒業生）を含み、いずれの職員も、地元函館にある企業との連携をより密接に行う取組みを行うとともに、必要に応じて、「商学実習」「専門ゼミナール」等の授業にも参加し、授業を支援している。

また、「商学実習」等ではパソコンでの資料作成を行うことから、学生にはノート型パソコンを必携としている。従来は各種設定を授業内で教員が行っていたが、設定等に相当の時間が必要となり、授業の負担となっていた。そこで、平成 25（2013）年度より新入生のパソコンの各種設定を教員と職員が共同で新入生オリエンテーション時に行う体制をとっている。また、パソコンの不具合などの個別対応は、図書館にヘルプデスクを設けて行っている。

5) オフィスアワーの実施

オフィスアワーは、平成 25（2013）年度後期から専任教員だけではなく非常勤講師も含めて体制を整えた。学生が授業内容に関して質問がある場合などに気軽に活用できるよう、掲示版を通じて学生に伝達している。

6) 新聞記事スクラップブック作成に関わる支援

前述の「共通課題Ⅰ」の実施に伴って、商学 5 分野の専門基礎科目（法学、経営学総論、経済学Ⅰ、簿記原理、マーケティング総論）では、担当教員の指導の下で、学生が新聞記事スクラップブックを作成し、その作成状況を、担当教員がチェックすることになった。この一連の教育活動は、スクラップブックの配布と回収・整理などに職員の協力を得ての教職協働活動として行われている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学には大学院がなく、また社会科学系であり、理系の大学が近年行っているような TA の組織的体制は整備しにくい。このため、今後は専門ゼミナール・商学実習等の授業で、高学年が低学年の指導を行うような体制を整えていく。

また、クラス担任制が、平成 27 年度後期の 1 年次実施に続き、平成 28 年度に 2 年次で実施されたことで、1・2 合同でのクラスアワー実施など、当初予定の形態で運営されることになった。このクラス担任制が有効な機能を発揮できるように、事務局と担任

教員との連携に留意していく。

さらに、「共通課題Ⅰ」に伴う新聞記事スクラップブック作成にかかる教職協働についても、その当初の目的が果たされるように、両者の連携に留意していく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

科目の単位認定については試験等により評価することとなっているが、科目ごとにシラバスにその評価基準を示している。成績の評価は、平成 28(2016)年度より、S・A・B・C・D の 5 段階評価とし、D を不合格としている。それぞれの評価は、S が 100～90 点、A が 89～80 点、B が 79～70 点、C が 69～60 点、D が 59 点以下とされている。

単位については、本学の授業を履修し取得するほか、単位互換協定を結んだ大学（放送大学、及びキャンパス・コンソーシアム函館（函館市内の高等教育機関連携））での科目の履修による単位の取得を認めている。また、一部科目では資格取得による単位認定を行っている。

学年ごとの進級についての条件は設けていないが、1 年次終了時で取得単位数が 30 単位未満、2 年次終了時で取得単位数が 60 単位未満、3 年次終了時で取得単位数が 100 単位未満の学生の保護者には、過少単位取得者として文書で注意を促している。

また、平成 24(2012)年度より GPA 制度を導入したが、平成 28(2016)年度より、S を 4 点、A を 3 点、B を 2 点、C を 1 点、D を 0 点として GPA を計算することとした。これを年 2 回本人と保護者に通知している。現在、GPA は参考程度とし、卒業・進級の基準としては活用していない。

卒業については、ディプロマポリシーを前述（基準 1-3）のように定めている。ディプロマポリシーが学位授与の要件とする「学則に定める科目の単位」は 124 単位であり、学則第 10 条にその内訳を以下のように定めている。

(1) 基礎教養科目

- ① 一般教養 人文・社会・自然を含め 24 単位以上
- ② 外国語 4 単位以上
- ③ 情報 2 単位以上
- ④ 総合 4 単位以上
- ⑤ 保健体育 4 単位以上

(2) 専門科目

専門ゼミナールⅠ・Ⅱまたは英語特別演習Ⅰ・Ⅱ、及び商学実習Ⅰを含め 62 単位以上

卒業の要件は学則第 19 条に、上記の科目に加え「共通課題Ⅰ」「共通課題Ⅱ」「共通課題Ⅲ」に合格することとされている。この共通課題は、1 年次に新聞記事を基にしたレポート、2 年次に商学に関する基礎知識を問う試験、3 年次に読書を基にしたレポートを課し、その達成を全教職員が指導して到達させるものである。

また、平成 28(2016)年より、コモンルーブリックおよび法学、経済学、経営学、マーケティング（流通）、会計学の商学 5 分野についてのルーブリックを作成し、コアとなる学修の到達目標を明示している。これにより、ディプロマポリシーに定める学生が身につけるべき、「知識」、「技能」、「態度」を具体的に理解できるようにしている。

学生の就職活動期間の変更に伴い、4 年生前期までは学修にある程度専念できるようにするため、学生の履修上限単位を 40 単位とし、より学生が学修の準備等に時間をとれるようにした。

さらに、4 年次に学生が作成する卒業論文は、これらを総合的に評価する最終的な学修成果物となっている。卒業論文については、学生の専門ゼミナール選択時の資料に卒業論文の合格条件を示している。【資料 2-4-1（専門ゼミナール選択資料）】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

GPA のスコアを進級・卒業に活用していく方策を検討中である。さらにルーブリックをより詳細な科目に広げていくこととする。また、学修行動調査によると学習時間が充分とはいえないので、これを確保していくための方策を検討していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生の就職・進学を支援するため「キャリア開発課」を設けている。「キャリア開発課」では事業計画の企画・立案を行うとともに、学生のキャリア形成・就職指導・就職斡旋など就職に関する業務を行っている。就職業務全般を遂行している「キャリア開発課」は、1 年次からのキャリアサポート及び就職指導・求人企業の開拓・就職斡旋・就職相談など学生の就職意識高揚・活動を全面的に支援している。

「キャリア開発課」では、学生のニーズに沿った多様な就職支援サービスを整え、ゼミナール担当教員と連携しながらキャリアサポートや就職活動を支援している。更に、各種の「教職特別講座」など教職希望者への就職サポートも行っている。

① 就職・進学に対する相談・助言体制と運営

「キャリア開発課」内のレイアウトを工夫し、学生が進路・就職相談を気軽に受ける

ことができるよう就職資料室の向かい側に各職員の机を配置し、その横に学生と対面し指導している。更に、学生が自由に利用できるパソコンを5台設置し、インターネットによる企業情報収集・エントリーなどに活用できるようにしている。「キャリア開発課」からの必要な情報や連絡などはメールを経由して学生の携帯電話に配信している。また、学生は求人案内や学内説明会・選考会など様々な就職情報を自宅からでもインターネットを利用することで、得られるようになっている。

就職に対する指導・助言については、「キャリア開発課」を中心に、ゼミナール担当教員、課外活動の各クラブ顧問や監督と連携しながら全学的に教職員一体となった体制をとっている。平成27(2015)年度 of 就職相談件数は157件(平成26年度132件、平成25年度175件)となっている。

表2-5-1 キャリア開発課オープンカウンターとパソコン・資料コーナー



進学希望者は少数であるが、就職の場合と同様に、「キャリア開発課」及び担当教員と連携しながら指導・助言を行っている。

学生の保護者に対しては、「協学会」(学生の父母組織でPTAに相当)地区懇談会において、就職を含めた相談会を実施している。ちなみに、平成27(2015)年度は北海道地区(函館)、東北地区(青森)で行った。

1) キャリア・プランニング

1年生の必修科目として「キャリア・プランニング」の講座を後期15回開講している。社会人としての必要な基礎力(マナー・コミュニケーション力・チームワーク等)を1年次から意識し学生生活を送ることにより、企業等で求める基礎能力を身につける。内容としては、キャリア・プランニングの意義やOB、OG講師を招いての、職業・職種セミナー、グループワークを中心としたマナー研修やディスカッション、内定者による「就職活動体験談」やニュース・新聞の読み方、学力診断テストや外部講師による講演会などを通じ社会人への意識を高めることを目的としている。

表2-5-2 キャリア・プランニング<1年次対象>

回数	日程	1年次キャリアプランニング
1	平成27年9月28日	キャリアプランニングについて
2	平成27年10月5日	コミュニケーション講座Ⅰ(ピア・サポート、挨拶・自己紹介)
3	平成27年10月16日	ビジネスマナー講座Ⅰ①(身だしなみ、相手の話の聴き方、自分の考えの伝え方)

4	平成 27 年 10 月 26 日	ビジネスマナー講座Ⅰ②（言葉遣い、電話対応講座）
5	平成 27 年 11 月 2 日	自己分析・自己理解Ⅰ①（大学生活についてディスカッション、コンピテンシー診断）
6	平成 27 年 11 月 9 日	ニュース・新聞の読み方①（トップニュースから時事用語を学ぶ）
7	平成 27 年 11 月 16 日	ニュース・新聞の読み方②（トップニュースを用いて現代社会・諸問題についての理解）
8	平成 27 年 11 月 30 日	継続は力なり！！（各種公務員の紹介・先輩の体験談・勉強方法について）
9	平成 27 年 12 月 7 日	自己分析・自己理解②（コンピテンシーテスト結果解説、大学ライフプラン・グループワーク）
10	平成 27 年 12 月 14 日	知って役立つ労働法・労働契約について（労働基準監督）
11	平成 27 年 12 月 7 日	インターンシップ体験発表会（座談会形式で先輩達から学ぶ）
12	平成 27 年 12 月 21 日	「学生」から「社会人」へ（社会人としての権利と義務について）
13	平成 28 年 1 月 18 日	どのような社会人になりたいのか（自分の共感するキャリアアンカーは？）
14	平成 28 年 1 月 25 日	企業人による講演会
15	平成 28 年 2 月 1 日	キャリアプランニング振り返りシート作成（授業を通してのまとめ）

2) キャリア・ガイダンス

キャリア教育の一環として、2年生を対象に社会人基礎力や基礎学力支援を中心に、早期からの就職意識を高めることを目的とした内容で年 15 回実施した。参加率の低さが目立ったが、今後はカリキュラムメニューの検討も必要と思われる。

回数	日程	2年次キャリアガイダンス
1	平成 27 年 4 月 14 日	キャリア開発支援事業案内（キャリアデザインカルテ・個別面談）
2	平成 27 年 5 月 19 日	体験学習Ⅰ（コミュニケーションパスゲーム）
3	平成 27 年 6 月 2 日	社会人基礎力（コミュニケーション力：話す・聴く力・読む力）ほう・れん・そう
4	平成 27 年 6 月 16 日	インターンシップガイダンス（アルバイトとの違い、収集方法など）
5	平成 27 年 6 月 30 日	ビジネスマナー講座Ⅰ（リクルートスーツの着こなしとマナー）
6	平成 27 年 7 月 14 日	ビジネスマナー講座Ⅱ（ビジネスマナー実践：挨拶・名刺交換・言葉遣い）
7	平成 27 年 7 月 28 日	公務員ガイダンスⅠ（勉強方法・試験対策）
8	平成 27 年 10 月 6 日	体験学習Ⅱ（ビジネスゲーム）
9	平成 27 年 10 月 20 日	グループワーク
10	平成 27 年 11 月 10 日	プレゼンテーション
11	平成 27 年 11 月 24 日	社会人からのメッセージ（OB・OG セミナー）
12	平成 27 年 12 月 1 日	業界・職種について
13	平成 27 年 12 月 15 日	公務員ガイダンスⅡ（官庁説明会）
14	平成 28 年 1 月 19 日	SPI・一般常識対策
15	平成 28 年 1 月 25 日	企業人による講演会

3) 就職ガイダンス

「キャリア開発課」では、学生が就職活動を始めるにあたっての心構えや、自己分析は何故必要なのか、職業選択はどのようにすればよいのかなど就職意識を高める目的で、3年次生対象に平成 27(2015)年度は 4 月中旬から 2 月上旬まで合計 16 回に亘って就職

ガイダンスを開催している。前半では、「函館大学就職活動テキスト」を配布し、働くことの大切さ・現在の自分を知ること・就職環境・進路状況登録・学内就職サイト利用方法や、SPI・WEB 対策、業界・企業研究の進め方など、後半では、就職活動における心構え・就職支援宿泊所利用案内・就職活動体験報告会・ビデオ視聴・エントリーシートや履歴書の書き方・面接試験対策・本学主催「業界研究会事前ガイダンス」などを実施し、就職活動本番に向けての就職指導をしている。

表 2-5-3 就職ガイダンス＜3 年次対象＞予定表

回数	日程	3年次就職ガイダンス
1	平成 27 年 4 月 13 日	キャリア開発支援事業案内(活動テキスト配布、キャリアデ'ザ'インカルテ・求職登録)
2	平成 27 年 4 月 27 日	就職環境・採用動向について
3	平成 27 年 5 月 11 日	自己分析・自己理解①(SPI・職務適性検査)
4	平成 27 年 5 月 25 日	時事問題を考える
5	平成 27 年 6 月 8 日	インターンシップガイダンス(アルバイトとの違い、収集方法など)
6	平成 27 年 6 月 22 日	ビジネスマナー講座①(リクルートスーツの着こなしとマナー)
7	平成 27 年 7 月 6 日	ビジネスマナー講座②(ビジネスマナー実践:挨拶・名刺交換・言葉遣い)
8	平成 27 年 7 月 27 日	自己分析・自己理解②(SPI・職務適性検査解答解説)
9	平成 27 年 9 月 28 日	エントリーシート・履歴書の書き方ポイント
10	平成 27 年 10 月 5 日	企業訪問報告会①、顔写真撮影、模擬面接研修会ガイダンス
11	平成 27 年 10 月 26 日	面接対策① グループディスカッション
12	平成 27 年 11 月 9 日	面接対策② 個人・集団面接(面接の基本マナー)
13	平成 27 年 11 月 30 日	企業訪問報告会②、業界研究会について
14	平成 27 年 12 月 7 日	4年生による大学生活・就職活動体験発表会
15	平成 28 年 1 月 25 日	企業人による講演会
16	平成 28 年 2 月 17 日	就職解禁に向けて(エントリーシートの書き方・合同企業説明会の回り方)

4) 就職模擬面接研修会

企業の採用担当者を講師に招き、3 年次を対象に就職模擬面接研修会を実施している。個人面接・集団面接等において、参加した学生の問題点を把握することにより課題克服につながる。また、近年多く取り入れられているグループディスカッションやグループワークにおいては、コミュニケーション能力や協調性、説得力や知識の豊富さ等企業内でチームの一員として能力を発揮することができるか等が問われている。1 日の研修を通して、自分の考えをはっきり表現できるよう、指導・助言を行っている。

表 2-5-4 就職模擬面接研修会参加実績

年度 参加人数		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		企業名 / 人数		企業名 / 人数		企業名 / 人数	
班 別	1班	ダイハツ北海道(株)	10	スターゼン(株)	8	(株)共立メンテナンス	7
	2班	江差信用金庫	10	(株)ツムラ	5	(株)合田観光	8
	3班	(株)ミニミニ	10	ダイハツ北海道(株)	8	スターゼン(株)	10
	4班	昭和電工ガスプロダクツ(株)	9	(株)みちのく銀行	7	ダイハツ北海道(株)	9
	5班	—		(株)ジェイ・ブロード	6	(株)みちのく銀行	6
総合計 (人)			39		34		40

5) 業界研究会

企業対象の就職支援施策としては、例年 60 社前後が参加する本学主催業界研究会を開催している。本学の教育に関心をいただいている人事担当者の方に各企業ブースを設置して、参加学生に対して業界の概要・当該企業の立ち位置などを説明する場として実施している。3 年次の学生が中心として参加するとともに、ゼミナールおよびクラブ顧問等の教職員も多数参加し、学生の就職に対する意識を高めることにつなげるための場として全学的に取り組んでいる。また、この業界研究会をきっかけに教職員と企業の採用担当者との交流を図り、教職員においても経済社会状況を知る機会としても機能している。平成 27(2015)年度の参加学生数は 3 年生 67 人(3 年在籍者数 103 人中) 65.0%であった。また、参加企業数は 64 社(前年 65 社)だった。

表 2-5-5 業界研究会参加実績

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
参加企業社数	54(27)	65(36)	64(31)
企業参加者数	78	97	95
学年内訳/学生数	84	145	120
1年生	2	1	13
2年生	16	43	21
3年生	48	66	67
4年生	3	6	4
短大生	15	29	15
3年次在籍者数(人)	79	97	103
3年次参加率(%)	60.8%	68.0%	65.0%

* 業界研究会企業数の()は道内参加企業数を示す。

6) 企業訪問

採用実績企業に対する採用継続促進・内定お礼並びに新規開拓を目的に関東、東北、北海道などを就職部長・就職委員・キャリア開発課員などが訪問している。ここで得られた情報は学内ウェブ上で公開され学生の就職活動の一助になっている。また、教職員が企業訪問することによって、業界の様子、企業の経営、採用動向、どのような人材を求めているのか等把握でき、教育や就職支援にフィードバックされ役立っている。

表 2-5-6 (A) 企業訪問実績

訪問年度	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
訪問地区	訪 問 企業数	訪問者 数(延)	コース数	訪 問 企業数	訪問者 数(延)	コース数	訪 問 企 業 数	訪問者 数(延)	コース 数
札 幌	31	3	3	30	2	2	16	2	2
東 北	44	4	4	33	3	3	16	2	2
東 京	51	3	3	40	2	2	27	3	3
函館・道南	30	15	—	21	10	—	19	7	—
合 計	156	25	10	124	17	7	78	14	7

表 2-5-6 (B) 平成 27 年度企業訪問先実績

平成27年度企業訪問(コース別)					
コース	札幌1	コース	東北3	コース	東京都3
地 域	中央区、西区	地 域	仙台市	地 域	千代田区、江東区、台東区ほか
訪問者	大橋 美幸	訪問者	佐藤 元治	訪問者	壁谷 一広
社 数	企 業 名	社 数	企 業 名	社 数	企 業 名
1	アルファベット・パステル	1	アイリスオーヤマ(株)	1	青山商事(株)
2	生活協同組合コープさっぽろ	2	(株)上野	2	(株)アクティブ・ワーク
3	(株)セノン	3	(株)仙台銘板	3	SMBCフレンド証券(株)
4	日本ニューホランド(株)	4	東北ミサワホーム(株)	4	(株)大塚家具
5	(株)北洋銀行	5	(株)バイタルネット	5	(株)共立メンテナンス
6	(株)北海道銀行	6	宮城交通(株)	6	THINKフィットネス
7	北海道旅客鉄道(株)	7	(株)やまや	7	スターゼン(株)
8	(株)ラルズ			8	大和ハウス工業(株)東京支社
				9	東武トップツアーズ(株)
コース	札幌2	コース	東京都1	10	(株)ファクトリージャパングループ
地 域	北区、白石区ほか	地 域	新宿区、渋谷区、品川区		
訪問者	今井 敏博	訪問者	小原 拓也		
社 数	企 業 名	社 数	企 業 名		
1	SOC(株)	1	(株)JALナビア		
2	(株)サッポロドラッグストアー	2	城南信用金庫		
3	(株)サンドラッグプラス	3	積水ハウス(株)		
4	大丸藤井(株)	4	セントラル警備保障(株)		
5	ダイハツ北海道販売(株)	5	TBCグループ(株)		
6	DCMホームマック(株)	6	日本ケンタッキー・フライド・チキン(株)		
7	リコージャパン(株)北海道営業本部	7	(株)ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング		
8	練成会グループ	8	東日本旅客鉄道(株)		
		9	(株)RayArc		
コース	東北2				
地 域	盛岡市、秋田市、弘前市	コース	東京都2		
訪問者	井上 祐輔	地 域	港区		
社 数	企 業 名	訪問者	西村 淳		
1	イマジン(株)	社 数	企 業 名		
2	(株)岩手日報社	1	ALSOKグループ		
3	猿田興業(株)	2	(株)桐井製作所		
4	東奥信用金庫	3	昭和電工ガスウロダクツ(株)		
5	(株)東北銀行	4	(株)ツムラ		
6	(株)ナイス	5	(株)ナカムラロジスティクス		
7	(株)北都銀行	6	日精(株)		
8	(株)三田商店	7	日通商事(株)		
9	盛岡信用金庫	8	(株)ミニミニ		

7) 宿泊支援

就職活動における経済的負担を軽減するため、指定宿泊所（札幌、東京）での宿泊費用の大半を本学にて負担している。また、今年度よりAIRDOとの契約により、函館・東京間を割引運賃で利用することができ、平成27年度は延べ42件の利用があった。

表 2-5-7 宿泊支援所利用実績

宿泊支援宿泊数(過去3年間)

年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
宿泊場所 / 宿泊状況	宿泊人数	宿泊数	宿泊人数	宿泊人数	宿泊数	宿泊人数
札幌国際ユースホステル	4	4	2	4	12	17
東京セントラル	2	3	0	0	4	7
ビジネスホテル加賀舎	0	0	0	0	1	3
宿泊数合計	6	7	4	4	17	27

8) 個人面談

「キャリア開発課」では、様々な就職支援と相談・助言を行っているが、平成 27(2015)年度の就職内定率は 97.7%であり、平成 26(2014)年度の 96.9%に対し、0.8 ポイント下回った。

就職・進学に対する相談・助言体制は整備され、適切に運営されている。

平成 26 年度面談実績

学年	相談	報告
2 年次	34	—
3 年次	46	—
4 年次	52	486
累計	132	486

平成 27 年度面談実績

学年	相談	報告
2 年次	31	—
3 年次	83	—
4 年次	43	649
累計	157	649

②キャリア教育のための支援体制

1) 教員採用試験講座

教員採用試験対策講座は「キャリア開発課」を中心に担当教員などと連携して学生の支援をしている。

平成 25(2013)年度より 3・4 年次・卒業生対象から全学生を対象として講座を開講している。専門科目は特に早めの対策が効果的であり、低学年にとっては勉強の仕方や動機付けに繋がるとして受講可能にしたが、受講者が減少したため専門科目講座を見合わせた。

また、平成 27 年度は講座受講者数が見込めないため開講せず、希望者に対し教職担当教員が個別指導・対応することとした。

表 2-5-8 教員採用試験講座（参加実績）

● 本学卒業生教員採用実績（過去 5 年間）

卒業年度	採用	学校区分	教科区分	講座受講者数(延べ人数)				
				I	II	III	IV	合計
2011	6	私立 1、公立 5	英語 5、商業情報 1	9	10	5	8	26
2012	5	公立 4、民間 1	英語 3、商業公民 1、特別支援 1	9	5	8	4	37
2013	0	※卒業生英語 2 名(公立 1:枝幸、私立 1 大谷高校)		13	10	8	6	13
2014	0	※卒業生 1 名(公立特別支援 1 名)		6	7	-	-	-
2015	0	※卒業生期限付教員継続採用		開講せず				

* 教職特別講座 I（一般教養過去問題）、II（教職教養各論基礎・専門）、III（2 次試験対策）、IV（専門教科）

● 本学卒業生教育実習実績および免許状取得状況（過去 5 年間）

卒業年度	教育実習	教員免許状取得内訳					
		中学英語	中学社会	高校英語	高校公民	高校商業	高校情報
2011	11	8		8		2	3
2012	19	7	3	7	4	8	3
2013	11	2		2	3	7	
2014	5	1	3	1	3		
2015	4			2	2		

● 北海道教員養成セミナー参加状況

北海道教育庁が主催する「教員志願者養成セミナー」。教員を目指す学生を対象とし教員の重要性や知識・指導力について理解を深めるとともに教職に対する意欲・情熱の情勢を図る目的で早期から参加の促進を行っている。

年度／学年	1	2	3	4	合計
2013			1		1
2014		1	2		3
2015	1				1

2) SPI 適性試験およびコンピテンシー適性検査

平成 27(2015)年度から入学時にプレイスメントテスト(言語)を実施し、成績下位の学生については、履修状況に基づき時間割を作り、学習相談員(非常勤講師)による学習相談、キャリア面談を行っている。

また、1 年生と 3 年生に対して「SPI 適性試験及びコンピテンシー適性検査」を全員に実施している。1 年生については入学時点での学生個々の基礎学力・性格・興味・関心などの判定結果を学生本人にフィードバックし、自己理解に生かしている。基礎学力が不足している者に対しては、本学の e-ラーニングシステム（SPI 適性試験対策）を利用して、一定基準以上の点数を取得するよう指導している。また、コンピテンシー適性検

査については、学生が客観的データで自分自身を見つめることによって自己理解を深め「大学で何を学ぶべきか」「資格取得は」「職業選択は」などを考えるために活用している。

表 2-5-9 SPI 適正試験・コンピテンシー適性検査（1 年次・3 年次実績一覧）

■1 年次 SPI 適性検査の経年推移（%）

段階／項目		総 合（%）			平成 27 年度（平均点）		
		H25	H26	H27	科 目	本学	全国
7	最 優	0.0	0.0	0.0	文章読解	5.6	5.6
6	高 い	1.9	1.5	3.3	語 彙	17.1	18.7
5	やや高い	14.9	7.6	11.7	数的推理	4.2	4.5
4	平均的	36.5	24.2	35.0	資料解釈	1.9	1.9
3	やや低い	32.7	50.0	40.0	図形把握	1.2	1.3
2	低 い	14.0	15.2	10.0	論 理	1.5	1.5
1	最 劣	0.0	1.5	0.0	総合平均得点	31.4	33.6

<SPI 適性検査>

検査日：平成 27 年 4 月 14 日（火）教養ゼミ

受験者：60 名

<コンピテンシー適性検査>

検査日：平成 27 年 11 月 2 日（月）

受験者：60 名

■3 年次 SPI 適性検査の経年推移（%）

段階／項目		総 合（%）			平成 27 年度（平均点）		
		H25	H26	H27	科 目	本学	全国
7	最 優	2.2	0.0	0.0	文章読解	8.0	8.9
6	高 い	10.9	11.5	7.8	語 彙	17.4	19.1
5	やや高い	17.3	34.7	16.6	数的推理	3.3	3.5
4	平均的	41.3	38.5	37.8	資料解釈	2.8	2.9
3	やや低い	26.1	11.5	32.2	図形把握	－	－
2	低 い	2.2	3.8	5.6	論 理	3.1	3.3
1	最 劣	0.0	0.0	0.0	総合平均得点	34.5	38.4

<SPI 適性検査>

検査日：平成 27 年 5 月 11 日（月）

受験者：90 名

<コンピテンシー適性検査>

検査日：平成 27 年 5 月 11 日（月）

受験者：90 名

3) キャリア講演会

キャリア教育の一環として、1 年生・2 年生を対象に将来の自分のあるべき姿をキャリア・プランニングさせる目的で、キャリア講演会・職業職種セミナーを実施している。

表 2-5-10 キャリア講演会

日 時	平成 28 年 1 月 25 日（火） 14:50～16:20
講 師	㈱日本ハウスホールディングス 代表取締役社長 成田和幸氏
演 題	「人生如何に生きるか」 成功の法則
参加人数	97 名（学年別参加者数：1 年次 54 名、2 年次 28 名、3 年次 13 名、4 年次 2 名）

4) インターンシップ

本学のインターンシップは、就業体験を通して、社会全般についての見聞を広げ、自己の進路を考える糧とし、企業での業務と本学での学習内容とをあわせて研修する。企業における問題解決方法、業務の進め方などを体験することにより、自らの進路に目標を持ち、実現に向けて学習意欲の向上を目的として、3年生対象の夏季休業期間中に実施している。また、学生の参加は任意であり、やる気・積極性などが旺盛な学生が多く、引受企業の評判はすこぶる良好である。また、参加学生の多くが体験を通して職業に対するイメージが具体的になり、自分の価値観・志向・興味などに合致する職業を選択できるようになったとの意見が多く寄せられている。参加者は平成27(2015)年度は17名(1年次：1名、3年次：16名)であった。

表 2-5-11 インターンシップ（就業体験）受入企業一覧

(1)実施期間 平成27年8月17日～9月11日

(2)実施日数 3日～14日間

平成25年度 受入企業				
依頼社数	51社	(株)ウィルコ	(株)テーオー小笠原流通事業部	函館新都市病院
受入者数	25社・47名	渡島信用金庫	函館市地域交流まちづくりセンター	函館トヨペット(株)
参加者数	11社・16名	(株)JALスカイ札幌	函館市役所	函館バス(株)
		(株)テーオースミシングスクール	函館商工信用組合	
平成26年度 受入企業				
依頼社数	47社	青森市役所	ネットヨタ函館(株)	函館トヨタ自動車(株)
受入者数	22社・50名	イマジン函館(株)	野村証券(株)	函館トヨペット(株)
参加者数	18社・34名	渡島信用金庫	函館市役所	函館バス(株)
<参加人数内訳> 2年次：5名 3年次：29名		(株)JALスカイ札幌函館支店	函館市地域交流まちづくりセンター	長谷川産業(株)
		道南食品(株)	函館新都市病院	北海道教育委員会
		ネットヨタ道南(株)	函館商工信用組合	北海道人事委員会
平成27年度 受入企業				
依頼社数	31社	(株)JALスカイ札幌函館支店	函館市役所	函館商工信用組合
受入者数	27社・70名	ネットヨタ函館(株)	函館市地域交流まちづくりセンター	函館バス(株)
参加者数	9社・17名	野村証券(株)	函館新都市病院	北海道教育委員会

キャリアサポートの基本は個別相談であり、学生のニーズに沿った助言指導体制を心掛けていく。就職ガイダンス、就職模擬面接研修会、業界研究会、企業訪問等さらに内容を充実させ、より多くの学生が参加するよう工夫していく。

また、ゼミナールとの連携を図りながら、全学の教職員の協力体制のもと就職希望学生全員の就職をめざしていく。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学の課題としては、低学年（1年生・2年生）からの「基礎学力向上」と「職業人と

しての就職意識向上」である。「基礎学力向上」の対策としては、SPI 適正検査や一般常識を学ぶことにより基礎学力アップに繋がるとともに、多様化する採用試験に対し e-ラーニングや Web による対策も講じたい。「職業人としての就職意識向上」については、近年、産業構造の変化や就業形態の多様化などにより、労働市場をめぐる就職環境も目まぐるしく変化している状況にある。キャリア講演会や職業・職種セミナー、マナー講座等を通じて就職は自分の問題であることを理解させ、そのうえでキャリア・デザインを描かせることが大切であり、そのことが、目的ある大学生活をおくことに繋がることから、更に充実した内容になるよう改善していく。

インターンシップについてはキャリア教育の観点から更に充実していく必要があり、参加学生の増加をはかる意味でも学生の希望業種にあったインターンシップ受け入れ企業を確保していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 商学実習、卒業論文での取り組みについて

1、2 年次必修の「商学実習」では学生を 4～5 人のグループに分け、グループごとにテーマを設定して調査・研究を行い、最後にその成果を発表会で発表している。これは問題を発見する力、調査・研究する力、課題を解決する力、コミュニケーション力、プレゼンテーション力の涵養に有効である。成果の発表では教職員・学生による評価を行っており、各担当教員の授業の進め方についても改善のための参考資料となっている。

【資料 2-6-1（平成 27 年度商学実習発表会評価集計結果）】

必修となっている卒業論文については、汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、情報リテラシー、論理的思考力、問題発見能力）、態度・志向（自己管理能力、チームワーク・リーダーシップ等）、総合的な学習経験と創造的思考力などの「学士力」、前に踏み出す力（アクション）、考え抜く力（シンキング）、チームで働く力（チームワーク）などの「社会人基礎力」の涵養に重要な役割を果たしている。

2) 就職先企業からの評価について

就職先企業における卒業生の評価については、定期的に在学生のための就職支援を目的とした教職員による企業訪問を行っており、その際、卒業生の企業における評価を調査し、その情報を共有して学生指導に活かしている。【資料 2-6-2（平成 27 年度企業訪問採用情報記録（抜粋））】

就職率、就職先などの就職実績、学生の就職支援に対する取り組みは毎年度始めに教授会に報告され、教職員の共通認識となっている。【資料 2-6-3（平成 27 年度就職部総

括)】

② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

1) 学修行動調査

平成 23(2011)年度から学生委員会所管により学生生活満足度調査を実施し、その中で学生の学修に関して質問を行い、その状況の把握及び改善に努めてきた。これに対し平成 27(2015)年度から学生の学修についてより深く調査することを目的として、IR 委員会の所管により学修行動調査を実施することとし、学修状況についての把握はこちらの調査に移すこととした。この調査は、全学生に対し、学修の状況とそれに繋がる学修動機、生活習慣について調査を行うもので、毎年実施することとしている。平成 27(2015)年度の主な調査結果は以下のようなものであった。【資料 2-6-4 (平成 27 年度学修状況調査結果)】

- ・授業の理解度
およそ理解できる 33%、半分くらい理解できる 58.2%、ほとんど理解できない 8.8%
- ・授業への興味・関心
ほとんどの科目に興味あり 16.5%、半分は興味あり 64.3%、興味を持てない 19.2%
- ・単位認定
甘い 11%、ちょうどよい 78.5%、厳しい 10.5%
- ・資格取得の勉強
している 22.5%、今後したい 37.9%、していない 39.6%
- ・大学の学修が将来役に立つと思うか
大いに役に立ちそう 14.8%、役立ちそう 49.0%、どちらともいえない 29.2%、あまり役に立たない 5%、まったく役に立たない 2%
- ・授業の予習・復習をやる時間
0 時間 33.7%、1 時間未満 37.1%、1 ～ 2 時間 19.6%、3 ～ 5 時間 7.6%、5 時間以上 2%
- ・授業以外の自主的な学修
0 時間 37.5%、1 時間未満 33%、1 ～ 2 時間 18.2%、3 ～ 5 時間 7.2%、5 時間以上 3.5%

これにより、授業の理解度や関心度は高く、将来への役立ちも認識されているので、学修意欲は充分ある反面、学修時間が短いことが今後の課題として認識された。

この調査の結果は教授会で報告され、教職員に周知し、今後の改善へ向けた課題として共有されている。

2) 学生による授業評価

前・後期末の年 2 回全科目を対象に学生による授業評価アンケートを実施してきている。平成 27(2015)年度の調査では、総合評価の大学全体の平均が 5 段階で 4.66 と非常に高く、全体としては大きな問題を見出すことはできない。しかし、個別の課題をさらに詳細に把握していくため、平成 28(2016)年度よりアンケート項目を変更し、以下の内

容を質問し、学生から回答を得るように改善した。【資料 2-6-5（授業アンケート用紙）】

＜全授業に共通の質問＞

- ・「教員の話は聞き取りやすかったですか」
- ・「教材の選び方はよかったですか」
- ・「板書・スライド・資料は見やすかったですか」
- ・「この授業で工夫されていたと思う点を挙げてください」
- ・「この分野に興味を持ちましたか」
- ・「興味を持った理由はなんでしたか」
- ・「学生の授業参加態度に対して、教員の指導は適切でしたか」
- ・「教員は学生に対して公平に接していましたか」
- ・「この授業を受けてよかったと思いますか」
- ・「この授業で改善したほうがいいと思う点があれば書いてください」（自由記述）

＜担当教員が設定する質問＞

＜商学実習ⅠおよびⅡに対する質問＞

- ・「学生間の役割分担は公平でしたか」
- ・「自分たちが何のために作業や見学をしているかを理解できるように、教員から事前や事後の指導は適切に行われていましたか」
- ・「この授業を通して、「現状を分析し、目的や課題を明らかにする力」が身についたと思いますか」
- ・「この授業を通して、「自分の意見をわかりやすく伝える力」は身についたと思いますか」
- ・「この授業の中で、達成感は得られましたか」

全体のアンケート結果は教授会で報告され、個別科目のアンケート結果については担当教員にフィードバックされている。教員は、アンケート結果を受け、授業の見直しを行い、改善に努め、改善コメントを作成している。

3) 資格取得状況の把握について

英語、簿記などの資格取得についての支援を行うことは、勉学に対する意欲を高めるとともに、学生の社会的評価にもつながり大切なことである。本学では、入学前と入学後卒業までに取得する資格を、年度初めに学生に記入させる学生カードによって定期的に把握するよう努めている。【資料 2-6-6（学生カードの例）】

これを基に資格取得希望者を支援するため、平成 28(2016)年度より資格指導担当者を配置することとした。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学修時間の向上が、大きな課題となっており、今後、教育改善会議・教務委員会等で検討していくこととしている。

卒業論文を 4 年間の教育の総仕上げとして考えるならば、発表会を開催し、その成果を全体で評価し教育にフィードバックすることが望ましいが、現在は一部のゼミ内での発表会及び 2 月に行われる教育発表会での一部の学生による発表に限られているので、

今後卒業論文の発表機会を増加させることを検討する。

また、I R委員会において教育目標の達成状況のアセスメントの実施方法を検討していく。

さらに、資格取得を希望者する者の増加を図るとともに、これを支援する体制を検討していく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学生生活の安定のための支援

1) 直接的経済支援

大別して3種類の「奨学金制度」がある。すなわち、①入試政策の一環としての「課外」および「学業」特別奨学生制度、②年度ごとの学年別成績上位者に対する「学内特待生」制度、③生活支援のための奨学金制度である。

そのうち、標題に関係するのは③である。これには、日本学生支援機構奨学金および地方公共団体等の外部奨学金がある。後者に関しては、募集要領等の情報を掲示して案内するにとどまる。

前者については、総務課と学務課とが連携して学生への案内、相談・指導、および手続等を行っている。すなわち、毎年春に申請手続の日程・手順を掲示板等で案内し、説明会を開き、所定の手続を指導している。同機構への推薦は、総務課が応募者のなかから所定の基準に従って選考案を作成し、学生委員会で審議のうえ決定する。

上記の応募状況は年度によって区々であるが、申請者数・金額は、ともに近年の社会的経済状況を反映して増加傾向にある。機構から付与される採用人数枠については、選考基準（内規）に従って適正な割り振りを心がけている。機構への推薦案については、その作成を担当した総務課が、学生委員会で作成過程を説明し承認を得たうえで決定している。

以上の詳細は、【資料 2-7-1（学生委員会資料（奨学金関連））】のとおりである。いずれも、各年度末に学生部総括資料として教授会に報告している。在籍全学生 316 名のうち 227 名が何がしかの奨学金の給付もしくは貸与を受けていることになる。

平成 25(2013)年度入学生から、指定校・付属校等からの推薦による入学生に対する 25 万給与の奨学金を、原則 2 年次までとする制度が始まった。これにより、2 年次までの G P A で、成績上位の 1/4 程度の学生には、そのまま 4 年次まで 25 万給与し、そこから漏れた学生には、25 万を無利子で貸与する奨学金制度（「野又学園奨

学金」) がスタートした。平成 27(2015)年 4 月に、この G P A による採否の判定が初めて実施され、3 年生 16 名(平成 28 年度も貸与の継続を申請したのは 14 名)が、平成 28(2016)年 4 月には、新 3 年生 10 名が貸与の申し込みをした。【資料：「平成 27・28 年度学生関係資料」等】

上記の他にも「野又貞夫奨学金」制度があるが、日本学生支援機構など他からの借り入れがある場合には利用できない制度となっており、通例の形での利用者は近年がいない状況である。しかしながら、卒業時に学費等の滞納があり、教育ローン等の利用ができない学生については、特例として、この奨学金を貸与している。

なお、自然災害や突発的な家庭環境の変化によって就学困難な状況に陥った学生に対しては、その都度適時に適切な対応策(学費の減免や各種奨学金の臨時申請等)を講じるよう配慮している。【資料 2-7-2 (災害時の対応例(東日本大震災時))】

2) 間接的経済支援

学生寮および格安アパート等学生宿舍の提供とアルバイト情報の提供・紹介を行っている。いずれも、学生部の掲示板等をつうじて情報提供している。

「学生宿舍」は、入試政策面での配慮に基づく重点施策でもある。【資料 2-7-3 (学生宿舍関連資料)】に示すとおり、いずれも、格安料金の学生寮およびアパートを用意し提供している。ただし、学生寮は硬式野球部専用宿舍となっている。

学生宿舍には学園所有のアパートと借上契約のそれとがある。近年は、毎年度の入居希望者数を見計らいつつ、入居者の配置を工夫・整理しつつある。借上契約の余剰戸数を縮小するためである。

上記以外のアパートの賃貸情報およびアルバイト情報の提供は、掲示板をつうじて行っている。ただし、アルバイト情報の提供に関しては、学業に差し支えないようにとの配慮から、学生の職種・内容・時間帯として相応しいものに限定している。

このほか、函館市内・近郊からの通学生をサポートするために、無料の学園通学バスを朝夕の時間帯に運行している【資料 無料通学バス路線図『2017 函館大学案内』】。

3) 課外活動への支援

課外活動を支援する中心組織として、学生(正会員)および教職員(特別会員)等によって構成される「学友会」がある。スポーツならびに学術文化の学生諸団体による活動を推進支援するために、学生主体の総務局が中心となり、顧問教職員の助言協力を得ながら企画運営にあたっている。なお、総務局は大学祭の企画・実行の母体をも兼ねている。

学友会の運営予算は、正会員からの会費および大学・同窓会からの援助金で賄われている。学友会加盟の学生諸団体に対する活動予算の配分および管理業務は総務局が担い、最高決議機関である「中央委員会」の議を経て執行されている。中央委員会は、専門ゼミナール、商学実習の各クラス、各部会(クラブ)からの代表代議員によって構成され、毎年 2 回(春と秋)開催される。【資料 2-7-4 (学友会「中央委員会」開催資料)】

4) 保健衛生面での支援

学生生活上の悩みを抱える学生からの相談には、第1次的には教職員が対応するが、より専門的には「保健室」および「ピア・サポートセンター」を設けて対応している。保健室には1名の看護師（臨時職員）が授業期間中・週5日体制で勤務し、ケガ・急病の応急措置および身体的・精神的悩み等の健康相談に応じている。その利用状況は【資料2-7-5（保健室利用状況）】のとおりである。

また、平成27年度には、学生寮に居住する野球部員に対するインフルエンザの予防接種の奨励など、保健衛生指導にも取り組んでいる。

5) 函館大学におけるピア・サポートのとりくみ

平成22(2010)年度に文科省大学教育・学生支援推進事業大学教育推進プログラムに選定されたことから、本学におけるピア・サポートの取り組みを開始した。具体的には、学内にピア・サポートセンターを開設し、支援者としてカウンセラー（臨床心理士）を配置している。心理面での援助を要する学生だけでなく、多数の学生が日常的な居場所として利用しており、学生同士の交流の場・助け合いの場となっている。さらに、本学の定める要件を満たした学生を「函館大学ピア・サポーター」として認定し、その学生を中心に新入生へのサポート活動等を実践している（なんでも相談コーナーの設置、履修登録のサポート、談話会・交流会の開催など）。なお、平成28年6月までの認定証交付者は延べ18名である。

ピア・サポートセンターに配置された臨床心理士によるカウンセリングはいわゆる学生相談室の機能を持ち、学生の心理的な相談にあたっている。この臨床心理士は、本学の付属校である函館大学付属有斗高等学校、及び函館大学付属柏稜高等学校にそれぞれ週1回スクールカウンセラーとして勤務し、付属校から本学に進学してくる学生の情報を把握することが出来ている。また、新入生については、全学生を対象に個別面談を実施し、心理的な問題を抱える学生の早期把握に努めている。必要に応じて保護者や学外専門機関などとも連携しながら対応・支援を進めている。

【資料2-7-7（学生相談（カウンセリング）実施状況）】

また、障がいのある学生や支援を必要とする学生に対して公正な教育を保障し、本学における学生支援に関する事項を円滑に運営・実施することを目的とした「チーム支援会議」を月1回定期開催している。平成27(2015)年度は専任教員4名と、入試課員（1名）、キャリア開発課員（1名）、看護師、臨床心理士の構成となっている。【資料「函館大学チーム支援会議規程」「函館大学障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針」等】

この会議では、本学の学生支援体制の整備に関する事項の検討、支援を要する学生についての情報交換および対応の検討などを行っている。特に配慮を要すると判断された学生については、「チーム支援会議」の議長から教授会に報告を行うなどして、教職員全員での情報共有を行っている。【資料「平成27（2015）年度 チーム支援会議 総括」（抜粋）】

6) 新入生に対する支援

大学に入学後、友人を作れなかったなどの理由で学校になじめず、十分に通学できないまま退学していくことがあるが、本学ではそういったことを少しでも減らす

ため、平成 24(2012)年度より、「新入生歓迎イベント」を行っている。このイベントは本学の学生組織であるイベント実行委員会が中心となって行っているもので、入学式直後の 1 日をあて、新入生をグループ分けした後、上級生が学内をゲーム感覚で案内したり、上級生や教員と新入生が食事を共にしたりするものである。平成 27(2015)年度のこのイベントへの 1 年生の出席率は 100%であった。

上級生や教員と新入生が、授業開始前にコミュニケーションをとることで、前述した理由での退学者を減少させることに効果が見られた。(平成 24(2012)年度の 1 年次退学者は 0 名、平成 25(2013)年度は 1 名、平成 26(2014)年度は 5 名、平成 26(2014)年度は 1 名である)。**【資料 2-7-9 (平成 26(2014)年度「新入生歓迎イベント」開催資料)、「新入生歓迎イベント 2015 実施報告書」、「平成 27・28 年度学生関係資料」等】**

また、新学長の方針により、平成 27 年度の後期から、担任制を導入して、成績と直接関係のない専任教員が、数名の指定された 1 年生をフォローし、意見を聞く体制となった。これにより、1 年生の動向把握、退学者の減少などにつなげたい。

このほか、平成 28(2016)年度入学生からは、入学後の健康に不安を抱える入学生に対して、入学前に健康状態を申告してもらい、相談にのったり、対応を行う制度を開始した。

7) 学生支援のための教職員の研修

学内では、全教職員を対象とした F D 研修会、全職員による S D 会議など、教職員の教育・職能の開発を行ってきた。また、キャンパス・コンソーシアム函館主催の合同 S D・合同 I R 研修会を本学で開催し、函館地域の教育、S Dにかかわる諸課題について、情報の共有と理解を深め、学生の指導・支援の糧としている。

② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生との意見交換は、日常的・組織的には、学友会運営協議会（毎年春・秋の 2 回）をつうじて行っている。すなわち、学友会運営協議会では、単に審議事項だけにとどまらず、その過程で会長（学長）、学生部長（教員）、および総務局等の顧問（教員）が広く学生の意見を吸上げるよう努めている。このことは、活動に関する助言等で日常的に接触する機会の多い顧問にとって、とくに重要かつ必要な姿勢だと位置づけられている。

大学生活に関する学生からの意見については、学生委員会が 3 年おきに全学生を対象にした学生生活満足度調査を実施してきた（平成 14(2002)年度、同 17(2005)年度、同 20(2008)年度）。2-6 で触れたとおり、平成 23(2011)年からは、経営部会の所管で毎年実施されてきたが、平成 27(2015)年度からは組織改革により、独立した I R 委員会（専任教員 5 名と事務職 3 名）が実施することとなった。（前出 資料 2-6-4）

平成 27(2015)年度からは、記名式による学生学修行動調査を全学で実施している。

こうした調査結果は集約後、I R 委員会で分析・検討されたのち教授会に報告される。回答の当事者である学生には、掲示板を通じてその概要がフィードバックさ

れている。同時に、学生からの具体的要求で対応できる事案については当該事務部門で実行策を講じる。考慮を要する事案については委員会で検討・協議されるが、場合によっては教授会での審議・決定を要することもある。

このほか、平成 27(2015)年度からは、学生目安箱（学生 FD 授業アンケート箱）を設置して、記名式で学生が授業に対して抱いている意見を、学長が直接吸い上げるしくみも整備した。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生の相談体制については、看護師・臨床心理士の常駐化、「チーム支援会議」の定例開催などが進み、本学の規模としてはかなり体制が整備されてきた状況である。個人情報保護等の観点から、学生に関する情報の共有は問題点も多いが、必要に応じて教職員での協力体制を進めている。

学生生活満足度調査及び学修行動調査については、これを所管する I R 委員会が設置され、毎年行う体制が整ってきた。従来の満足度調査以外に、記名式の教育に関するアンケートも実施することで、本学学生の実態をより詳しく把握し、個別の学生、そして本学の教育・学生生活の質が向上するように、改善活動につなげていく。

平成 27 年度の後期から実施した担任制も徐々に浸透し、新入生の不適応、在学生の退学者の減少などに効果を発揮することが期待される。

平成 28(2016)年度からは、事務局員有志によって、4 月～6 月あたりまでの時期、新入生に対する新しい定着イベント（函館バスツアー、勉強・企画の講習、ハイキング、ジンギスカンなど）が発案され、1 か月に 1～2 回程度のペースで実施されることになっており、この企画が上記の「新入生歓迎イベント」を補強するものになることが期待される。

このほか、平成 28(2016)年度には、トイレの改修なども予定されており、学生の生活環境の向上に寄与するものと期待される。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

平成 28(2015)年度の専任教員は 24 名で、そのうち教授 12 名、准教授 8 名、専任講師 4 名である。また、年齢構成は、70 代が 3 名、60 代が 8 名、50 代が 11 名、40 代が 1 名、

30代が1名となっている。また、分野別では、専門科目を主に担当する教員が16名、教養科目を主に担当する教員が1名、英語科目3名、体育科目2名、教職科目2名で、専門が多くなっている。

平成25(2013)年度から入学定員を150名から120名に減員し、平成27(2015)年度から入学定員を120名から100名に減じたことにより、設置基準で必要とされる専任教員数が毎年変動している。設置基準により必要とされる専任教員数は平成27(2014)年度は23名となる。前年度末の急な割愛により一時的に教員が不足したが、ただちに補充を行っており、現状において人数的には教員を確保できている。

函館大学の専任教員数

平成28年4月1日現在

学部 (定員)	専任教員数				計	大学設置基準で定める教員数		
	教授	准教授	講師	助教		別表第一	別表第二	計
商学部 (490)	12	8	4	0	24	14	8	22

※定員は、 $120 + 120 + 100 + 100 = 440$

今後は年次進行により入学定員が440→420→400と減少していくので、設置基準で定める教員数22→22→21となる。現在の教員の年齢構成を考慮しつつ、必要となる教員を配置していく。

② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員の採用に関しては、学則第1条にある函館大学の目的と使命である、「知・情・意の高度にして円満な人格を持つ職業人の養成」を目指した教育を進めるように、教養分野、専門分野のバランスを考慮しつつ、しかも学界、実業界など幅広い分野から採用し、本学の教育目標を達成できる人材確保に努力している。

採用時における選考については、【資料 2-8-1 函館大学教員の任用および昇格選考基準】(以下「選考基準」という)第2条(選考の原則)「本学の教員の任用および昇格の選考は、人格・学歴・教歴並びに著書・論文・学会における発表等の研究業績について行うものとする」に基づいて選考を行っている。

「選考基準」に基づき採用については、必要な専攻科目を教務委員会、教授会で決定し、理事長の承認を得たのち、教授のみによる「審査会」において担当科目の教員募集手続きに入る。「審査会」は学長を議長とし、教授全員がメンバーとなっている。教員募集は公募制を採用しており、広く全国から人材を集めている。応募者の中から一次選考として書類審査を行い、二次審査対象者を決定し、二次審査で面接を行う。選考に際しては、本学の建学の精神の具体化を念頭に学生の教育面を考慮しつつ、教育歴、研究歴、研究業績、研究・教育方針等を中心に審査を行い、理事長に推薦する候補者を決定する。候補者に適任者が複数いる場合には順位をつけて「審査会」で合意形成した後、学長が

ら理事長に推薦し、理事長が最終的に決定し、教授会に報告をする。

昇任の選考についても採用と同様に「選考基準」第2条に基づいて行っている。

運用は「選考基準」第3条から第7条に基づき、昇任の条件は「選考基準」に示されている。該当者は「選考基準」第10条に基づき、学長に申請する。学長は「審査会」を招集し、昇任手続きを開始する。審査は研究業績、教育業績等を中心に行い、論文審査は他大学の教員等外部の研究者1人と学内の教授1人に依頼し、その審査結果を参考に「審査会」で審査を行う。「審査会」で昇任が妥当との結論が出れば、学長は理事長に昇任を推薦し、理事長が最終的に決定し、教授会に報告をする。

教員評価については、平成27(2015)年度から「学校法人野又学園大学教員等人事評価規程」に基づいて、年度ごとの業績を「教育」「研究」「アドミニストレーション」の3つの観点から理事長が評価しており、その結果を賞与に反映する制度としている。【資料2-8-2（学校法人野又学園大学教員等人事評価規程）】

「学生による授業評価」は毎年実施することになっており、教員の授業ごとの「学生による授業評価」結果と本学全体の「学生による授業評価」集計結果とが、ともに各教員に報告されている。さらに全教員は評価結果に対する改善コメントを学長に提出することが義務づけられており、意見を取り入れる努力をしている。改善コメントは事務局に据え置かれ学生も閲覧することができる。【資料2-8-3（授業改善コメント）】

また、「選考基準」に見られるように、昇任に際して、研究業績、教育業績に加え人格等も考慮されることになっているので、教員各自が自己評価に努めている。

教員は、年度ごとに研究計画を毎年度初めに提出し、年度末には1年間の進捗状況、推進した研究内容、教育への活用、研究発表（学会発表を含む）、地域貢献、研究推進についての自己評価、出張先（公費を用いたもの）について報告をしている。なお、年間研究費として、消耗品費5万円、図書費15万円、研究旅費18万円が計上されている。

FDについては、平成27(2015)年度から学長直轄の特別委員会としてFD委員会を設置し、FD研修会や相互授業見学といった活動を精力的に行っている。【資料2-8-4（平成27年度FD研修会の実施について）】【資料2-8-4（平成27年度相互授業見学の実施について）】

③ 教養教育実施のための体制の整備

平成17(2005)年より教養教育会議を設置し、教養教育に関する事項を検討する場としたが、平成25(2013)年度より「教務委員会」に統合した。小規模の大学であるため、教養教育議論のための別組織は必ずしも必要ではなく、教務委員会での議論が妥当であるとの判断である。このことから、「教務委員会」の構成員は専門分野のバランスをとるようにしている。平成27(2015)年度現在、「教務委員会」の専門分野は、経済系統1名、英語教育1名、体育系統1名、教職教育1名となっている。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

本学の規模であれば、教員の採用体制については現状でも大きな問題はないと考えられるが、今後の定年退職等を勘案すると、カリキュラムの充実と関連して、より計画的な教員の採用が必要である。

平成 27(2015)年度からは、懸案であった大学教員等教員評価制度を導入したので、これが定着し、教員の資質向上につなげていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎、学修設備、実習施設、図書館等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎

本学キャンパスは、約 80,186.55 m²の校地からなり、在籍学生数は 368 人であるから、大学設置基準に定める 1 学生あたりの校地面積 10 m²は十分充足している。

校舎の延べ床面積は、20308.88 m²である。大学設置基準に定める 1 学生あたりの校舎面積は、収容定員 440 人であるから、「(収容定員－400) × 1,653 ÷ 400 + 3,305」の計算式により、3470.3 m²以上が必要であるから、十分充足している。

施設の維持、管理は総務課が担当している。設備等の点検整備は、委託業者と契約し、日常及び定期の維持、管理、点検、保守を行っている。施設、設備等で修理、改善等の必要がある場合には、直ちに委託業者あるいは関連業者に連絡し、対応している。

学内警備業務、学内清掃業務は、外部業者と委託契約を結んでいる。キャンパスの環境維持、エレベーター、冷暖房および空調設備、消防設備、電気関係設備等についても専門業者と委託契約を結び、定期的に点検し、安全管理に努めている。

2) 学修設備

講義室は約 30 人収容の小教室から 506 人まで収容できる階段教室まで合計 31 室、ゼミ等 10 人前後収容できる演習室は 27 室ある。プロジェクターを備えている講義・演習室は 9 室あり、DVD、VTR、OHP 等の利用が可能となっている。また移動スクリーン、可動式 AV 機器、プロジェクターも用意され、講義等で有効に利用されている。

研究室は 51 室あり、教員数と照らして十分に余裕がある。研究室の 1 室を外部団体である「函館文化会」に貸与している。

情報施設は、情報処理室（1 室）がある。情報処理室には、パソコンを 41 台配備し、授業で活用している。授業で使っていないときには、学生が自由に利用できるよう常時開放している。平成 23(2011)年度より、入学時にパソコンの所持を義務付けているため、情報処理室としては十分な台数である。また、全館に無線 LAN が配備されているので、学生は自分のパソコンやスマートフォンでインターネットに接続することができる。

平成 25(2013)年 4 月から「函館ベイエリア・サテライト」を本学のサテライト・オフィスとして函館西部地区に設置しており、本学のフィールドワーク拠点としている。函館市景観形成指定建築物である旧金森船具店を賃借して開設したものである。(113.83

m²)【資料 2-9-1 (函館大学ベイエリア・サテライト利用案内)】

3) 図書館

「附属図書館」は2階建てで床面積 2,229 m²、閲覧席 145 席である。蔵書は約 17 万 5 千冊、雑誌 3,170 種、視聴覚資料 2,721 点を所蔵している。視聴覚機器は VHS、LD、DVD など 5 台を設置している。利用者がより入館しやすくなるように、平成 24(2012)年 10 月には BDS (図書館盗難防止ゲート) を設置した。さらに、図書館と談話室の上のディスプレイにおいて、デジタル・サイネージ (電子看板) での新着図書・雑誌の情報を提供することも同年より始めており、好評を得ている。なお、図書館の開館時間は平日 (月～金曜日) が 9:00～20:00、土曜日が 9:00～13:00、の 2 体制で運営している。

図書館の運営は館員が日常的に行っており、適宜点検している。蔵書の除籍に関する規程も整備しており、十分な広さと受け入れ余力を確保することができている。【資料 2-9-2 (函館大学図書館規程)】

4) 学生厚生施設

屋外運動施設としては、多目的グラウンド (約 11,846 m²)、テニスコート (3 面、2,276 m²) がある。また、大学から徒歩 15 分の位置に野球場 (約 25,100 m²) を整備している。野球場、テニスコートはいずれも夜間照明を備えている。

体育館および学生会館 (2,648 m²) は、アリーナ (1,566 m²)、武道館 (264 m²)、トレーニングルーム (146 m²)、多目的室 (174 m²)、シャワー室、部室 (36 室)、学友会室、会議室を備えている。体育館には常駐の技術職員 (外部委託) がおり、利用者がいる時間帯の施設管理を担っている。

音楽棟は 193 m²あり、防音装備したスタジオ 3 室を備えており、音楽関係のクラブで利用している。

学生の憩いの場としては、学生食堂 (330 m²)、談話室 (406 m²)、学生ホール・リラックスクーナー (3 か所 669 m²) がある。また、書店、簡易郵便局、銀行 ATM を備えており、これらは近隣市民もよく利用している。

保健室 (23 m²)、ピア・サポートセンター (144 m²) では、看護師および臨床心理士が学生のケアをしている。

その他、学生用ロッカールーム (85 m²) は個人用ロッカーが割り当てられている。講堂 (330 m²) は行事等で使用するほか、学生は届出により利用可能である。

駐車場は約 250 台駐車できるスペースを確保しており、学生は車で通学することが可能である。施設貸出時にも十分な駐車台数があるため市民から喜ばれている。

② 授業を行う学生数の適切な管理

平成 27(2015)年度は、50 名以上 100 名未満の講義が 30 科目 (16.2%)、50 名未満の講義が 155 科目 (83.8%) であった。教養ゼミナール・商学実習・英会話・情報処理基礎演習については受講者数を制限している。その他の科目は受講者数を制限していないが、教育に支障をきたすような人数になる科目は生じていない。

(3) 2-9 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の現状の学生数であれば、校舎の規模等は問題ない。老朽化しつつある設備を順

次更新していくとともに、情報系設備については、学生の PC や情報端末の使用状況に応じて環境を整えていく。平成 28(2016)年度には、老朽化しつつあるトイレの改修を行い、学生の環境改善を図る予定である。

【基準 2 の自己評価】

学生に対する学修教授体制については、小規模大学ならではのきめ細かい体制が整っていると自負している。近年の学生の基礎学力低下に対しても本学の充実したキャリア教育を軸としてリメディアル教育を導入するなど着実な改善を図っている。

就職支援・学修以外の学生サービスについては、近年の教職協働及びグループウェア等を活用した情報共有力の強化により、学生個々の情報を教職員が把握・共有している。学長が所属長方針で示した「規律ある大学」「FD の充実」「地域連携」の 3 点を軸として、教職協働で学生の満足度をより上げられるよう、これからも引き続き努力していく。

平成 27(2015)年度から平成 28(2016)年度にかけ、数多くの教育改革の施策に取り組んだ。本学の使命・目的にもとづいて 3 つのポリシーの見直しを行い、本学が果たすべき役割を内外に明らかにした。このディプロマ・ポリシーを参考にしたルーブリックの策定、アセスメントの視点を取り入れた「共通課題」の導入、IR 委員会の設置と学生満足度調査および学修行動調査の活用、大学教員等人事評価制度の導入、相互授業見学の導入など FD 活動の充実、アドミッション・オフィス会議の設置など、短期間で多くの改革に取り組んだ。これらの取り組みを今後も着実に実施し、検証・改善して定着させていくことが重要だと考えている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 経営の規律と誠実性の維持の表明

「学校法人野又学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って学校教育を行い、学園訓 3 か条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条として、知・情・意の円満にして高度に発達した人材を育成することを目的とする」としており、同第 4 条において「前条の目的を達成するため」として、函館大学をはじめとする各校の設置を定めている。【資料 3-1-1（学校法人野又学園寄附行為）】

すなわち、本学園の経営は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法を遵守し、同法の趣旨に従って堅実に運営されており、業務・経営の遂行の上で遵守すべき事項は、関係諸規程により明確にさせている。

この学園訓 3 か条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」については、各校内の主要箇所に常掲されているほか、学校案内、学園ホームページ、各種広報誌などの媒体を通じ示されている。入学式、卒業式等での式典における理事長、学長（校長・園長）からの式辞等でも、常に建学の精神を背景にした内容が盛り込まれ、学園訓 3 か条が解説される。【資料 3-1-2（学園訓 3 か条）】【資料 3-1-3（建学の精神）】【資料 F-2（大学案内）】【資料 3-1-4（野又学園 HP <http://www.nomata.ac.jp>）】【資料 3-1-5（ぼるとさびえ）】【資料 3-1-6（学長の入学式・卒業式式辞）】

また、教職員辞令交付式等では、理事長自ら学園の経営方針等が述べられるなどして、教職員に対しても理解を得る機会となっていると判断できる。

このように、建学の精神や学園訓 3 か条を尊重することにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や関係諸規程を整備して、高等教育機関として地域社会の要請に応える経営を行っている。

また、近年、事業者内部からの通報（いわゆる内部告発）を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになった。このため、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営を強化するために、公益通報者保護法が平成 18(2006)年 4 月に施行され、本学園でも平成 20(2008)年度に「学校法人野又学園公益通報者保護

規程」を定めたところである。【資料 3-1-7（学校法人野又学園公益通報者保護規程）】

近年、世間を騒がせた公的研究費等の不正使用に対しても本学園として体制を整備するべく基本方針や規程等の制定を行いホームページに公開している。【資料 3-1-8（函館大学・函館短期大学における公的研究費等の不正使用防止対策に関する基本方針）】【資料 3-1-9（函館大学・函館短期大学における公的研究費等の不正使用防止対策に関する規程）】【資料 3-1-10（函館大学・函館短期大学における公的研究費等の不正使用防止計画）】【資料 3-1-11（野又学園ホームページ・不正防止）】

② 使命・目的の実現への継続的努力

「学校法人野又学園寄附行為施行細則」（以下「寄附行為細則」という）第 8 条では、理事会と各校との間に各校別の「運営協議会」を設置することを定め、各校の重要事項の解決策を講ずるための協議を行うこととしている。【資料 3-1-12（学校法人野又学園運営協議会規程）】

そして、各校別の就業規則では、各々その第 1 条において「職員はすべて教育に従事するものとして、「寄附行為」第 3 条（目的）の趣旨により本学園に勤務し、教育者としての自覚のもとに、学生の育成に努めなければならない」としている。【資料 3-1-13（学校法人野又学園就業規則管理規程）（〔別紙〕各校就業規則作成基準）】

更に、本法人が設置する各校が「寄附行為」に定める目的の実現へ向かって適切に機能しているかを法人自ら点検・評価するために「野又学園教育向上推進委員会規程」を定め、法人には学園内理事で構成する「教育向上推進委員会」を、各校にはそれぞれ学校長及び教職員で構成する「自己点検・評価委員会」を設置している。上記規程第 2 条では「学校法人野又学園（以下「本学園」という）は、設置する各学校の教育研究、組織及び運営並びに施設及び設備、財政の状況について、建学の精神に基づき、点検と評価を行い、本学園の教育の充実向上を図り、もって本学園の社会的使命を達成することを目的とする」としており、「学校法人野又学園自己点検評価実施規程」の第 2 条（基本方針）において「本学園の法人及び各校における自己点検・評価は、各実態に応じて、建学の精神を具現化する教育の充実向上と社会的使命の達成に資することを第一主義として実施されるものとする」との基本方針を定め、点検・評価にあたっている。【資料 3-1-14（野又学園教育向上推進委員会規程）】【資料 3-1-15（学校法人野又学園自己点検評価実施規程）】【資料 3-1-16（平成 26 年度教育向上推進委員会議事録）】

本法人の各校は所属長のリーダーシップのもと、教職員 1 人 1 人の経営参画意識の高揚や教学の充実を図る工夫をするなど、総じて、「寄附行為」及び「学則」に明定している目的を達成するために、管理運営体制を整備しており、適切に機能していると評価できる。なお、函館大学においては「部長会議」を設置し、学長・学部長・部長（3 名）・事務局長・事務部長が構成員となっている。【資料 3-1-17（平成 27 年度以降の学長直轄組織について）】

また、理事長および常務理事と各校の教職員で構成される協議機関の「運営協議会」や、教員および事務職員の双方で構成する「自己点検・評価委員会」を設置運営するなど、管理部門と教学部門の連携は適切にしていると判断する。

③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

「寄附行為」第3条（目的）に明定しているように、「学園訓3か条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条として、知・情・意の円満にして高度に発達した人材を育成することを目的とする」ために設置した各校において、引き続き教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って学校教育を行っていくことを基本とする。

また、大学設置基準上の必要専任教員数および単位認定に必要な授業時数は確保しており、学校教育法の改正にともなう教員採用・昇格の規程の改正も行っている。

【資料3-1-18（函館大学教員の任用および昇格選考基準）】

平成27(2015)年度から施行される私立学校法の改正により、学長の権限や教授会の役割の明確化が図られた。本学園においては円滑に学則等の関係規程の総点検を実施した。これに関連して学長選考方法の見直しを理事会に諮り学長選考方法を改めた。

【資料3-1-19（平成26年度第5回理事会資料「函館大学学長選考の見直しについて」）】

学校会計基準の改正にも対応し、平成27(2015)年度当初予算は新基準での財務諸表を作成し評議員会・理事会に説明し承認を得ている。

④ 環境、人権、安全への配慮

キャンパス内は造園業者に委託し、定期的に手入れをして、緑化に努めている。彫刻等も配置し、美観に注意を払っている。

食堂は学生食堂と喫茶があり、いずれも業者委託である。学生食堂は150席、喫茶は100席あり、いずれも教職員、学生が頻繁に利用している。自動販売機も食堂、学生談話室等に設置している。食堂については、メニューや料金について学生の要望も強く、改善の検討の余地があると考えている。

学生の憩いの場として学生談話室、学生ホール、リラックスコーナー3カ所その他有効スペースを利用して学生がくつろげる場所を確保してある。また、図書館の中にはソファや新聞・雑誌などを備えており、憩いの場としても整備し、多くの教職員、学生が利用している。

校舎内には簡易郵便局と銀行ATMが設置されており、学生・教職員だけではなく地域住民も利用している。平成26(2014)年度中には簡易郵便局が設置者の都合により一時休止したが、平成27(2015)年4月からは再開している。【資料3-1-20（函館大学内簡易郵便局）】

地球温暖化の防止など地球規模の環境問題について啓発していくことは教育機関として必要なことである。学内の暖房システムについても研究室、ゼミ室等を中心に一斉暖房から個別暖房に切り替え、また、平成24(2012)年度より大学事務室内をはじめ、学内の蛍光灯をLED照明に順次切り替えを進めて省エネに取り組み、徐々にではあるが環境問題にも取り組み始めている。

施設設備の整備および維持・管理は概ね適切に行っていると考えており、校舎内は常に清掃が行き届いて快適な環境を保っている。また、学生がくつろげる場所を多く設けてあり、敷地内を全面禁煙にするなど、快適に過ごすことができる環境になっている。

バリアフリーについては身障者用トイレ、エレベーター、スロープを整備し、車椅子

で学内のほとんどの場所に移動でき、学内施設の利用が可能な状態になっている。

ハラスメント事案については、相談窓口や調査体制についてハラスメント防止規程を定めている。また、簡単なリーフレットを作成し、毎年新入生全員に配布をしており、HP にも掲載している。【資料 3-1-21（セクシャルハラスメントの防止に関する規程）】
【資料 3-1-22（函館大学ハラスメントの防止等に関する規程）】
【資料 3-1-23（ハラスメントリーフレット）】平成 26(2014)年度には 1 件のハラスメント事案の申告があり、ハラスメント委員会を設置して当事者から事情を聴取し、ハラスメントの有無を調査・審議した。

学内警備については、平成 23(2011)年度に機械警備を設置し、24 時間体制で監視できる体制になっている。

体育館には警備員が常駐し、体育館内を定期的に巡回している。事故時の連絡体制はあらかじめ決められており、緊急時に対応できる体制になっている。

消火栓、消火器、避難はしご等の消火設備は基準通り設置してあり、専門業者と委託契約を結び、定期的に検査、点検、整備を実施している。火災時の誘導灯、避難経路等の表示も適切になされている。「函館大学消防計画（防火管理）」に基づき、防火管理と非常時の体制を明確にしてある。【資料 3-1-24（函館大学消防計画（防火管理））】

ただし、火災に関する訓練の実施については十分ではなく、平成 28(2016)年度からは全学での火災時避難訓練を実施する予定である。

自動体外式除細動器（AED）を玄関と体育館にそれぞれ 1 台ずつ設置し、緊急時に対応できるようにしてある。AED については、年 1 回のオリエンテーション時に教職員と学生が参加する講習会を開き、使用法を周知している。

アスベスト対策については平成 17(2006)年度に校舎内でのアスベストの有無を専門業者に調査依頼したが使用されていないとの検査結果を得ている。【資料 3-1-25（アスベスト調査結果）】

耐震診断については平成 19(2008)年度に実施し、その結果、耐震工事の必要なところについては平成 21(2010)年度に耐震改修設計を行い、平成 24(2012)年度に工事を終えたところである。また、大地震への備えとして、地震防災応急計画を策定し、緊急時の体制や備蓄について定めている。【資料 3-1-26（函館大学大地震対策マニュアル）】ただし、災害用品や備蓄の状況については十分とは言えず要改善である。

⑤ 教育情報・財務情報の公表

本法人のホームページでは事業報告および各種財務情報を公開しているほか、本学では学生・父母・同窓生・関係高等学校に配布している広報誌「ぼるとさびえ」に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を掲載し、更に上記同様の事業報告および各種財務情報、各種計算書等を本学事務室に備え置き、学生・保護者・教職員・その他利害関係人を対象に閲覧に供する体制をとっている。

前述のとおり事業および財務の情報はホームページおよび広報誌などでの公開や財務諸表等の閲覧などで十分開示しているが、閲覧者が財務内容を理解しやすいように、また、ややボリュームが多いこともあり、グラフや図形等を用いて図示するなどの工夫を凝らしている。【資料 3-1-27（野又学園ホームページ・情報公開）】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度からは国立大学法人等と同様に理事長が学長を兼務する体制となり、強力なリーダーシップを発揮しやすい体制をとっている。私立学校法の改正の趣旨をよく理解して社会から求められる大学改革を遂行していく。

施設の安全については、引き続き点検を実施していく。教育研究環境の整備と有効利用については、学生満足度調査からの学生の要望等を参考に改善に努めていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 使命・目的の達成に向けて戦略的意志決定ができる体制の整備とその機能性

現在の「寄附行為」で定めている人数は、理事の定数 7～9 人に対し実数は 9 人、監事の定数 2 人に対し実数は 2 人、評議員の定数 15～19 人に対し実数は 19 人となっている。

【資料 3-2-1（学校法人野又学園寄附行為）】

理事会は、「寄附行為」第 17 条第 2 項に規定しているとおり「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」との基本権能と責任を有し、「寄附行為細則」第 3 条により、10 項目にわたる業務決定権限と、理事解任の議決権（「寄附行為」第 11 条）、学園長・法人名誉顧問の選任権（「寄附行為」第 28 条、第 31 条）を持っている。それ以外の事項については同第 3 条第 2 項により理事長に業務決定の権限が委ねられている。理事会の開催は年間 8 回程度であり、事業計画及び予算、事業報告及び決算、主要人事等決定権限事項に係る審議決定を行うほか、各校の状況について、適宜、報告を受け意見交換を行うなど適切に機能している。【資料 3-2-2（学校法人野又学園寄附行為施行細則）】

理事長は、「寄附行為」第 12 条により、「この法人を代表し、その業務を総理する」との基本権限と責任を有している。理事会の業務決定や執行が適切・円滑に進むよう、理事長は平常、自ら各校をよく視察するなど現況把握に努めており、また、理事長と各所属長とは懸案事項を中心によく意見交換を行い、毎年度上半期及び年度末には、各校毎に事業計画の遂行状況に関する報告書の提出を求め、共に総括するなどしてその業務を総理しており、これらは適切に機能している。

評議員会は、「寄附行為」第 23 条により「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる」との基本機能と責任を有し、「評議員の内から選任する理事の選任に関する決定権」（「寄附行為」第 7 条）、「役員の解任に関する議決権」（同第 11 条）、「評議員の解任に関する決定権」（同第 26 条）をそれぞれ有する。また、「寄附行為」第 22 条により、事業計画、予算等 10 項目にわたる事項に

については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとされ、また、事業の実績及び決算について理事長及び監事から定期的に報告を受けるなど、理事会から独立したチェック機関として適切に機能している。なお、評議員会は年3回程度開催され、理事長からの諮問等に基づき、上記諮問事項を中心に審議（意見聴取）を行っている。【資料3-2-3（理事会・評議員会出席状況）】

理事、監事、評議員の選任規定は「寄附行為」に明示し、外部者も含めて適切に選任し、広く意見を求める布陣となっている。理事会、評議員会における事業計画、予算、事業報告書、決算等の審議面では資料もよく整備され、監査法人及び監事による監査報告も踏まえて、審議を適切に行っている。

事業の結果及び決算を法人ホームページに詳細に掲載するなど透明性も確保し適切に運営している。

前述のとおり役員及び評議員の選任規定は「寄附行為」に明示しており、公正に人選している。また、外部理事3人及び学識経験者評議員5人の選任にあたっては、学園及び大学の目的達成並びに当面する諸課題の解決を考慮し、地域の産学官との連携を重視した人選をするなど、適切な人事を行っている。【資料3-2-4（法人役員評議員等名簿）】

また、学長及び副学長の選任は統治に係る重要人事として理事会で決定することを「寄附行為」に明示している。学長選任に関しては、従前は「学長候補の選出に関する事項」を教授会審議事項として学則に定めていたが、私立学校法の改正を受け、学長候補の選出は教授会の役割を越えていると判断し、学則の改正を行い、函館大学学長候補選挙に関する規則および函館大学学長候補選挙施行細則を廃止した。

（3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

厳しい経営環境において、法人の意思決定は的確かつ迅速に行わなければならない。理事は「寄附行為」に基づき教職員並びに学識経験者がバランス良く選任され、外部からの多様な意見を取り入れることを可能としており、理事会における意思決定は円滑かつ機動的に行われており、今後も継続していく。

平成28(2016)年度からは課題であった常勤監事も1名就任したので、各校の業務監査を充実させていきたい。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

（1）3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

（2）3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

平成26(2014)年度までの体制では、学長・副学長の下に各教員がおり、学長が経営部会をスタッフ組織としながら事務局長のもとに部長（教員）・課長があり、教授会の下に

委員会があつて教授会から委員会に諮問するという組織であつた。平成 27(2015)年 4 月からの法改正の施行にともない、平成 27(2015)年度からの新体制をとることとした。

新体制は、学長、学部長の下に 3 部長を配置し、3 部長が 2～3 の委員会を監督する体制をとっている。さらに学長の直轄組織として特別委員会である「FD 委員会」「IR 委員会」「チーム支援会議」「アドミッション・オフィス会議」と、「部長会議」および「教育改善会議」を設置している。【資料 3-3-1 (平成 27 年度函館大学校務分掌組織図)】【資料 3-3-2 (平成 27 年度以降の学長直轄組織について)】

「部長会議」は実質的な執行機関であり、方針を決定し業務を執行（教職員に指示）する。部長は、報告、連絡、相談の基本的な執行ラインにおける管理職となる。【資料 3-3-3 (部長会議規程)】「教育改善会議」は教学上の課題を明確にし、改善策を検討する会議であり、平成 26(2014)年度までは「中期経営計画実施委員会」であつたものである。教育改善会議は、部長会議のメンバーに加え、特別委員会の委員長（3 名）と課長（3 名）で構成される。【資料 3-3-4 (教育改善会議規程)】

本学設置のいずれの委員会も原則として月 1 回開催し、議事の内容は委員長もしくは部長から学長に報告された上で、教授会に審議上程または報告されている。【資料 3-3-5 (平成 27 年度委員会開催状況)】各教員は特別委員会も含めて 3～4 の委員会に所属しており、意見を述べる場が確保されている。

事務職員は、事務管理規程に基づく組織図のとおり部・課が組織されており、事務局長が事務組織を統轄している。事務局長は法人本部事務局長も兼ねており、予算や人事に関して重要な役割を担っている。

なお、従前設置していた経営部会については部長会議がその役割を担っている。また、運営協議会については理事長との意見交換の場とし、意志決定の場ではないことを明らかにして混乱しないように規程の改正を行った。

平成 27(2015)年度から施行される私立学校法の改正により、大学の意志決定は学長が行い、教授会は意見を述べる役割であることが明確となっている。本学においては学長が教授会審議事項を学長決定として周知している。【資料 3-3-6 (函館大学学則第 46 条第 3 号に基づく教授会の審議事項について)】

教授会の議を経て学長が決定した事項は、関係する部・課を通じて執行する。その経緯及び結果は適宜教授会に報告事項として伝達される。教授会構成員と事務部門職員とが常に緊密な連携を保ち、大学組織全体で迅速かつ円滑な意思疎通を図るためである。

② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

平成 26(2014)年度までの体制では、教育研究に関する意志決定機関として教授会を位置づけていた。平成 27(2015)年 4 月からの法改正の施行にともない、平成 27(2015)年度からは、教授会は決定権限者である学長に意見を述べる場となることを受け、独断専行にならないようなリーダーシップの適切な発揮ができるよう、法人の各校も含めて所属長の役割を明確にした。

所属長である学長は年度の事業計画の策定にあたり中期経営計画を踏まえて「所属長方針」を示し、今年度の教育および経営の方針を明確にしている。これにより、教職員は学長の方針に沿った内容を実施しやすくなっており、いわゆるボトムアップでの組織

的活動ができるようになってきている。【資料 3-3-7（平成 26 年度第 2 回所属長会議資料「事業計画書の見直しについて」）】

学長が年度当初に定めた「所属長方針」に基づき、各部長が事業計画を策定する。部長は所管する委員長を監督し、その進捗状況は定期的開催する部長会議にて学長に報告されている。

このような仕組みによって、学長は各部門における状況を的確に把握し、方針の徹底や細部の確認など管理業務を行っている。

学部長は学長を補佐し、本学の基本的な業務である「入試」「学生」「教務」「就職」「図書館」「国際交流」「地域連携」の 7 委員会の所管業務について部長の相談を受けている。学長はそれらを統括しつつ、「FD」「IR」「チーム支援」「アドミッション・オフィス」といった特別委員会を直轄し、業務を効率的に分担している。【資料 3-3-7(平成 27 年度図書館大学組織図)】

教授会は月 1 回を定例として学長が招集しており、学長が議長となり議事を進行している。教授会において意見を聞いた上で、学長の決定が周知されている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定機関については、平成 27(2015)年度から施行された私立学校法の改正にともない、従前から大幅な変更を加えたところである。理事長が学長を兼務し、学部長を設置し、教員の部長の人数を限定して教授会よりも部長会議の頻度を増やしている。また法人としても、所属長方針に始まる事業計画書の見直し、自己点検評価報告書の作成を 4 年に 1 度から毎年行う変更を加えるなどしている。このような取組が定着するよう、管理監督を徹底していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

「寄附行為」に基づき、本法人の管理機関として、理事、理事会、理事長、監事、評議員会を設置している。理事は理事会構成員として、理事会は最高決議機関として、理事長は法人代表権者並びに執行機関最高責任者として、監事は監査機関として、評議員会は諮問機関として、それぞれの機能を果たしている。【資料 3-4-1（学校法人野又学園寄附行為）】【資料 3-4-2（理事会・評議員会出席状況）】

また、「寄付行為施行細則」に基づき、運営協議会、所属長会議を設置している。運営協議会は理事長と各学校教職員の意見交換の場として、所属長会議は設置校横断的な内容に関する協議の場として設置されている。

理事・監事は年8回程度開催している理事会において、理事・監事・評議員は年3回程度開催している評議員会において意志決定を行っている。必要があれば臨時に評議員会・理事会を開催することもあり、法人の管理運営機関のコミュニケーションは問題なく機能している。

大学の管理機関として、学長、副学長、学部長、部長会議、教育改善会議、教授会を設置している。学長は大学の最高責任者として、副学長は寄附行為第6条に定める副所属長として、学部長は学長の補佐として、部長会議は執行機関として、教育改善会議は教学マネジメント機関として、教授会は教員が学長に意見を述べる場として、それぞれの機能を果たしている。

部長会議は月1～3回、教育改善会議は月1回、教授会は月1回程度開催しており、コミュニケーションの頻度としては十分である。平成26(2014)年度までは教授会を月2回開催していたが、部長会議や教育改善会議の頻度を増やすことで、意見交換をしやすくし、ミドルリーダーとなる教職員に学長の方針や考え方を徹底することで、学長のリーダーシップを発揮しやすいようにしている。【資料3-4-3（平成27年度函館大学会議開催状況表）】

運営協議会は年1回開催されているが、理事長・学長の交代もあり、平成26(2014)年度には開催することができなかった。平成27(2015)年度からは理事長・学長が兼務となり、法人本部事務局長と函館大学事務局長も兼務となるので、運営協議会は部長会議と同一メンバーとなる。【資料3-4-4（平成26年度運営協議会開催状況）】

所属長会議は、法人の横断的事項を取り扱うものであり、例えば各校の自己点検評価とFDを推進する「教育向上推進委員会」や、各校の経理事務の改善を図る「経理改善委員会」などを設置している。所属長会議は年2回開催されている。【資料3-4-5（平成27年度所属長会議資料）】

このように大学部門間、大学と法人のコミュニケーションの場は相当の回数が確保されており、意志決定は円滑に行われている。

② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本法人の管理機関のひとつである監事は2名おり、理事会・評議員会に出席して意見を述べている。監事は文部科学省が開催している「学校法人監事研修会」になるべく参加し、監事の役割を果たしている。【資料3-4-6（学校法人監事研修会参加状況）】

平成28(2016)年5月からは、2名の監事のうち1名は常勤監事となり、フルタイムで勤務している。

大学の管理機関のひとつである教授会は、学長や部長会議で決定した内容に対するチェック機能を果たしている。学長が決定しようとしている事項やすでに決定している事項は、審議事項もしくは報告事項として教授会に上程され、詳細に説明されている。

③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

すでに述べたとおり学長は「所属長方針」をもとに事業計画の作成を指示しており、リーダーシップとボトムアップのバランスをとることに留意している。

学長はグループウェア等でスケジュールを公開しており、来客や会議中以外は学長室のドアを解放している。教職員は職位に関わらず、必要に応じて学長に直接相談することができる環境にある。学長は逐一指示せずに、方針や考え方を伝え、可能な限り教職員がそれぞれ自律的に仕事をするボトムアップ組織を指向している。

リーダーシップが有効に機能するかどうかは、教員が担う中間管理職である学部長・部長の働きに大きく依拠していると考ええる。教授会・部長会議・教育改善会議・各委員会を適切に運営していくことは重要であり、会議資料の作成について学長は厳しく指導している。

また、ボトムアップが機能するには、一人一人が課題意識をもって目標を定め、計画的に行動していく習慣がなければ成立しない。法人で実施している事務職員等人事評価制度にもとづいて、学長が直接、係長以上の事務職員の面接指導を行っている。【資料 3-4-7（平成 27 年度事務職員等人事評価実施要項）】

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

企業のコンプライアンス意識が高まるなか、大学での経理上の不正や研究上の不正が起こって世間を騒がしている。このような中で学校法人の監事の役割は大きくなっているなか、常勤監事が 1 名就任したので、各校の業務監査を充実させていきたい。

平成 27（2016）年度には、大学・短大教員人事考課制度の導入、内部監査委員会の設置、監査計画の策定、人事政策の策定などを実施した。これらの取り組みを軌道に乗せていくことが課題である。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学園の事務組織は、法人本部事務局及び設置各学校から構成されており、必要事項は「学校法人野又学園事務管理規則」に定めている。【資料 3-5-1（学校法人野又学園事務管理規則）】

この「学校法人野又学園事務管理規則」には、法人本部事務局及び設置する各学校の

事務の組織並びに職位等について必要な事項を定めている。事務職員の職位は、事務局長、部長、室長、事務部長、課長、課長補佐、係長、主任、副主任、一般事務員に区別され、同規則には部長職以上の各職位の指揮命令権及び職務について定めている。また、同規則には事務組織の事務の分掌についても定めている。このように、「権限の分散」、「職務の内容」、「事務分掌」は、当該規則によって明示し、権限の分散と責任の明確化を図り、適正な職員の配置によって効果的な業務執行体制を確保している。この事務職員の配置については、大学に限定した配置ではなく、法人本部事務局及び設置各学校間の異動もあり、学園全体で効果的な人員配置を行うことができる。従って、組織改組等に伴う人員の確保が必要な場合においても、本学園内での異動等により適切に配置することが可能である。

事務職員の採用についても、法人本部事務局が総括的に行っており、必要人員数、配置部署を当該校と協議し、必要な人員を確保している。なお、事務職員の採用にあたっては「学校事務（学生募集、教務、学生生活支援、就職支援、管理、総務、経理）全般を幅広く担当でき、周囲とのコミュニケーションが良好で、教育に対して情熱のある方」といった人材像を示すことで、有能な人材の確保に努めている。また、昇任、異動に際しては、平成 25(2013)年度下期より「学校法人野又学園事務職員等人事評価規程」に基づき、事務職員人事評価を実施し、人材の適性を考慮するとともに、意欲を喚起するための配慮を講じながら適切な人事配置を行っている。【資料 3-5-2（学校法人野又学園事務職員等人事評価規程）】

② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

1) 教学の管理体制

大学に配置する教職員について、平成 27(2015)年度から施行される私立学校法の改正に基づき、学則上の改正が行われた。これにより、学長は、校務をつかさどり、所属職員を統括する（「学則」第 40 条の 2）、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる（「学則」第 40 条の 3）とその役割が明記された。また、教授会については、学長が決定を行う事項に対して意見を述べる（「学則」第 46 条）機関と明記された。

教員人事に関しては学長及び教授のみで構成する「審査会」で取り扱われる（「函館大学教員の任用及び昇格選考基準」）。議長は学長が就任することとしている（「学則」第 44 条）。なお、教授会には課長以上の幹部事務職員が陪席し、必要に応じて説明を行い、または意見を述べる。ただし、教員人事に関する「審査会」には事務局長のみが陪席する。【資料 3-5-3（函館大学教員の任用および昇格選考基準）】【資料 3-5-4（函館大学学則）】

平成 27(2015)年度からの新体制として、学長、学部長の下に 3 部長を配置し、入試部長（学生部長兼務）が入試委員会・学生委員会・国際交流委員会を、教務部長（図書館長兼務）が教務委員会・図書委員会を、就職部長が就職委員会・地域連携委員会をそれぞれ監督する体制をとっている。さらに学長の直轄組織として特別委員会である「FD 委員会」「IR 委員会」「チーム支援会議」「アドミッション・オフィス」と、「部長会議」および「教育改善会議」を設置している。

2) 事務局の管理体制

「事務管理規則」第1条において「この規則は、学校法人野又学園（以下「この法人」という）の建学の精神に則り、学校法人野又学園寄附行為（以下「寄附行為」という）第3条に規定する目的を達するため、組織、事務分掌及び職務権限を明確に定めて円滑なる事務管理を図ることを目的とする」としており、事務局の管理運営に関する大方針として機能している。

事務局は、事務局長が、学長の命を受け、その事務の統括・掌理する（「事務管理規則」第14条）。組織の縦割り弊害を排するため、事務局長は各教員部長、各事務部長・課長との関連で、相談、指示、調整にあたるなどの機能を果たしており、その役割は重要である。

事務局における各課は、事務部長―課長―課長補佐―係長―主任―副主任―係員などで構成し、前述のとおり、教員部長と連携して企画・立案に深くかかわるほか執行にあたっている。

小規模校であっても大規模校と同種の分掌があり、苦勞も絶えないが、課題を共有しながら連携するなど意思疎通のとりやすさもあり総じて適切に機能している。

また、教学と事務管理は、学則はじめ諸規則等に基づいて展開しており、教員所掌の部長や教員で組織する各種委員会、あるいは学長スタッフとして設置している「部長会議」と課長以下の事務局とが小規模校のメリットを生かしてよく連携しており、教員も学生募集や就職開拓に広く参加しており、一方、事務部長以下の職員が企画立案に深く関わるなど適切な運営をしている。このようにして、教学と事務管理は、よく連携して事にあたるなどの配慮がなされ、教育目標、経営目標の課題達成に効果的に結集しやすい体制となっており、適切に機能している。

③職員の資質・能力向上の機会の用意

「就業規則」第40条において「学校は、職員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な研修を行う。」としているが、本学が小規模校であり、対象となる職能別人員や職階別人員が少人数であるため単独開催が難しく、一方、加盟団体の日本私立大学協会及び同北海道支部の研修プログラムが充実していることから、職員研修の大部分は、加盟団体が行う「外部研修」に依拠している実情にある。事務局長は平成25(2013)年度から日本私立大学協会北海道支部の研修委員を3年任期で引き受け、全職員の当該研修参加状況を確認し、4種類の研修（初任者、中堅実務者、中堅指導者、課長職相当者）に計画的に参加させるよう企画し、本学からは平成27(2015)年度に6名、平成28(2016)年度に1名の職員を参加させた。また、全国研修には、毎年又は隔年で参加するように計画している。【資料3-5-5（函館大学就業規則）】

加盟団体の行う「外部研修」では全国的水準の最新知識や成功事例を習得することができ、研修後も、重要事項は教授会に報告し、情報を共有するなど、小規模校の本学にとって有益である。

また、Staff Development (SD) 会議を毎月1回事務職員のほぼ全員が参加出来る日程を選んで開催し、平成27(2015)年度には、新学長の所属長方針の徹底、平成26(2014)年度決算と補助金の説明、平成26(2014)年度入試総括と平成27(2015)年度学生募集活動の周知、3つのワーキンググループ（学生・環境グループ、情報提供・図書館グルー

プ、広報グループ)の発表などを行った。また、平成 28(2016)年度には、函館大学の平成 27(2015)年度決算と平成 28(2016)年度予算の説明、「学生の厚生補導」に関する本学及び他大学の取組、「大学改革」に関する動向、3つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と質保証に関すること、などを計画している。

また、事務職員の資質向上については、平成 25(2013)年度下期から副主任以上の事務職員を対象とした人事評価制度の導入を実施し、平成 26(2014)年度下期から賞与への反映を実施した。更に平成 28(2016)年度上期からは、対象を全職員に拡大し、平成 29(2017)年度上期から賞与への反映を実施する。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学職員は事務員にとどまらず経営職員としての視点と能力が必要であると指摘されて久しいが、これまで「外部研修」への参加と個人の自己啓発努力に委ねられてきたのが実情である。

社会の経済基盤や産業構造が大きく変革している現在は、社会のニーズに対応した教育改革を進める上で高度な知識や対応力を有する事務職員の協力が不可欠であり、教員と事務職員が一体となってこれらの改革に当たる必要がある。教員は自らの研究領域以外の理解が求められ、事務職員も教育者としての視点が求められ、両者とも担うべき職務や業務領域は質量ともに拡大しており、本学園にあっても、それぞれの立場に応じて、経営支援、教育支援、学生支援、研究推進支援、地域社会との連携支援その他多彩な領域において、職員の力量の発揮が求められている。本学園の期待する人材像のもと、適正な人事評価や効果的な研修を行うことによって、職員のモチベーションを高め、さらに資質向上を図る。

また、社会や教育界の最新情報、高等教育機関や本学園に求められる課題を共有するための講演会等を企画し、本学園全体での総合的な研修を行う。このような研修により教員・事務職員全体で課題や問題点を共有するとともに、個々の問題提起能力や課題解決能力の向上に努める。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

はじめに、法人全体の経営計画について記述する。

1) 学校法人野又学園中期経営計画[平成 26(2014)年度～平成 28(2016)年度]

平成 26(2014)年 3 月 24 日開催の理事会において、学校法人野又学園中期経営計画[平成 26(2014)年度～平成 28(2016)年度]が承認された。【資料 3-6-1（学校法人野又学園

中期経営計画)】

財務的には、直近の平成 25(2013)年度決算における帰属収支差額は、4割近い大学法人がマイナスとなっている中で、本法人はプラスの 8992 万円であり、消費収支差額比率もプラスの 3.8%であることから、具体的な数値目標をあげることは喫緊の課題とは評価せず、各校毎の過去 5 年間の収支状況と平成 25(2013)年度末の貸借対照表の数字が記載されているに留まっている。

なお、本件の中期経営計画は、平成 28(2016)年度で終了することから、所属長かつ理事である者で構成する中期経営計画策定委員会を立ち上げ、学校法人野又学園中期経営計画[平成 29(2017)年度～平成 31(2019)年度]の策定に取り組んでいる。

2) 学校法人野又学園経営改善計画[平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度]

平成 27(2015)年 7 月 27 日開催の理事会において、学校法人野又学園経営改善計画[平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度]が承認された。【資料 3-6-2 (学校法人野又学園経営改善計画)】

これは、日本私立学校振興・共済事業団のホームページに掲載されている「経営改善計画立案・実施のための参考資料」に示されているとおりに作成されており、1 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標、2 実施計画(現状、問題点と原因、対応策)、3 組織運営体制、4 財務計画表、5 経営改善計画実施管理表から構成されている。

1 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標を要約すると、平成 25(2013)年度・平成 26(2014)年度の帰属収支差額比率がそれぞれ 3.8%・0.3%のプラスであり、経営判断指標における経営状態の区分(法人全体)は「A3」(正常状態)に該当する。但し、平成 26(2014)年度の帰属収支差額比率はかろうじてプラスの数字であり、「A3」から「B0」に転落する危険性をはらんでいる。本計画最終年度に「A3」を維持していることを目標とするが、「B0」に転落した場合には収支の悪化している学校の閉校を視野に入れて経営しなければならないということになる。

なお、この経営改善計画の説明会を企画し、収益事業を除く所属校の専任教職員全員に参加を呼びかけ、平成 27(2015)年 8 月 6 日に函館大学において実施した。

次に函館大学の経営計画について記述する。

1) 函館大学再建計画[平成 20(2008)年度～平成 26(2014)年度]

平成 20(2008)年 8 月 29 日開催の理事会において、函館大学再建計画[平成 20(2008)年度～平成 26(2014)年度]が承認された。【資料 3-6-3 (函館大学再建計画)】

これは、平成 20(2008)年度入学定員 200 名に対して入学生 140 名にとどまったことと、消費収支計算書において大幅な支出超過が続いていたことを背景に策定され、①函館大学の教育方針の明確化、②定員および学科構成の見直し、③学費および奨学金制度の見直し、④人件費・経費の見直しを中心とする計画が示された。

本計画の最終年度における目標は、「奨学費の総額 4000 万円までの大幅な削減」「定員充足率 100%超」「帰属収支差額黒字化」であった。実績として、まず、奨学費の総額は 7054 万円と目標に対し 3054 万円の未達であった。但し、平成 20(2008)年度の総額 2 億 5600 万円からは約 72%を削減することが出来た。次に、平成 27(2015)年度の定員充足率は定員 100 名に対し 62 名と 38 名の未達であった。なお、入学定員は平成

21(2009)年度に 200 名から 150 名に、平成 25(2013)年度に 150 名から 120 名に、平成 27(2015)年度に 120 名から 100 名にそれぞれ削減している。最後に、帰属収支差額は△1 億 1349 万円と黒字化の目標には遠く及ばなかった。なお、帰属収支差額が赤字となった主因は明らかであるが、遠因として減価償却費 8986 万円と退職給与引当金繰入額 4035 万円の計上があり、資金収支計算書上では特定資産 3635 万円の取崩しで賄われている。因みに平成 26(2015)年度末の本学の特定資産残高は 16 億 6648 万円である。

以上から、本計画最終年度の目標は全て未達であるものの、その程度においては今すぐ募集停止と判断するほど危機が迫ったものではないと判断するものである。

2) 函館大学経営改善計画[平成 27(2015)年度～平成 29(2017)年度]

平成 27(2015)年 3 月 23 日開催の理事会において、函館大学経営改善計画[平成 27(2015)年度～平成 29(2017)年度]が承認された。

これは、学校法人野又学園中期経営計画[平成 26(2014)年度～平成 28(2016)年度]で示された学園全体の理念、本学の課題および計画を踏まえ、財務的な経営計画も含めて策定されたものである。

本学の経営改善のためには、本学の魅力を高め志願者を確保する以外にはなく、経費の削減につとめつつ、かけるべきところには一定の投資をする方針である。具体的な経営改善政策として、①学習支援員やTA、地域連携コーディネーターといった教員以外の教育支援人員の雇用、②学生の地域の国際化課題（グローバル課題）に係る学習への補助（渡航費支援等）、③学生の地域課題・地域連携・新聞購読費用の補助の三つをあげ、更に、本学園の経営安定資金より総額 1 億円程度を「教育改善活動予算」として確保し、年間 2000 万円程度を 5 年間にわたり集中的に執行し、短期間で教育の改善を図るものである。

3) 学校法人野又学園経営改善計画[平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度]

平成 27(2015)年 7 月 27 日開催の理事会において、学校法人野又学園経営改善計画[平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度]が承認された。

本計画作成過程においては、SWOT 分析表作成のため、本学教職員参加によるワーキンググループを作り、本学の強み、弱み、機会、脅威について検討し認識を深める機会を持つことができた。また、カリキュラム改革・キャリア支援については、①入試・教育・就職の一貫性の構築、②地域連携機能の強化、③FD の充実と学生指導体制の強化をあげ、損益分岐点分析では、キャッシュベースで収支がまわる学生数が 387 名、損益ベースで収支がまわる学生数が 463 名と算出した。

なお、この経営改善計画の説明会では、函館大学の専任の全教職員に参加を呼びかけ、平成 27(2015)年 8 月 6 日に多くの教職員参加のもと野又学長から説明がなされた。

② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

はじめに、法人全体の財務状況について記述する。

平成 27(2015)年度から改正の学校法人会計基準では、消費収支計算書が事業活動収支計算書に置き換えられるなど、大幅な見直しが行われた。

平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度までの 5 年間における経常収支状況は表 3-6-1 に示すとおりである。この 5 年間で比較すると学生生徒等納付金が 1 億 68 百万

円も減少しているが、逆に教育活動収支差額は 1 億 24 百万円増加している。更に経常収支差額が、直近 3 年間でプラスになっていることは、収支バランスをとるための努力が実っているといえる。

また、この 5 年間の特定資産残高を比較すると 4 億 90 百万円増加し、平成 27(2015)年度末の残高は 50 億 73 百万円となった。

表 3-6-1 法人全体における学生生徒等納付金および収支差額・繰越収入超過額の推移
(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
学生生徒等納付金	1481	1473	1392	1332	1313
教育活動収支差額	△101	△85	△12	△73	23
経常収支差額	△18	△1	108	34	137
基本金組入前当年度収支差額	△34	△849	90	6	133
基本金組入額	△101	△159	△229	△62	△348
当年度収支差額	△135	△1008	139	△56	△215
前年度繰越収支差額	727	665	58	4	72
基本金取崩額	73	401	85	124	27
翌年度繰越収支差額	665	58	4	72	△116

次に、函館大学の財務状況について記述する。

平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度までの 5 年間における経常収支状況は表 3-6-2 に示すとおりである。この 5 年間で比較すると学生生徒等納付金が 1 億 44 百万円減少しているが、逆に教育活動収支差額は 32 百万円改善している。更に経常収支差額は 36 百万円改善している。この主な要因は学生数の減少による学生生徒等納付金とそれに伴う経常費補助金の減少であるが、平成 27(2015)年度については、経常費補助金の特別補助を 74,343 千円、特に私立大学等経営強化集中支援事業 47,000 千円、私立大学等改革総合支援事業タイプ I 12,000 千円を獲得し、収支の改善を図ることが出来た。

しかし、それでも経常収支差額が大きくマイナスしている遠因として減価償却費と退職給与引当金繰入額が大きいことがあげられる。

また、この 5 年間の特定資産残高を比較すると 1 億 65 百万円減少し、平成 27(2015)年度末の残高は 16 億 56 百万円となった。

表 3-6-2 函館大学における学生生徒等納付金および収支差額・繰越収入超過額の推移
(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
学生生徒等納付金	471	427	372	347	327
教育活動収支差額	△105	△132	△122	△134	△73
経常収支差額	△88	△117	△106	△113	△52
基本金組入前当年度収支差額	△89	△148	△106	△113	△52
基本金組入額	△49	△22	△20	△20	△35
当年度収支差額	△138	△170	△126	△133	△87
前年度繰越収支差額	2, 555	2, 448	2, 369	2, 254	2, 125
基本金取崩額	31	91	11	4	11
翌年度繰越収支差額	2, 448	2, 369	2, 254	2, 125	2, 050

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

法人全体では、学校法人野又学園中期経営計画[平成 26(2014)年度～平成 28(2016)年度]および学校法人野又学園経営改善計画[平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度]に基づき、計画を具体的に実施していく。

函館大学では、函館大学経営改善計画[平成 27(2015)年度～平成 29(2017)年度]および学校法人野又学園経営改善計画[平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度]に基づき、計画を具体的に実行していく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 会計処理の適正な実施

本学は、教育研究の目的を達成するために、学園の予算編成方針【資料 3-7-1】をもとに予算編成を行って教育研究、施設整備、充実に取り組んでいる。予算は、毎年予算編成方針に基づき、10 月ごろから作成し、12 月下旬までに法人本部に提出し、2 月の法人本部との予算ヒアリング及び調整を経て 3 月の評議員会への諮問、理事会での審議に付されその承認を経て成立し、4 月の入学者確定を踏まえた 5 月補正により確定する。確定した予算は各部署に通知し、平成 17(2005)年度から導入している会計システムで処理するとともに公認会計士の間接監査も受け、執行状況を管理している。また、平成

27 年 4 月 1 日から学校法人会計基準が改正されたことに伴い、新会計システムの入替を実施している。予算の流用、変更等については、事前に法人本部の稟議決裁を仰ぐこととしており、稟議決裁を経ない予算の変更等は行われていない。

決算については法人の監事及び公認会計士の監査を得て評議員会に報告し意見を求めた後、理事会に報告し承認を経て決定する。

また、収入支出の経理処理は、学校法人会計基準に則り運用しているが、平成 17(2005)年 4 月 1 日施行の学校法人会計基準の一部改正及び平成 27 年 4 月 1 日施行の学校法人会計基準の一部改正に伴い、会計処理の解釈に不明確な問題がある場合は学校経理研究会編の「学校法人会計要覧」を参照し、不明な点は公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に指導を仰ぎ、確認しながら処理することとしている。

平成 25(2013)年度からは、経理処理の本部集中化を図るため本部事務局経理課職員を中心とする経理改善推進委員会が発足され、平成 26(2014)年度には本学の会計に関する処理は全て本部事務局に吸収された。

なお、資産運用については、平成 21(2009)年 9 月 25 日制定の「学校法人野又学園資産運用規程」【資料 3-7-2】に従い、安全・確実を第一として、国内の公共債を中心とした運用を実施している。

公的資金に対する適正な管理については、補助金・科研費等に係る公的研究費管理委員会で検討し、年 4 回、本部職員 2 名により実地調査を実施している。

② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学は、公認会計士による会計監査（外部監査）を毎年 5 月の決算時に受け、11 月には中間監査を受けている。内部監査は、法人監事 2 人により実施されている。

法人監事は評議員会、理事会に毎回出席し、運営及び法人の業務に関する監査や決算時の監査を行い、監査報告書を作成して、評議員会、理事会に監査報告している。

平成 27(2015)年度決算までは非常勤監事 2 名体制であったが、平成 28 年(2016)年 5 月 25 日に開催された理事会での役員改選により新たに常勤監事 1 名が選出され、常勤監事 1 名非常勤監事 1 名の体制になった。

監査の範囲は業務報告書、事業報告書、計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、人件費内訳表含む）及び貸借対照表、（固定資産明細表、借入金明細書、基本金明細表含む）及び関連帳簿、評議員会、理事会議事録等である。

会計処理は学校振興法及び私立学校法に準拠した会計監査を実施し、公認会計士により適正に処理しているとの監査報告を受けている。

また、平成 25(2013)年度から本部事務局職員が年 1 回所属各校の外部会計監査を実施してきたが、平成 27(2015)年度に発足した内部監査委員会が内部監査の計画的な実施をしている。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の学校法人会計基準の一部改正に伴い、計算書類の変更を含む大幅な変更が実施され、本学園は会計システムの入替を伴う対応を余儀なくされている。については、会計システムおよび会計処理の変更に関する説明会に職員を参加

させ、スムーズな処理の移行を進める。

なお、平成 27(2015)年度に発足する内部監査委員会の委員長が本学の事務局長であることから、特に大学内の外部会計を含む会計処理には十分な注意を払っていく。

また、平成 28 年度から新規の監査法人と契約することになっている。

〔基準 3 の自己評価〕

経営に関しては、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法・学校教育法・私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を基本に、単年度毎の事業計画を立案し将来に向けた目的実現に努めている。

本学は、学長が設置法人の理事長を務めており、理事会、教授会等で決定された目的等に向けての戦略的意思決定及び学長のリーダーシップは、十分に発揮されている。また、法人の各組織と本学内の組織のスムーズな連携により業務執行体制も機能的に運営されている。

教職員の研修に関しては、教員は FD 委員会を設置し、職員は全職員参加の SD 会議を開催していることをはじめとし、学外での研修会にも積極的に参加し、能力・資質の向上を図っていく。

財務基盤について、法人全体では特定資産の積立を実施し、収支バランスにおいては収益事業からの繰入等財務基盤の安定強化を図っている。

会計処理は、学校法人会計基準等に従い、また、公認会計士による監査を受け適正かつ厳正に実施されている。

上記のように、本学の「経営・管理と財務」については、その目的実現に対して、理事長・学長のリーダーシップにより、適正な組織、監査体制、厳正な会計処理がなされているが、今後も安定した財務基盤を維持すべく努力が必要である。

また、事務職員の資質向上については、平成 25(2013)年度下期から事務職員を対象とした人事評価制度の導入を実施し、意識改革を図っている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

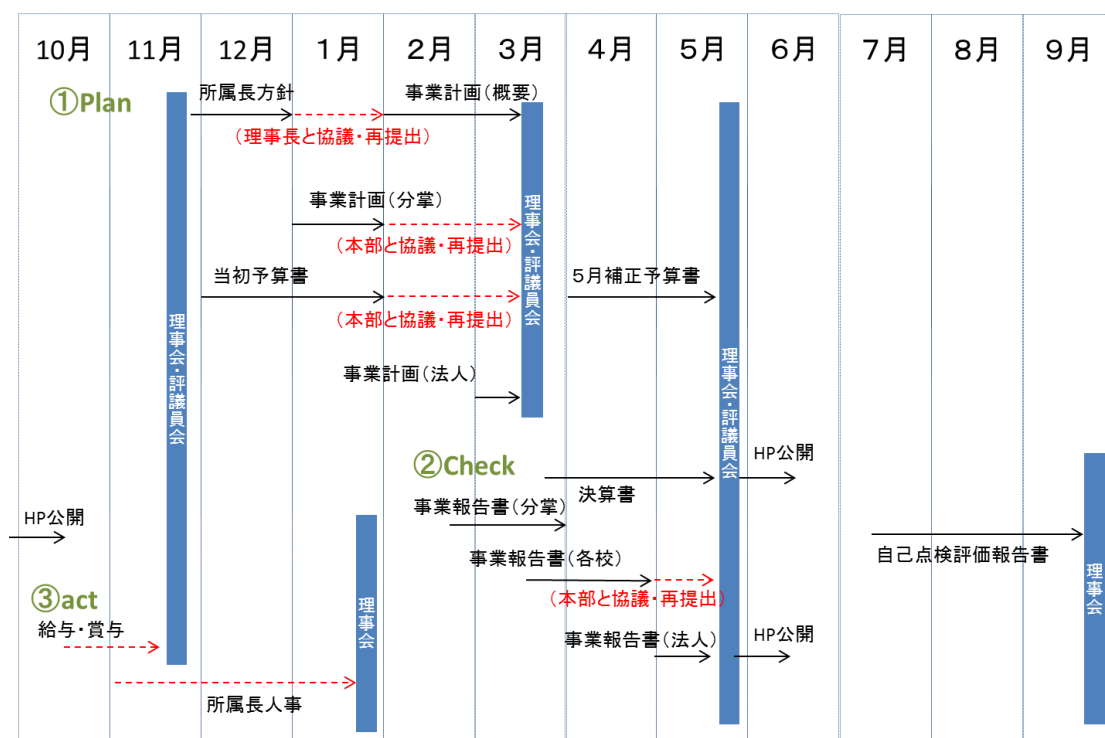
① 本学における自己点検の取り組み

PDCA のサイクルにおいては、「計画 (Plan)」と「検証 (Check)」を、文書として計画書や報告書として、組織内外に広く周知していくことが重要である。このことは法人として統一的行われている。

法人全体の PDCA サイクルについては平成 26(2014)年度に見直しを行い、作成すべき資料の内容と時期を改善している。従前は、年度の当初予算を策定する際には、事業計画は当然として、重点課題や検証計画を定める「行動計画」や、計画を実施するに当たっての組織・役職ごとの役割を明確にする「役割分担表」を作成することが義務づけられていた。見直しにおいて、行動計画と役割分担表を廃し、まず「所属長方針」を記述し、理事長のチェックの上で確定させることとし、その所属長方針に基づいて、各学校の各部署の責任者が「事業計画」を詳述するようにした。

また、従前は、検証に当たる点検項目を統一的に定めて「業務執行状況総括表」を、半期ごとに作成させていた。これを年度末の事業報告書の作成として各部署の責任者が詳細に記述する。さらに自己点検評価報告書についてはこれまでは4年に1回以上の提出としてきたが、毎年度作成するように改めた。自己点検評価報告書は理事長を委員長とした野又学園教育向上推進委員会において議論をした上で、理事会に報告し、公表することとしている。自己点検評価報告書における検証結果を、次年度の所属長方針、給与・賞与の決定、所属長人事などに反映していくことを踏まえ、自己点検評価報告書は年度終了後の9月までに理事会に報告することになっている。

スケジュール（PDCAの流れ）



②評価体制

自己点検については、平成 11(1999)年大学設置基準・短期大学設置基準が改正され、自己点検・評価の実施と結果の公表を義務化されたことにより、本法人においては大学・短期大学が他の学校に先行して、自己点検評価に取り組むこととなった。その後、平成 14(2002)年に学校教育法が改正され、本法人では専修学校を含むすべての学校において、自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化された。さらに、平成 16(2004)年度からは大学・短期大学においては、定期的に、国の認証を受けた評価団体の評価を受け、その結果が公表される制度（認証評価制度）が導入された。

このように大学・短期大学が先行して自己点検・評価に取り組んで来た経緯から、従来は設置している学校ごとに自己点検評価に関する規程を定めていた。しかし、平成 16(2004)年度以降は、すべての学校が自己点検を行うことが法令で義務付けられていることから、平成 23(2011)年度に規程の改廃を行い、「野又学園教育向上推進委員会規程」「学校法人野又学園自己点検評価実施規程」として一本化し、自己点検・評価のプロセスを法人として確立してきている。【資料 F-2 (函館大学学則)】【資料 4-1-1 (野又学園教育向上推進委員会規程)】【資料 4-1-2 (学校法人野又学園自己点検評価実施規程)】

野又学園教育向上推進委員会は、理事長および理事である所属長が委員となって、各校の FD、自己点検・評価、第三者認証評価を推進することを目的としている。また、設置する各学校の授業を委員が見学し、授業の内容や学生の受講態度についての報告を理事会に対して行っている。平成 28(2016)年度からは本法人に常勤監事を 1 名配置しており、業務監査の一貫として常勤監事も各学校の授業見学をしている。

野又学園自己点検評価実施規程は、各学校に自己点検評価の組織の設置を定めており、函館大学では自己点検評価委員会を設置している。また、点検すべき項目の視点を定めている。各校に自己点検評価報告書を4年以内に1度は作成することを定めているが、実際には前述のとおり、毎年の作成を指示している。

函館大学自己点検評価委員会は、学長の委嘱により、学長・学部長・部長（3名）・事務局長の計6名で組織されている。自己点検評価報告書の作成においては、委員で執筆を分担し、執筆した原稿を委員会で精査するというプロセスを経ることにより、学内での相互理解を深めている。

③評価周期

本法人では自己点検評価の一部または全部を毎年度行うことを「学校法人野又学園自己点検評価実施規程」に定めており、函館大学においては従前までは4年に1回以上、平成27(2015)年度からは毎年、自己点検評価報告書の作成を実施することとした。

これまで、平成27(2015)年度（本報告書）、平成26(2014)年度、平成23(2011)年度、平成19(2007)年度（前回の第三者認証評価）、平成16(2004)年度、平成14(2002)年度、平成9(1997)年度において、自己点検評価報告書を作成している。これらの自己点検評価報告書は、いずれも野又学園教育向上推進委員会の議を経て理事会の承認を得ている。【資料4-1-3（理事会・教育向上推進委員会議事録（過去6年分、函館大学の自己点検評価報告書の承認状況））】

本法人では函館短期大学が平成17(2005)年度に北海道・東北地区の短期大学としては第1号として審査を受けており、同一法人で同時受審は厳しいとい判断から函館大学は平成19(2007)年度に受審した。他に先駆けて評価を受け、PDCAサイクルに基づいた改善を図ろうとしている。受審費用が高額なことから、第三者認証評価のサイクルを短縮したり、複数の認証評価機関から受審したりすることは考えていない。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法に定める自己点検・評価の義務化の趣旨は、PDCAサイクルの確立により教育研究水準の向上に努めることと、学校の情報公開を進めていくことがあると考える。

本学は、PDCAサイクルの確立に努める上では、自己点検評価報告書に代表される「検証」だけでなく、次の行動につながる「計画」を策定することが重要と考えている。そこで、法人全体として中期経営計画を策定している。平成25(2013)年度を策定年度として平成26(2014)年～平成28(2016)年の3年間の中期経営計画の策定に向け、所属長会議の下に特別委員会である「中期経営計画策定委員会」を設置し、経営理念・経営ビジョン・経営戦略をトップダウンで記述しつつ、本学を含めた設置各校の教職員に周知し、各学校の経営計画を策定した。平成28年度は次期の中期経営計画（平成29(2017)年度～平成31(2019)年度）の策定年度となっており、中期経営計画策定委員会を開催しているところである。

また、平成27年度に策定した「学校法人野又学園経営改善計画（平成27(2015)年度～平成31(2019)年度）」は、財務計画を含む計画となっており、理事会ごとに

進捗状況を報告している。

このように、PDCA サイクルの「計画」を充実させる取り組みを通じて、対となる「検証」の実効性を高めていくことが、本学の教育研究を向上させる上で必要であると考えている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①エビデンスに基づいていること

本学は小規模な大学であることから、全体も細部も見渡しやすいという特徴がある。それゆえ、これまで実施してきた自己点検評価報告書においては、エビデンスという意識は薄かったことは否めない。過去の自己点検評価報告書を見直すと、観念的な記述も少なからずあった。

日本高等教育評価機構における第三者認証評価が2サイクル目に入る際に、新しい審査基準が示され、エビデンスに基づく自己点検評価が求められるようになった。本学においては、過去の自己点検評価報告書の記述を全面的に見直し、エビデンスに基づかない記述は削除・修正の作業を実施した。

②調査、データ収集、分析

基準2（学修と教授）における項目の大多数は、日常の業務において作成される資料であり、特別な調査は行っていない。教授会、委員会での会議録もすべての委員会において適切に作成・保存されている。

仮説をもって調査・データ収集を行って分析する点では、たとえば出席状況の調査を毎日実施し、担当教員からの欠席者情報をもとに、事務局にてこれまでの学生の接触情報から欠席した原因の分析、学生本人への連絡、教員への情報提供などを行っている。（前述 基準2-3）

連絡においては、学生のプライバシーに配慮しつつ、グループウェア等を活用しており、データ収集と情報共有に役立っている。

平成27(2015)年度からは新たに「IR委員会」を設置し、教員4名と事務職員4名を委員として、各部署に散在するデータの一覧を作成し、授業の効果測定、教育成果の測定に取り組む計画を立てている。【資料4-2-1（平成27年度IR委員会事業計画）】

③結果の学内共有と公表

作成された自己点検評価報告書は、全教職員に配布している。【資料 4-2-2（自己点検評価報告書（H27 年度）を全教職員に配布していることを示す資料（教授会議事録））】

また、平成 19(2007)年度、平成 23(2011)年度、平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度（本報告書）の自己点検評価報告書は、函館大学ホームページに公開している。また、日本高等教育評価機構のホームページには、自己点検評価報告書とともに評価結果についても公開されている。（<http://www.hakodate-u.ac.jp/information/>）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法に定める自己点検・評価の義務化の趣旨には、学校の情報公開を進めていくことも含まれていると考える。大学の情報公開という点では、本学ではホームページに自己点検評価報告書を公開しており、前回の第三者認証評価の受審の平成 19(2007)年度時点からは進歩していると言える。

平成 26(2014)年度の見直しにより法人全体としての PDCA サイクルを確立し、そのサイクルの中に自己点検評価報告書を位置づけ、従前の 4 年に 1 回以上から毎年作成にしていることは、自己点検の取り組みに所属長や教職員がなれ親しみ、特別な業務ではなく本来行うべき業務として受け入れられたといえる。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

前述のとおり平成 27(2015)年度からは、自己点検評価報告書の作成頻度を毎年に行うこととした。これにより自己点検評価報告書が PDCA サイクルに位置づけられることとなる。PDCA の P(Plan)は前年度の 11 月～3 月で、所属長方針・事業計画・当初予算の作成である。D(Do)は当該年度の 4 月～3 月の 12 ヶ月間であり、その後 C(Check)は翌年度の 4 月から 9 月までの期間に自己点検評価報告書の作成として行われる。その自己点検評価報告書の内容をもとに、A(Act)として次の年度の所属長方針・事業計画・当初予算に反映させていく。

11 月～2 月までの期間は、3 つの年度の PDCA サイクルが重なる。前年度の自己点検評価報告書のエビデンスに基づく検証、当該年度の事業実施状況を踏まえて、次年度の方針・計画を策定していく。

このように 3 年度にまたがった PDCA サイクルとなっているが、PDCA サイクルは一般的には短いほうが改善が早く好ましいものの、自己点検評価報告書には「大学の適格性の評価」という役割に比重が置かれているため、簡易な方法は採用でき

本学においては自己点検評価委員会を毎月開催する。Check にあたる 4 月から 9 月の期間については、自己点検評価報告書の執筆に当たり、10 月から 3 月に関しては、点検項目に基づく点検を実施していく。ここで短期間サイクルの検証を行い、年度中あるいは次年度からの改善を図っていく。【資料 4-3-1（自己点検評価委員会年間スケジュール）】

2014												2015												2016												2017												2018		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
Plan				Do								Plan				Check				Do				Act																										
■ 所属長方針の作成				■ 事業計画書の作成												■ 決算・事業報告書の作成				■ 自己点検評価報告書の作成				■ 人事院勧告等を参考に、給与賞与の支給の決定				■ 自己点検で抽出した課題を次の所属長方針への反映				■ 所属長人事																		

11月～2月まで、3つの年度のPDCAサイクルが重なる

- ・前年度の検証にもとづき正・改善(Act)
- ・当該年度の業務執行(Do)
- ・次年度の方針・事業計画(Plan)

平成 26(2014)年度における事業計画・事業報告の見直しをまず 1 サイクル完結させていくことが重要である。来る平成 28(2016)年 3 月での事業報告書の作成と、それに基づく平成 27 年度自己点検評価報告書の作成を、特別な体制を組むことなく着実に実施していく。

76

前回の平成 19(2007)年度に受審した際の自己点検評価報告書を見直し、エビデンスに基づいた評価となるよう見直しを行った。平成 27(2015)年度からは IR 委員会も設置し、データに基づく教育改善、学校改善に取り組んでいる。

小規模な大学であることから、自己点検・評価の取り組みは教職員に周知されており、各委員会における校務運営に活かされていることに加え、法人全体で策定した中期経営計画、経営改善計画の策定にあたり活用されている。このように自己点検・評価の結果は PDCA サイクルの一部として活用されている。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

(以下は使命・目的に基づく大学独自の基準の例)

基準 A. 地域貢献

A-1 地域から必要とされる大学づくり

《A-1 の視点》

A-1-① 地域貢献の理念が明確であるか

A-1-② 卒業生が地域において貢献しているか

A-1-③ 地域の他の教育機関との連携がとれているか

A-1-④ 地域課題に取り組んでいるか

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①地域貢献の理念

函館大学は機能的分化（平成 17 年の中教審「将来像答申」）において「③幅広い職業人養成」「⑥地域の生涯学習機会の拠点」「⑦社会貢献機能」の 3 つを選択している。その中でも、社会貢献機能は、函館大学のみならず、設置法人である学校法人野又学園全体としての経営理念でもあり、地域に必要な人材育成を実践してきている。

設置する学校法人野又学園は、昭和 13 年に創設され、本年度で創立 75 年目にあたる。開校以来、全人教育を目標とし、「学園訓 3 か条“報恩感謝”“常識涵養”“実践躬行”」を具体的信条として、知・情・意の円満にして高度に発達した人材を育成することを目的（学校法人野又学園寄附行為第 3 条）として教育を行ってきた。

本法人は、現在、函館大学、函館短期大学、函館看護専門学校、函館歯科衛生士専門学校、函館短期大学付設調理製菓専門学校、函館大学附属有斗高等学校、函館大学附属柏稜高等学校、函館短期大学附属幼稚園、函館自動車学校の 9 校を設置し、地域の総合学園として主として道南地域における教育研究の向上発展に取り組んできた。すべての設置校は、本申請が地域とする函館市に立地し、本学園が教育に携わった卒業生は 7 万人（学籍管理上は 8 万人）にも達している。

創立者の建学の精神は、真の学問的探究を通じて、人はすべからず職業教育を受け、立派な専職を持ち、地域社会に貢献し得るような人材の養成にある。

このような創立者の建学の精神の背景には、函館が幕末の開港地として、諸外国との玄関口となった都市であることが影響している。明治初期より宗教的あるいは篤志家による私立学校が設立・運営され、それらを背景として、本学園のように地域に役立つ職業教育を中心とした私立学校が形成され、現在、人口約 28 万人の函館市において、1 校の私立大学（本学）、2 校の私立短期大学、6 校の私立学校法人立専修学校、8 校の私立高等学校、3 校の私立中学校、1 校の私立小学校、23 校の幼稚園と、計 44 校もの私立学校が設置され、地域の教育を実施している。

函館市は、人口減に苦しむ地方自治体の一つであるが、厳しい財政状況にも関わらず、これらの私立学校に対して最大限の理解と援助を行っている。特に、函館市独自の財源による私立学校への助成金は、一条校の学生等一人当たり年 24,000 円、学校法

人立専修学校の学生等一人当たり 13,000 円と多大な助成をうけていることは特筆すべき事項であり、学生等一人当たりの金額としては、中核市においても突出している。

このような助成が市民の理解のもと私立学校に対して行われている理由は、それぞれの教育機関が、地域に役立つ人材の育成を心がけてきたからに他ならない。

②活躍する卒業生

本学は創立から 50 年を経過し、卒業生を地域に多数輩出している。経済界においては函館商工会議所や函館観光コンベンション協会など中心的な経済団体の長や、行政においては市議会議員などを複数輩出するなどしている。最近のデータでは、道内企業における社長の数は、首都圏の大規模大学や国公立大学を含めたランキングの中で 27 位と、卒業生の累計数が 9488 人（平成 24(2012)年度末）という小規模大学としては、大いに健闘しているといえる。加えて設置法人では、各種の有資格者（看護師、保育士、栄養士、歯科衛生士、調理師、製菓衛生師、幼稚園教諭、中学校・高等学校教諭、栄養教諭）の育成も担ってきている。これらの有資格者と共に、本学卒業生が地域において働いている。建学の精神を同じくする人材が、地域において献身的に協力しあい、相乗効果を発揮していくことが、本学の理想である。

立地する都道府県である北海道からの入学者の割合は 59.6%と大半を占めており、そのほとんどが道南とよばれる渡島地方・檜山地方である。【資料 A-1-1（平成 27 年度地区別志願状況）】このような中で、卒業生のうち北海道内に就職する者の割合は 38.1%となっており、函館市内にある他大学と比べると、地元に残る学生が多い。【資料 A-1-2（平成 27 年度卒業生進路状況および求人実績）】これは、地域を支える人材、地域が必要とする人材を考えて、商学部を設置しているからに他ならない。

また、立地する函館市は津軽海峡を共有する青森県と隣接しており、平成 28(2016)年 3 月には北海道新幹線が開通したところである。本学は古くから青森県・秋田県・岩手県の北東北 3 県出身の学生がいる。大都市圏である札幌、仙台の間で、本学は地域に根ざした大学として、北東北出身の学生の出身地に就職開拓の企業訪問を行っている。その成果もあり、本学の卒業生のうち北海道・東北地方に就職する者の割合は 51.2%となる。また、本学同窓会の青森県支部も設置され、立地自治体だけでなく広域の地域において卒業生が活躍している。

③地域の教育全体におけるリーダーシップ

函館には、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・短期大学・大学の私立学校による函館私学振興協議会が昭和 44 年より現在に至るまで設置運営されており、本学学長が団体の長として私立学校を代表し、函館市長に対して教育研究への理解を訴えてきている。教育という聖域にとどまることなく、常に地域のことを第一に考え、地域発展に貢献しなければならないという、強い使命感が本学にはある。【資料 A-1-3（函館私学振興協議会加盟校名簿、役員名簿、補助金推移）】

また、私立学校だけでなく、国公立大学とも同様に連携している。キャンパス・コンソーシアム函館では、公立はこだて未来大学、北海道教育大学函館校、北海道大学大学院水産科学研究院・大学院水産科学院・水産学部等の 8 校が共同で各種事業を実

施している。その中でも教育事業としては、「単位互換集中講義 市民が担う国際観光論」「市民講座 函館学」「合同研究発表会アカデミックリンク」「集中講義 まちづくりに挑む！～地域課題解決型講義 ソリューションビジネスを実践で学ぶ～」といった活動を共同で展開している。【資料 A-1-4（キャンパス・コンソーシアム函館（加盟校名簿、役員名簿、事業計画書））】

このように、函館における地域志向とは、単独の学校でとどまるものではなく、学校種や国公私立を問わず、教育機関がすべて連携し、地域を題材として学び、地域に役立つ人材を育成することであると考ええる。

本学は大学としては小規模であり、地域においてももっとも規模の小さな大学である。しかし、法人としては、前述のとおり卒業生の数、教育に携わる人数としては、地域において最大の学校法人である。この責任を自覚し、私立学校の学校種を超えた連携・協調において中心的な役割を果たしていくとともに、国公私立の垣根を越えた大学間連携のさらなる充実に向けて、リーダーシップを発揮している。

④地域課題への取り組み

授業科目「商学実習Ⅰ（１年次）」「商学実習Ⅱ（２年次）」において学生が地域課題を設定し、グループワーク、現場でのアンケート等の調査活動、分析、プレゼンテーションを行っている。【資料 A-1-5（平成 27 年度商学実習Ⅰ・Ⅱ発表プログラム）】

本学の商学実習は、１年次から開始される点が特徴であり、社会科学系の大学としては現場感を持つこと、リーダーシップに触れることを重視しており、３年次以降のゼミナール、卒業論文に主体的に取り組む意欲を持たせる狙いがある。また、地元就職を増やすためにも１年次からの取り組みが有効である。学生は就職活動において、名前の知られた大企業ばかりに目が行ってしまうが、学生は地元企業のことをよく理解しておらず、地元企業の経営者や幹部職員と対話することが効果的である。

平成 26(2014)年度には、科研費で基盤研究(C)(一般)研究課題「北海道新幹線開業前後の沿線自治体および事業者の動向」が採択され、「商学実習連続講座北海道新幹線を知ろう」は一般の方にも公開している。【資料 A-1-6（「北海道新幹線開業前後の沿線自治体及び事業者の動向」研究計画調書）】【資料 A-1-7（平成 26 年度商学実習連続講座北海道新幹線を知ろうパンフレット）】

教員により組織されている函館大学地域総合研究所では、いくつかのプロジェクトで地域に関する研究を進めている。【資料 A-1-8（地域総合研究所事業報告）】

平成 25(2013)年度に開設した函館大学ベイエリア・サテライトは授業や公開講座で学生が使用をしている。平成 26(2014)年度からは、函館西部地区振興協議会との協議を行っている。【資料 A-1-9（西部地区振興協議会打ち合わせ資料）】

平成 27(2015)年度からは、公開講座委員会を「地域連携委員会」に改組した上で、常設の地域連携センターを設置し専従の職員を３名配置している（専任職員２名、業務委託１名）。【資料 A-1-10（函館大学各種委員会規程）】【資料 A-1-11（函館大学地域連携センター設置規程）】

平成 26(2014)には、函館市との相互協力協定を締結した。教育、文化、学術および地域振興などまちづくり全般に係るものであり、経済・産業のみならず交通・福祉・

環境等の幅広い分野での連携をすることとし、定期的な話し合いの場をもつこととなっている。【資料 A-1-12（函館市と函館大学の相互協力協定書）】

平成 27(2015)年度には、北海道中小企業家同友会函館支部との相互協力協定を締結している。【資料 A-1-13（北海道中小企業家同友会函館支部と函館大学の相互協力協定書）】

函館商工会議所とは協定の締結はないものの、平成 27(2015)年度に市民向けの講演会を共同開催し、また、商工会議所から要望されていた中国語講座（全 8 回）を本学にて開催するなどしている。【資料 A-1-14（函館商工会議所創立 120 周年・函館大学創立 50 周年記念講演会パンフレット）】

また、本学の教育課程についての意見を聴取する場を設け、函館市企画部長、函館商工会議所専務理事などに本学のシラバスなど資料を見ていただきつつ、ひとりずつ対面にて意見を伺った。その中でも国際人材への要望が少なくなかった。【資料 A-1-15（産業界からの意見聴取記録）】

平成 27(2015)年度からは、FD 研修会として地域における食の輸出の動きを取り上げ、実践的な内容の勉強会を実施した。【資料 A-1-16（平成 27 年度 F D 研修会実施報告）】

平成 27(2015)年度にはアジア・マーケティング研究会の発足、アジア・マーケティング研修 in 香港を実施したほか、長栄大学（台湾）との学術協力協定も締結し、平成 28(2016)年 8 月からは学生をアジアの学生と交流できるサマー・キャンプ（1 週間）に参加させる。このような取り組みは地域でも好意的に受け止められている。【資料 A-1-16（函館新聞 2016 年 4 月 6 日、アジア・マーケティング研修 in 香港）】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域課題への取り組みは、さらに質的にも量的にも向上させていきたい。近年は地域課題の取り組みと、国際化の取り組みが接近している。これは本学にとって望ましい状況であると考えている。もともと我が国の商学部は「商法講習所」（現在の一橋大学の前身）を起源としており、外国とビジネスにおいて互角に渡り合う必要性から生まれた学問といってよい。地方でのグローバル化の進展に本学が教育研究面で貢献し、本学の評価を一層高めていきたい。このような構想のもと、文部科学省による平成 28 年度私立大学研究ブランディング事業への申請を予定している。

【基準 A の自己評価】

地域に教育機会を提供し、地域を発展させる人材を育成することは、法人の建学の精神として明確になっている。創立から 50 年の節目を超えて、卒業生は函館市の重要な位置を占めている。卒業生の多くは地元から入学し、地元就職していることから、商学部が地域から必要とされている学部であることを示している。

地域の教育機関としては、キャンパス・コンソーシアム函館や函館私学振興協議会において、中心的な役割を担っている。

学生が地域課題に取り組む少人数授業を 1 年次から必修化しており、ベイエリア・サテライトを設置し、地域課題に取り組みやすい環境を構築し、教員も地域課題に研究活動として取り組んでいる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	該当なし

【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人野又学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	函館大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び 理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況 など）がわかる資料（前年度分）	
	・ 法人役員評議員等名簿 ・ 理事会・評議員会出席状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学長の入学式・卒業式式辞	
【資料 1-1-2】	函館短期大学付属幼稚園での学園訓 3 か条の説明例	
【資料 1-1-3】	南海大学濱海学院訪問計画案	
【資料 1-1-4】	函館市と函館大学の相互協力協定書	
【資料 1-1-5】	渡島・檜山 18 市町訪問記録	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	旧・教育目標（具体的人間像）	
【資料 1-2-2】	専攻塾制度について	
【資料 1-2-3】	シンガポール出張報告書	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	「学園要覧」	
【資料 1-3-2】	「学校法人野又学園職員手帳」	
【資料 1-3-3】	「学報」	
【資料 1-3-4】	「ぼるとさびえ」	
【資料 1-3-5】	ホームページ「学長挨拶」	
【資料 1-3-6】	函館大学図書館規程	
【資料 1-3-7】	函館大学地域総合研究所規程	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	受講者数一覧表（2015 年度）	
【資料 2-2-2】	FD 研究会資料（2014 年度）	
【資料 2-2-3】	授業評価（教授会資料）	
【資料 2-2-4】	商学実習担当者会議資料	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 27 年度新入生オリエンテーション日程	
【資料 2-3-2】	グループウェアによる出席管理の例	
【資料 2-3-3】	平成 26 年度協学会資料（抜粋）	
【資料 2-3-4】	連携、関係先企業との連絡及び情報共有 （グループウェアより）	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	専門ゼミナール選択資料	
2-5. キャリアガイダンス		

2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 26 年度商学実習発表会評価集計結果	
【資料 2-6-2】	平成 26 年度企業訪問採用情報記録（抜粋）	
【資料 2-6-3】	平成 26 年度就職部総括	
【資料 2-6-4】	平成 26 年度学生生活満足度調査結果	
【資料 2-6-5】	授業アンケート用紙	
【資料 2-6-6】	学生カードの例	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生委員会資料（奨学金関連）	
【資料 2-7-2】	災害時の対応例（東日本大震災時）	
【資料 2-7-3】	学生宿舎関連資料	
【資料 2-7-4】	学友会「中央委員会」開催資料	
【資料 2-7-5】	保健室利用状況	
【資料 2-7-6】	「ピア・サポートによる学生協同支援プログラム」 平成 22・23 年事業報告書（抜粋）	
【資料 2-7-7】	学生相談（カウンセリング）実施状況	
【資料 2-7-8】	平成 26 年度チーム支援会議開催時の資料（抜粋）	
【資料 2-7-9】	平成 26 年度「新入生歓迎イベント」開催資料	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	函館大学教員の任用および昇格選考基準	
【資料 2-8-2】	授業改善コメント（平成 26 年度分）	
【資料 2-8-3】	平成 27 年度 FD 研修会の実施について	
【資料 2-8-4】	平成 27 年度相互授業見学の実施について	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	函館大学バリエリア・サテライト利用案内	
【資料 2-9-2】	函館大学図書館規程	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人野又学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 3-1-2】	学園訓 3 か条	
【資料 3-1-3】	建学の精神	
【資料 3-1-4】	野又学園 HP http://www.nomata.ac.jp	
【資料 3-1-5】	ぼるとさびえ	【資料 1-3-4】 参照
【資料 3-1-6】	学長の入学式・卒業式式辞	【資料 1-1-1】 参照
【資料 3-1-7】	学校法人野又学園公益通報者保護規程	

【資料 3-1-8】	函館大学・函館短期大学における公的研究費等の不正使用防止対策に関する基本方針	
【資料 3-1-9】	函館大学・函館短期大学における公的研究費等の不正使用防止対策に関する規程	
【資料 3-1-10】	函館大学・函館短期大学における公的研究費等の不正使用防止計画	
【資料 3-1-11】	野又学園ホームページ・不正防止	
【資料 3-1-12】	学校法人野又学園運営協議会規程	
【資料 3-1-13】	学校法人野又学園就業規則管理規定 〔別紙〕各校就業規則作成基準	
【資料 3-1-14】	野又学園教育向上推進委員会規程	
【資料 3-1-15】	学校法人野又学園自己点検評価実施規程	
【資料 3-1-16】	平成 26 年度教育向上推進委員会議事録	
【資料 3-1-17】	平成 27 年度以降の学長直轄組織について	
【資料 3-1-18】	函館大学教員の任用および昇格選考基準	【資料 2-8-1】 参照
【資料 3-1-19】	平成 26 年度第 5 回理事会資料 「函館大学学長選考の見直しについて」	
【資料 3-1-20】	函館大学内簡易郵便局	
【資料 3-1-21】	セクシャルハラスメントの防止に関する規程	
【資料 3-1-22】	函館大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 3-1-23】	ハラスメントリーフレット	
【資料 3-1-24】	函館大学消防計画（防火管理）	
【資料 3-1-25】	アスベスト調査結果	
【資料 3-1-26】	函館大学大地震対策マニュアル	
【資料 3-1-27】	野又学園ホームページ・情報公開	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人野又学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 3-2-2】	学校法人野又学園寄附行為施行細則	
【資料 3-2-3】	理事会・評議員会出席状況	【資料 F-10】 参照
【資料 3-2-4】	法人役員評議員等名簿	【資料 F-10】 参照
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	平成 27 年度函館大学校務分掌組織図	
【資料 3-3-2】	平成 27 年度以降の学長直轄組織について	
【資料 3-3-3】	部長会議規程	
【資料 3-3-4】	教育改善会議規程	
【資料 3-3-5】	函館大学学則第 46 条第 3 号に基づく教授会の審議事項について	
【資料 3-3-6】	平成 27 年度委員会開催状況	
【資料 3-3-7】	平成 26 年度第 2 回所属長会議資料	

	「事業計画書の見直しについて」	
【資料 3-3-8】	平成 27 年度函館大学組織図	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人野又学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 3-4-2】	理事会・評議員会出席状況	【資料 F-10】 参照
【資料 3-4-3】	平成 27 年度函館大学会議開催状況表	
【資料 3-4-4】	平成 26 年度運営協議会開催状況	
【資料 3-4-5】	平成 26 年度所属長会議資料	
【資料 3-4-6】	学校法人監事研修会参加状況	
【資料 3-4-7】	平成 27 年度事務職員等人事評価実施要項	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人野又学園事務管理規則	
【資料 3-5-2】	学校法人野又学園事務職員等人事評価規程	
【資料 3-5-3】	函館大学教員の任用および昇格選考基準	【資料 2-8-1】 参照
【資料 3-5-4】	函館大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-5-5】	函館大学就業規則	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人野又学園中期経営計画	
【資料 3-6-2】	学校法人野又学園経営改善計画	
【資料 3-6-3】	函館大学再建計画	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人野又学園予算編成方針	
【資料 3-7-2】	学校法人野又学園資産運用規程	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	野又学園教育向上推進委員会規程	
【資料 4-1-2】	野又学園自己点検評価実施規程	
【資料 4-1-3】	理事会・教育向上推進委員会議事録 (過去 6 年分、函館大学の自己点検評価報告書の承認状況)	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 27 年度 IR 委員会事業計画	
【資料 4-2-2】	自己点検評価報告書（H26 年度）を全教職員に 配付していることを示す資料（教授会議事録）	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	自己点検評価委員会年間スケジュール	

【資料 4-3-2】	中期経営計画策定委員会議事録	
------------	----------------	--

基準 A. 地域貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域から必要とされる大学づくり		
【資料 A-1-1】	地区別志願者等推移	
【資料 A-1-2】	平成 27 年度卒業生進路状況および求人実績	
【資料 A-1-3】	函館私学振興協議会加盟校名簿、役員名簿、補助金推移	
【資料 A-1-4】	キャンパス・コンソーシアム函館 (加盟校名簿、役員名簿、事業計画書)	
【資料 A-1-5】	平成 26 年度商学実習Ⅰ・Ⅱ発表プログラム	
【資料 A-1-6】	「北海道新幹線開業前後の沿線自治体及び事業者の動向」 研究計画調書	
【資料 A-1-7】	平成 26 年度商学実習連続講座 北海道新幹線を知ろうパンフレット	
【資料 A-1-8】	地域総合研究所事業報告	
【資料 A-1-9】	西部地区振興協議会打ち合わせ資料	
【資料 A-1-10】	函館大学各種委員会規程	
【資料 A-1-11】	函館大学地域連携センター設置規程	
【資料 A-1-12】	函館市と函館大学の相互協力協定書	
【資料 A-1-13】	北海道中小企業家同友会函館支部と 函館大学の相互協力協定書	
【資料 A-1-14】	函館商工会議所創立 120 周年・函館大学開学 50 周年記念 講演会パンフレット	
【資料 A-1-15】	産業界からの意見聴取記録	
【資料 A-1-16】	函館新聞 2016 年 4 月 6 日 アジア・マーケティング研修 in 香港	
【資料 A-1-17】	平成 27 年度 F D 研修会実施案	